# 博士論文

介護保険施設の経営についての理論的・実証的研究

-利益と内部留保のあり方を中心に-

## 2013年度

日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科

<u>氏 名:松原由美</u>

## 論文要旨

氏 名:松原 由美

#### ◆論文題目

介護保険施設の経営についての理論的・実証的研究 -利益と内部留保のあり方を中心に-

#### ◆要 旨

介護保険施設事業では経営が厳しく、職員の給与水準が低すぎ、それを主因に介護職員が不足しているとの指摘を受けている。実際 2009 年から 2011 年まで介護職員処遇改善交付金が交付され、さらにこれが 2012 年以降は介護報酬への加算という形に変わって現在まで続いている。一方で、介護保険施設、なかでも介護老人福祉施設(いわゆる特別養護老人ホーム。以下、特養)を経営する社会福祉法人は、内部留保を貯め込み過ぎているとの批判も受けている。

このように特養の経営実態に対する認識には大きな相違が見られるが、これは特養事業に おける経営、とりわけ利益やその蓄積である内部留保のあり方に対する捉え方が定まってい ないことが起因していると思われる。

そこで本研究では、介護保険施設事業における経営のあり方、特に利益および内部留保のあり方について考察し、「一定の利益」といった抽象論ではなく、具体的に必要な利益および内部留保の算出方法を検討した。また本研究で得た算出方法に基づき、実際のデータを用いて特養における内部留保の多寡の状況を実証した。

実証にあたっては平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金「介護老人福祉施設等の運営 及び財政状況に関する研究事業」の質問紙調査のデータを用いた。質問紙調査は全国の特養 6104 施設(公立および事業開始3年以内を除く)を対象に 2012 年 9 月より郵送によって行われ た。回収率は41.3%であった。

介護保険3施設(特養、介護老人保健施設、介護療養型病床)には主要なところで共通点が多いため、3施設を一括して研究対象としたが、3施設間に全く差異がない訳ではない。 しかしそれぞれについて述べると煩雑化するため、本研究では代表的施設である特養について論じた。また、ここで経営のあり方とは、財務的側面で捉えた経営面に限定している。

まず序章では主な先行研究を整理した。本研究でキーワードとなるのは、再生産コスト、必要利益、内部留保なので、これらに関する論文等を先行研究として取り上げた。内部留保に関する先行研究は、内部留保が過大であるとする過大論と、過大であることを前提に内部留保を活用すべきという活用論に集約されるが、問題点を要約すると次に示すとおりである。

- ①再生産コストの具体的算出方法が示されていない。
- ②必要利益の具体的算出方法が示されていない。

③必要な内部留保の具体的算出方法が示されていない。

その結果として、下記の問題が残されている。

- ④内部留保の過大論であるにも関わらず、過大であるとする判定尺度が示されていない。
- ⑤内部留保の活用論であるにも関わらず、貸借対照表の借方をベースにした金額で論じられていない。
- ⑥活用可能金額の把握が曖昧である。

こうした問題が残る結果となったのは、内部留保問題は本来、経営的視点で捉えるべき課題であるにも関わらず、会計的側面である、何を内部留保に加えるか否かといった内部留保 の範囲を中心に議論されてきたためと思われる。

内部留保を経営的側面で捉えれば、内部留保とは事業体にとって何であるかといった内部留保の意義に関する本質的視点で定義づけるところから始めるべきであろう。問題として残った上記④~⑥が十分解明されないのは、結局のところ必要利益およびその拠り所(再生産コスト)の把握が十分できないところに原因があると思われる。それはつまるところ経営のあり方に遡って検証されるべき問題と考える。これが本研究で、経営とりわけ利益のあり方を研究する所以である。

第1部の理論研究の第1章では特養事業の特質について、財本来の特質、制度上の特質、経営上の特質の3つの視点から検討を行った。その結果、特養事業の特質とは、①要介護高齢者の生活の支援であり、②公益性、社会性が強く、③支払い能力に応じてではなく「必要に応じて」購入できるサービスを提供することが要請され、このため、④税と社会保険料を通じて社会全体で支えあう仕組みにより成り立っている事業であることを明示した。

こうした事業においては、規模拡大や高収益追求ではなく、事業の安定継続が何よりも求められる。そのためには施設の建替え、すなわち再生産コストを円滑に調達することが最も 重要な経営課題となる。特養事業経営者がこうした経営理念をしっかり保持して経営にあた る必要性を指摘した。

理論研究の第2章では再生産コストおよび必要利益の具体的算出方法を示した。

再生産コストは、本来減価償却費で賄うものだが、現実にはそれだけでは不足する。本研究では再生産コストのうち、減価償却費だけでは賄えない部分があることを示し、その内容が i) 借入金返済額と減価償却費とのキャッシュフロー不足 (ギャップ)、ii) 当初建設費 (現行施設の建設費) と比べた次期建設費の増大分 ( $\alpha$ ) であり、これを賄うものは他にファイナンスの手段がない限り、利益以外にないことを明らかにし、その合計を必要利益とした。

ギャップを賄う利益について、理論的に示したほか、実態をみても今回の質問紙調査結果によれば、83.5%が減価償却費だけでは借入金返済が賄えない状況にあることを示した。

また  $\alpha$  を賄う利益についても、理論的にその必要性を論じたほか、現実に 1 床当たり建設費は当初建設時と比べれば次期建設時には確実に上昇していることを実証した。たとえば既述の質問紙調査によると、1970年に建てた施設は 1 床当たり 522 万円で建設しているが、39年後の 2009年に建替える際には 1 床当たり 1,146 万円と、実に 2 倍以上に建設費が上がっている。

これらから、再生産コストを賄うには、減価償却費のほかに、ギャップを賄う分と $\alpha$ を賄う分を必要利益として確保することが求められることを示した。

理論研究の第3章では、内部留保を貸借対照表の借方で捉える方法を示した。

内部留保の機能・役割は何かといえば、それは準備資産であることを明らかにした。内部 留保の機能・役割を準備資産と捉えるのであれば、それは資産なので借方で捉えるべきもの となる。また、準備資産であれば本来業務の用に供される資産への投下前の姿なので、原則 現金形態である。ただ現実には資産効率の観点から、預金、貸付金、有価証券、つまり換金 性資産の形態で保有されていることを示した。

本研究では、内部資金の蓄積額を源泉とする借方に計上されている換金性資産のうち、準備資産の性格を有するものを内部留保(実在内部留保)と定義し、この内部留保を内部留保 多寡の判定対象とした。次に必要利益からその蓄積額である必要内部留保を試算し、これを 判定尺度として内部留保の多寡をはじめて具体的にデータを用いて実証した。

第Ⅱ部の実証研究の第4章では、個別施設毎に必要内部留保額と実在内部留保額を算出するモデル計算を提示し、そのうえでそれらを比較して、その多寡を判定した。その結果、実在内部留保額が必要内部留保額を満たしていないケースは判定対象施設の52.5%、必要内部留保額のレベルにあるケースは14.6%、必要内部留保額以上に蓄積されているケースは32.8%であった。特養の内部留保が平均3.1億円あることをもって、貯め込みすぎなどの批判があるが、実際に準備資産として活用可能な実在内部留保として保有しているのは、その半額程度であり、かつ必要な内部留保に達していない施設は、今回の判定対象施設において半数にのぼった。

第5章では調査回答施設の属性分析を踏まえつつ、実在内部留保の多寡と、社会還元の実施度合や職員の処遇状況(低所得者に対する利用者負担軽減等を実施しない、あるいは人件費を抑制する等)について、統計的分析手法である Kruskal-Wallis に基づいて有意差をみたが、特段の関連は見られなかった。つまり、内部留保が過大と思われる施設は、作為的に人件費を削るなどの不適切な経営を行うことで内部留保を貯め込んでいるのではなく、無作為に溜まっている施設が多いと考えられる。

最後に、終章で整理・提示した本研究の意義は、以下の通りである。

- ①再生産コスト、必要利益、内部留保の先行研究における問題について解明し、特養事業の 特質から特養事業において経営上何が最も肝要であるかを導きだした。
- ②特養事業における再生産コスト、必要利益、必要内部留保額の具体的算出方法をはじめて 示した。
- ③内部留保の意義から、明示的に貸借対照表の借方における、実在している準備資産で内部 留保を定義した。
- ④特養事業の内部留保の多寡をはじめて具体的判定基準を用いて判定した。

本研究の限界は、社会的な観点から利益計上に許容範囲が存在すると思われる非営利事業を対象としているため、際限ない利益追求が許容される一般産業における営利企業に対しては、技術的な面より本研究で示した必要利益、必要内部留保の算出方法をそのまま適用できない点である。何故なら、変化が極めて少なく安定した特養事業では必要利益の算出根拠(再生産コスト)を設定できるのに対し、際限ない利益が許容され、成長利益を要し、様々なリスクに晒されている一般産業の営利企業においては、何を以って必要利益を算定する拠り所とするか、その設定が困難なためである。

しかし、営利企業を対象とする場合でも、内部留保の活用を論ずるのであれば、貸借対照表の借方面に踏み込んで論じられるべきであり、過大論を言うのであれば、何らかの形で判定尺度となる必要利益、必要内部留保の理論的および実践的根拠の解明が求められる。今後こうした課題への更なる研究が望まれる。

なお、内部留保が貸借対照表に現れ、かつ資金調達の方法によって内部留保の金額も異なることから、本研究では財務分析が求められる。そこで補論において財務分析の基本的手法を示した。

### Abstract of Doctoral Dissertation

SURNAME, Firstname: Matsubara Yumi

#### [Title]

Theoretical and Empirical Study on the Management of Facilities Covered by the Long-term Care Insurance

— Focusing on Profit and Retained Earnings

#### [Abstract]

It is said that facilities covered by the long-term care insurance suffer from staff shortages largely due to the fact that the wage standards are too low because of financial difficulty. To address this issue, from 2009 to 2011, the Subsidy for Improving the Benefits of Nursing Care Staff was granted by the government. Since 2012, this system has been replaced with additions made to nursing care compensation. Meanwhile, social welfare service corporations that manage facilities covered by long-term care insurance — in particular, Welfare facility for the elderly requiring long-term care (the so-called "special nursing homes") — have been criticized for retaining too much earnings.

In such way, a substantial variation exists in the way people understand the management of special nursing homes. This is due to the fact that a consensus is yet to be made on how to assess their management, especially with respect to profit, as well as retained earnings, which reflect the accumulation of profit.

Against this backdrop, this research sought to comprehend the ways the business is run at facilities covered by long-term care insurance, with the focus on their profit and retained earnings. The study avoided abstract discussions that prioritize the numbers alone, and took a more specific method that investigates the calculation methods used in determining the amount of required profit and required retained earnings. Based on these calculation methods, actual data were used to empirically verify if the amount of retained earnings at special nursing homes are too much or not.

In verifying the numbers, data were used that had been collected from questionnaires used in "Research on the Management and Finances of Facilities Covered by Public Aid Providing Long-term Care to the Elderly," a study conducted through the 2012 Subsidy for the Promotion of Elderly Health Care Businesses. The survey targeted 6,104 facilities throughout Japan (excluding public facilities and those in operation for three years or less) in September 2012. The valid collection rate was 41.3%.

Since the three types of facilities covered by the long-term care insurance (special nursing homes, healthcare facilities for the elderly requiring long-time care, and sanatorium-type medical care facilities for the elderly requiring long-term care) share many major features, this research treated all of them as one category. However, this does not mean there are any differences among them. Still, to steer clear of complications, this study focused on special nursing homes, which are most representative. Moreover, by "management," this research limits its considerations to the financial aspects of the business.

In the introduction, the paper reviewed major previous research. Since the keywords related to this study are "reproduction cost," "required profit," and "retained earnings," papers and other research outputs were chosen. The existing research on retained earnings can be categorized into two types: that which argues that the retained earnings are excessive, and that which recommends businesses to leverage retained earnings for wage increase and so forth on the acknowledgement that they are indeed excessive. The following summarizes the major issues:

- 1. No specific calculation method to determine the reproduction cost is presented.
- 2. No specific calculation method to determine the required profit is presented.
- 3. No specific calculation method to determine the required retained earnings is presented.

Consequently, the following problems remain:

- 4. Even though retained earnings are said to be excessive, no barometer to determine whether they are excessive is presented.
- 5. Even though recommendations are made to leverage retained earnings, the discussions do not base themselves on the amount of the debit side of the balance sheet.
- 6. The exact amount of finances that could be leveraged is unclear.

These issues remain because previous research treated retained earnings from the standpoint of accounting, which focuses on their scope — in other words, what should be included and excluded in retained earnings. This approach falls short of understanding the issue of retained earnings from the management's perspective.

By taking the angle of the management, we must first begin by defining the significance of retained earnings to businesses — their necessity, functions, and roles in their essence. Ultimately, the issues raised from items 4 to 6 above have not been adequately addressed because there is a lack of understanding of required profit and its source (reproduction cost). In the end, it is an issue that ought to be investigated by understanding the way the management is run — the very reason why this paper seeks to study management, especially in terms of profit.

Chapter One of Section One, in which the paper discusses the study's theoretical research, investigated the characteristics of special nursing home businesses by considering their three aspects: finances, policies, and management. As a result, this research showed that special nursing homes support the lives of the elderly who require nursing care; play a strong role in the public and society; and are expected to provide services that are purchased based on necessity, not solvency — the very reason why special nursing homes are businesses that are founded on a mutual support framework backed by taxes and social insurance fees.

First and foremost, these businesses are expected to sustain a stable operation, not to expand their scale or pursue higher profit. To this end, special nursing homes face the most important management goal of procuring the funds to rebuild their facilities — i.e., the reproduction cost — without difficulty. The paper therefore argued that there is a need for operators of special nursing homes to hold steadfast to this management principle in running their businesses.

In Chapter Two, this research presented a specific calculation method to determine the reproduction cost and the required profit.

Fundamentally speaking, the reproduction cost is covered by depreciation expenses. However, in reality, these alone are insufficient. This research pointed out that there are portions in the reproduction cost that cannot be covered by depreciation expenses alone. These comprise insufficient cash flow (a gap) between loan repayments and depreciation expenses, and the amount of increase ( $\alpha$ ) from the original construction cost (the construction cost of the existing facility) and the construction cost of the next facility. Unless there are other financial means, the study argued that only profit can defray the cost. This is required profit.

The profit that fixes the gap was theoretically presented. Looking at the present conditions, according to the results of the questionnaire survey, 83.5% of respondents said that depreciation expenses alone do not allow them to repay their loans.

Moreover, this research theoretically showed that the profit that covers  $\alpha$  is necessary. In addition, the study empirically proved that the construction cost per bed definitely increases by the time of the next construction. For example, according to the aforementioned questionnaire survey, a facility built in 1970 cost 5.22million yen per bed. However, when the business rebuilds its facility 39 years later in 2009, it cost 11.46 million yen per bed. Indeed, the construction cost has doubled.

Given these data, to cover the reproduction cost, a business must secure an amount to cover the gap and  $\alpha$  as required profit, in addition to depreciation expenses.

In Chapter Three, the theoretical aspect of this research presented a method to calculate retained earnings based on the amount of the debit side of the balance sheet.

The paper clarified that the function and role of retained earnings are to act as reserved assets (assets to address risks). Treating retained earnings as such means that they are assets. Therefore, they should be covered by the assets of the debit side of the balance sheet. Moreover, if they are reserved assets, they are yet to be invested as assets to be used for business operation. Thus, they take the form of cash. However, in reality, they are possessed as cashable assets, such as deposits, loans, and securities so as to optimize them.

This research defined retained earnings (actual retained earnings) as items having the properties of reserve assets among cashable assets that reflect the cumulative amount of internal funds and which are listed as assets in the debit side of the balance sheet. The study then conducted a trial calculation of the required retained earnings out of the required profit, which reflects the cumulative amount. The result was used as a barometer to judge the amount of retained earnings using specific data for the first time.

In Chapter Four of Section Two, the empirical portion of the study, this paper presented a model calculation to determine the required and actual retained earnings at each facility, compared them, and determined the amount. The results showed that 52.5% of the facilities did not have the required retained earnings, while 14.6% met the requirement, and 32.8% have accumulated retained earnings at the required level or above. As the average amount of\_retained earnings at special nursing homes is 310 million yen, some have criticized the fact that the businesses retain too much. However, only about half of the amount is allocated as actual retained earnings that could be actually used as reserve assets. Moreover, among the facilities reviewed in this research, around half did not maintain the required retained earnings.

Based on an attribute analysis of the responding facilities and the statistical method of Kruskal-Wallis, no strong relationships were established between the amount of the actual retained earnings and the degree to which the facilities give back to society and staff compensation (e.g., lack of actions taken to reduce the amount of coverage by low-income users, or reduction of personnel expenses). In other words, facilities which are suspected of retaining excessive retained earnings report such amount not because they intentionally cut personnel expenses or run an unfair management, but because many facilities just happen to retain them.

Finally, the significance of this study is as follows, as summarized and presented in the last chapter.

1. This study clarified the problems regarding the reproduction cost, required profit, and retained earnings in previous research, and discerned the most important management issues in running special nursing homes by considering their characteristics.

- 2. This study also made a breakthrough by presenting a specific calculation method to determine the reproduction cost, required profit, and required retained earnings.
- 3.In addition, this study defined retained earnings in relation to the reserve assets that actually listed in the debit side of the balance sheet.
- 4. Finally, this research is the first to assess the amount of retained earnings of special nursing homes using a set of standards.

The limits of this research include the fact that its calculation methods for determining the required profit and required retained earnings — ones that were presented from a technical standpoint — cannot be applied to for-profit corporations in general industry, which are allowed to pursue limitless profit. This is because this study focuses on not-for –profit businesses for which the permissible limit to the amount of profit reported likely applies from a social standpoint. While special nursing homes, which experience very small changes, can establish the calculation basis (the reproduction cost) for determining the required profit, for-profit corporations in general industry are allowed to pursue limitless profit, require profit growth, and are exposed to a variety of risks. As such, it is difficult to determine the items to use to calculate the required profit at for-profit corporations.

Nonetheless, studies that focus on for-profit corporations should also shed light on the debit side of the balance sheet in arguing for the use of retained earnings. From the view point of excessive retained earnings, the author believes that efforts must be made in some way to clarify the theoretical and empirical grounds of the required profit and required retained earnings, which provide the barometer of judgment. Going forward, these issues ought to be addressed further in future research.

Since retained earnings are shown on the balance sheet, and their amount differs according to the financing method, this research requires financial analysis. Therefore, a basic method for financial analysis was presented in the addendum.

## 目 次

序章		$\cdots 1$
第1節	研究の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	主な先行研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	研究方法	9
第4節	本研究における主要な用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
	介護保険施設の経営に関する理論的研究	
第1章 特	寺養事業の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節	特養事業本来の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	特養事業の制度上の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	特養事業の経営上の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	小括·····	
第2章 特	寺養事業における必要利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節	介護報酬と適正利益に関する論点整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	特養事業における必要利益に関する検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
第3節	減価償却費と借入金返済額とのギャップを賄う利益について	
第4節	建設費上昇分の $\alpha$ を賄う利益について······	
第5節	小括·····	
第3章 特	寺養事業における内部留保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節	内部留保の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	発生源内部留保·····	
第3節	実在内部留保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	特養事業における自己資金充実のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	小括·····	3 8
	介護保険施設の経営に関する実証的研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4章 必	必要利益・必要内部留保額の算出のためのモデル計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第1節	判定尺度としての必要内部留保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	内部留保の判定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節		
第4節	小括·····	
	寺養事業における内部留保に関する質問紙調査	
第1節	調査対象と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	調査回答施設の属性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	調香結果	5.3

4節	調査結果の分析・・・・・・・・・・・・5	
5節	小括······ 5	7
総担	ちと提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	8
1節	総括-本研究で明らかにしたこと・・・・・・・・・・・・ 5	8
2節	税や社会保険料で賄われる事業である介護保険施設の経営のあり方・・・・ 5	9
3節	実証結果を踏まえた介護保険施設における資金調達の通説に関する考察・・・ 6	0
4節	本研究の意義と限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	2
財務	8的側面から捉えた特養事業経営6	4
1節	財務的側面から捉えた事業経営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	4
2節		
3節	貸借対照表の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4節	貸借対照表に表れる資金の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5節	特養事業における貸借対照表の特徴・・・・・・・・ 7	4
資料(1	)特養の質問紙調査単純集計表・・・・・・・・・・・・・・・ 7	7
文献 ·	1 1	2
		9
	5 1 2 3 4 1 2 3 4 5 資資 文節 総節節節節 財節節節節節 料料 献	5節 小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 序章

#### 第1節 研究の背景と目的

介護保険施設事業では経営が厳しく、そこで働く職員の給与水準が低すぎ、それを 主因に介護職員が不足しているとの指摘を受け、実際 2009 年から 2011 年まで、介護 職員処遇改善交付金が交付され、さらにこれが 2012 年以降は介護報酬への加算という 形に変わって現在まで続いている。

その一方で、介護保険施設、なかでも介護老人福祉施設(いわゆる特別養護老人ホーム。以下、特養)を経営する社会福祉法人は、内部留保を貯め込み過ぎているとの批判を受けている<sup>1,2,3</sup>。

このように特養の経営実態に対する認識に大きな相違が見られるが、これは特養事業における経営、とりわけ利益やその蓄積である内部留保のあり方に対する捉え方が定まっていないことが起因していると思われる。

周知の通り介護保険施設事業の開設者は医療法人や社会福祉法人等の非営利組織に限定されている。非営利組織について学問的には、ミッション遂行が事業目的で、利益獲得は目的ではないとし、配当は出来ないとする一方で、非営利組織であっても一定の利益は必要とされている。

これを受けて非営利組織経営者にはミッションさえ遂行すれば利益は不要と、利益を計上することに対してネガティブな考えが生じている一方で、配当さえしなければ利益をいくらあげても許されると、際限ない利益を追求する考えも存在すると思われる。

また、介護保険制度施行前は措置制度で利益計上自体が容認されていなかったのに対し、介護保険制度施行後は契約制度の下、自立した経営が求められ、企業会計ルールを大幅に取り入れた会計制度の導入とも相まって、創意工夫による効率経営が奨励されたが、こうした経営環境の激変に、経営者が十分対応しきれていない面もあろう。

しかしいずれにしても、それでは非営利組織がどの程度の利益をあげれば良いのか、どの程度の利益を目標に経営をすれば良いのかについては十分に検証されていない。そのため、配当しないという点を除けば、利益獲得のプロセスにおいて、営利と非営利の相違も十分説明できない。利益獲得は目的ではない、しかし利益獲得は必要であるとされる非営利組織において、あるべき利益レベルやその蓄積である内部留保レベルが具体的に示されなければ、何をメルクマールに経営を行えば良いのか分らない。

http://blogos.com/article/26443/

<sup>1</sup> 松山幸弘「黒字ため込む社会福祉法人 復興事業への拠出 議論を」「経済教室」『日本経済新聞』、2011 年 7 月 7 日

<sup>2</sup> 鈴木亘「出た!特別養護老人ホームの内部留保は2兆円!」

<sup>3</sup> 財務省『2012 年度予算執行調査資料』 45-46 頁

http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget\_execution\_audit/fy2012/sy2407/2407c.pdf  $^4$  言うまでもなく、ここでは自治会や同窓会などの収支さえ合えば利益は原則不要な事業性の低い組織ではなく、運営経費を自らの事業収益で賄うことが求められる事業性の高い事業を運営する組織、たとえば介護保険施設や病院などを想定している。

そこで本研究では、介護保険施設事業における経営のあり方、とりわけ利益および 内部留保のあり方について考察し、一定の利益といった抽象論ではなく、具体的に必要 な利益および内部留保の算出方法を検討する。また本研究で得た算出方法に基づき実際 のデータを用いて特養における内部留保の多寡の状況を検証する。

本研究では介護保険施設事業の経営についての理論的・実証的研究と題して、その経営のあり方について検討する。これら3施設(特養、介護老人保健施設、介護療養型病床)には主要なところで共通項が多いためだが、3施設間に全く差異がない訳ではない。しかしそれぞれについて述べると煩雑化するため、代表的施設である特養について論じることとする。以下、特養と述べた場合、原則的には介護保険施設を指す。なお、ここで経営のあり方とは、財務的側面で捉えた経営面に限定している。

#### 第2節 主な先行研究

足立<sup>5</sup>は企業の社会的責任を意識したマネジメントとしてのソシオマネジメントを支える管理会計を、ソシオマネジメントアカウンティングとして提唱している。そこでは企業・事業体の社会的責任(社会的使命・役割)追求と、個別企業・事業体としての利益(私的利益)追求との関係を矛盾構造として捉えつつ、社会的責任の追求を可能ならしめる効果的・効率的経営とそれを支える管理会計システムの事例が分析されている。本研究では非営利組織で、かつ税や社会保険料で賄われている事業である特養の社会的責任として、どの程度のレベルの利益獲得であれば社会的に許容されるのかを念頭に、経営のあり方、具体的には必要利益および内部留保のあり方を理論研究する。

はじめに本研究のテーマに関する先行研究を概観し、それとの対比で本研究の意義を明らかにしたい。本研究でキーワードとなるのは、再生産コスト、必要利益、内部留保なので、これらに関する論文等を先行研究として取り上げる。

#### 【再生産コスト】

再生産コストとは言うまでもなく施設事業における施設の建替えコストのことで、 このコストを円滑に調達することが、事業の安定継続を旨とする特養事業にとり不可欠 となる。

『社会福祉法人経営の現状と課題』。は、当時の厚生労働省社会・援護局長、全国社会福祉施設経営者協議会会長、日本介護経営学会会長などをメンバーとする社会福祉法人経営研究会の報告書である。これによると、「介護保険では、介護報酬あるいはホテルコストの中に再生産コスト分が入っていると"概念"されている(これは介護保険の先輩格である医療保険=診療報酬も同様である)。」とし、「これからも引き続く高齢化

<sup>5</sup> 足立浩『社会的責任の経営・会計論』創成社、2012年

<sup>6</sup> 社会福祉法人経営研究会『社会福祉法人経営の現状と課題』全国社会福祉協議会、93-100 頁、2006 年

に対応した施設の整備方針を考えるとき、今後は、制度内に再生産スキームをビルト・インしていかなければならない」と明示し、円滑な施設整備が出来る制度整備の確立が欠かせない点を説いている。

藤井ら<sup>7</sup>は、再生産コストの先行研究について論点を整理しているが、自身はどのように考えるべきかについては明らかにしていない。ただ、再生産コストがかかることをもって、介護老人福祉施設が現預金を貯め込むことは正当化できないのではないかと指摘している。その理由として現預金を保有しすぎと批判されることが多い任天堂では、ビジネスリスクが大きい上に資金調達が困難であるからと説明しているのに対し、介護老人福祉施設ではリスクが小さく政策金融による借入が容易であるからとしている。

だが、現実には介護療養型病床が廃止予定とされるなど、経営が危うくなるどころか事業そのものが廃止となる政策リスクが存在する。また政策金融機関からの借入が容易としているが、財政が苦しい中、政策金融機関がいつまで存続するかは誰にも予測できない。補助金や政策金融などは制度が変わればいくらでも変わる。現に介護保険制度施行時(2000年)の建設費に対する補助金比率は64.5%であったものが、2009年には21.6%へと、わずか10年足らずで40ポイント以上も激減している8。特養にとっての政策金融機関とは独立行政法人福祉医療機構を指すが、当機構は国の財政難や民間資金活用という国の方策から、新規融資額縮減を中期目標に掲げており、2005年度の医療福祉分野の新規融資実績4,026億円に対し、2013年度の新規融資予算額は3,127億円と、22.3%の縮減を見込むなど、医療福祉分野における政策金融機関の融資額、融資比率を下げる施策を続けているのが実状である。

そもそもリスク対策とは、自己のコントロール下にある資源で対応できるように備えることであって、上記のような自己のコントロール外にある補助金や政策金融といった他人資本に依存する姿はリスク対策とは言い難いのではないだろうか。

千葉<sup>9</sup>は、非営利組織の経営原理から解きほぐし、永続のための収支差額として、再生産可能利益を提唱している。本研究も、再生産コストについて千葉と同じ考えに基づくものである。ただし千葉は概念を提示しているが、具体的な再生産可能利益の算出方法については触れていない。

特養ではないが、特養と同様に非営利で税と社会保険で賄われている医療について、 前田<sup>10</sup>は医療における再生産費用を診療報酬体系上、明確に位置付けるべきと提言して いる。しかし、その再生産費用の推計方法を、電力などの巨大装置産業の方法に倣って

<sup>7</sup> 藤井賢一郎ほか「介護老人福祉施設の財務と「再生産コスト」に関する基礎研究」『介護 経営』 第5巻 第1号、26-38頁、2010年

<sup>8</sup> 明治安田生活福祉研究所 平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金『介護老人福祉施設 等の運営及び財政状況に関する研究事業』116 頁

<sup>9</sup> 千葉正展『福祉経営論』ヘルス・システム研究所、100-126、2006 年

<sup>10</sup> 前田由美子「診療報酬のあり方に関する一考察-再生産費用とあるべき医療費の計算-」 『日医総研ワーキングペーパー』79、1-26 頁、2003 年

おり、その推計方法に事業内容の相違を踏まえていないという問題がある。

このように既存研究では再生産コストについての概念やそのコスト確保の必要性は唱えられているが、再生産コストを具体的にどのように算出するのかについては明示されていない。

#### 【必要利益】

非営利組織といえども、事業存続に必要不可欠な利益を確保する必要性については、 全ての論者が認めていると言っても過言ではない。本研究ではこれを「必要利益」と呼 ぶ。それでは必要利益について先行研究ではどのように捉えているのだろうか。

小山<sup>11</sup>は、介護保険施設の利益について、フェアリターンの考えを取り入れるべきことを指摘している。フェアリターンが何を指しているかについては明示されていないものの、介護保険施設における適切な経常利益率があるか否かの議論の直後に、電気やガスのフェアリターンについておおよその相場というものがあるように思うと述べられている。これから推測すると、電気やガスといった公共性の高い事業で公共料金に用いられている公正報酬、つまり適正利益の考えが、同じく公益性・公共性を有する介護報酬の考え方に準用できるのではないかとの示唆と考えられる。

堤<sup>12</sup>はサービス事業ごとのマクロの適正利潤率や適正人件費率を挙げ、これを指標として介護報酬の改定ルールを検討すべきとしている。あらかじめ、マクロの収支差率が $\alpha$ %以下で、マクロの人件費率が $\beta$ %以上であれば、プラス改訂とするという改訂のベクトルだけでも決めておくようにし、この指標がミクロの経営においても参照されれば、適正利潤率と適正人件費率に向けて事業者を誘導することができるかもしれないと述べている。

しかし両者とも、介護事業の適正な利益という考えについて記しているものの、その適正な利益レベルを算出する具体的な計算方法は示していない。

特養同様、税と社会保険料で賄われている病院について、高橋<sup>13</sup>は病院には成長が欠かせず、成長に必要な利益を成長利益と呼んでいるが、その具体的算出方法は記していない。

このように、既存研究では事業継続に必要な利益や適正な利益の概念が示されているが、ここでも具体的算出方法については未解明のままである。

#### 【内部留保】

内部留保については、学界は言うに及ばず、政界や行政当局、実務家、有識者等から多くの意見が出され、世間の関心を集めている。

<sup>11</sup> 小山秀夫「経営利益の適正化」『介護保険情報』第 68 号、34-37 頁、2005 年 11 月

<sup>12</sup> 堤修三『介護保険の意味論』中央法規、138-139 頁、2010 年

<sup>13</sup> 高橋淑朗『医療バランストスコアカード研究 経営編』生産性出版、49 頁、2011 年

その中身を見てみると、内部留保が過大であるという「内部留保過大論」と、過大であることを前提に内部留保を活用すべきという「内部留保活用論」に集約されよう。 言い換えれば、主たる先行研究における内部留保論は、内部留保を活用すべきというと ころに最終目的があると思われる。

たとえば大企業の内部留保に関し小栗<sup>14</sup>、田村<sup>15</sup>、山下<sup>16</sup>らは、大企業は正規従業員の 人員や賃金抑制、低賃金の非正規労働者への転換などによって巨大な内部留保を貯め込 んでおり、その内部留保の一部を活用、または内部留保を形成する前の段階で利益を縮 減させてでも、賃金アップや雇用の維持・創出を図るべきとし、また内部留保への課税 も検討すべきと主張している。

財務省<sup>17</sup>は特養の内部留保を、次期繰越活動収支差額とその他積立金の合計(利益剰余金:筆者注)で捉え、1施設平均3億円程度保有しているとし、事業規模が大きいほど内部留保が大きい点などを指摘している。鈴木<sup>18</sup>も同様に、上記の1施設当たり3億円(次期繰越活動収支差額とその他積立金の合計)の内部留保を、その絶対額をもって過大とし、多くの待機者が存在するにも関わらず、設備投資をせずに黒字を貯め込む特養には課税すべきと主張している<sup>19</sup>。

社会福祉法人に関し松山<sup>20</sup>は、社会福祉法人の利益が 4,451 億円、純資産が 13 兆円 規模であり、社会福祉法人全体の利益や純資産の総額はトヨタを上回るとしつつ、支出 を純資産で割った社会還元度指数という基準で、社会還元を図るべき、と論じている。

このように内部留保論の先行研究をみると、過大論があり、そこから活用論へと展開されている場合が多い。そこでまず過大論から見てみよう。先行研究における過大論で問題なのは、何を以って過大としているかである。過大というからには、何らかの判定基準があって、それによって判定されねばならないのではなかろうか。しかし先行研究において判定尺度は示されていない。単に内部留保額を算出し、その絶対額を以って過大と指摘していると言える。これが内部留保論の第一の問題である。

次に、内部留保活用論の問題点についてである。活用の議論であるならば、内部留

<sup>14</sup> 小栗崇資・谷江武士編『内部留保の経営分析』学習の友社、180-182 頁、2011 年

<sup>15</sup> 田村八十一「トヨタ、ホンダ、日産の「内部留保」を解剖する」『経済』、82-90 頁、2009 年 9 日

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 山下唯志「財務構造からみた「日本型多国籍企業」トヨタの実態」『経済』、125-137 頁、 2009 年 10 月

<sup>17</sup>財務省「2012年度予算執行調査資料」45-46頁

http://www.mof.go.jp/budget/topics/budget\_execution\_audit/fy2012/sy2407/2407c.pdf <sup>18</sup>鈴木亘「出た!特別養護老人ホームの内部留保は2兆円!」

http://blogos.com/article/26443/

<sup>19</sup> なお、鈴木は待機者が多いなか特養が設備投資をしないことを問題視しているが、特養が定員や施設を増やしたくとも、保険料が上がることを恐れて特養等に対し定員数を規制しているのは自治体側である。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup>松山幸弘「黒字ため込む社会福祉法人 復興事業への拠出 議論を」「経済教室」『日本経済新聞』、2011年7月7日

保のうち実際に利用可能な内部留保を対象として論ずべきではないだろうか。とすれば、それは今現在実在している内部留保となるので、貸借対照表(Balance Sheet: B/S)の借方に記載されたものとなろう。つまり、活用論であるならば、B/S上の借方に計上されている資産をベースに論じるべきと思われる。

この点について小栗<sup>21</sup>は、「会計学的に見れば、内部留保は貸方側の問題であり、活用は借方側の問題であることはいうまでもない」「貸方側の内部留保を借方側の資金として捉えることも可能」と明確に述べている。同感である。

しかしほとんどの論者は貸方ベースで内部留保活用論を論じている。その典型が内部留保の算出方法についてである。大半の先行研究は内部留保を過去の利益の蓄積であると定義し、利益剰余金をベースにこれに何を加えるかを議論している。たとえば野村<sup>22</sup>や大橋<sup>23</sup>は減価償却費を全額内部留保に含めるべきとし、角瀬<sup>24</sup>は過大償却分のみとすべきと主張している。大橋<sup>25</sup>は、有価証券や土地などの含み益も内部留保とみなすべきと論じている、などである。したがって内部留保の定義の仕方も、貸方側に留まっているため、算出範囲をどこまで含めるかの議論に終始している。

内部留保論の最終目的が活用論にあるのであれば、活用可能な額を合理的に把握<sup>26</sup>すべきである。しかし貸方の金額は活用可能な金額を示していない。貸方の金額は活用可能金額の発生源ないし発生額を示すが、これが今現在実在しているか否かは別問題であるからである。

貸方ベースで算出された金額はその後の事業過程で再投資や借入金返済等で減少しているのが一般的である。熊谷<sup>27</sup>は、内部留保が B/S 上には存在しても、現実にその資金があるか否かは別であり、内部留保には資金的裏付けがないことを論じている。その通りで、実在していない金額まで含めて過大とか活用すべきというのは違和感を覚える。

たとえば麻生副総理兼財務相は、企業がため込んでいる内部留保(利益剰余金)は 2011 年度に 280 兆円を超え、こうした「眠ったお金」を設備投資などに活用すべきと 指摘している<sup>28</sup>。だが、利益剰余金は既述のように再投資や借入金返済等に使用されて いるのが通常であり、現実にはない 280 兆円という数字をあたかも実在し、活用可能 金額であるかのような数字として唱えることは、世間をミスリードすることとなる。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup>小栗崇資「内部留保の活用」、会計理論学会 2010 年度スタディ・グループ最終報告『経営分析の現代的課題-内部留保を中心に-』、119 頁、2011 年 9 月 23 日会計理論学会第 26 回全国大会

<sup>22</sup> 野村秀和『現代の企業分析』青木書店、177 頁、1977 年

<sup>23</sup> 大橋英五『経営分析』大月書店、189頁、2005年

<sup>24</sup> 角瀬保雄『現代会計基準論』大月書店、160 頁、1995 年

<sup>25</sup> 大橋英五『現代企業と経営分析』大月書店、190頁、1994年

<sup>26</sup> 資産に計上されている金額で、かつ活用可能な金額を把握すること

<sup>27</sup> 熊谷重勝「キャッシュフロー計算書と内部留保」『立教経済学研究』第 54 巻 第 4 号、 103、2001 年

<sup>28</sup> 読売新聞 朝刊、2013年6月29日

つまり、貸方ベースのみで論じているところが第二の問題である。

もちろん、会計学的に貸方ベースで内部留保を捉えることは資本蓄積や自己資本充実の状況および利害関係者(事業体、株主、従業員等)間の分配問題を分析するうえで意義があることである。その意味で貸方ベースの捉え方を否定するものではないことは当然である。ただ過大論、活用論を論ずるには適切な方法とは言い難いのではないだろうか。

小栗は活用論であれば借方ベースで論ずべきとし、活用可能金額について借方ベースでの把握を試み、換金性資産を以って活用可能金額としている。だが、この見解には後述のとおり問題が残る。

ここで内部留保の定義の方法について改めて考えてみたい。

先行研究における内部留保の定義は、既述のとおり会計学的側面からのみ捉えているため、定義の方法が「利益の蓄積額」と捉え、貸方で捉えた算出範囲に留まっている。 内部留保の源泉の中核が利益の蓄積であることは、誰もが異口同音に認めているところである。しかし活用論に関連づけて論じるならば、事業経営における内部留保の意義に着目して定義すべきものと思われる。つまり、内部留保の必要性、機能・役割、保有目的といった、そもそも内部留保とは事業体にとって何なのかという視点から定義すべきではないかと思われる。

そこではじめに事業体にとって内部留保は必要なのか否か、必要であれば何に対して必要なのかを検討してみよう。この点について先行研究をみると下記のとおりである。

- ・企業の発展にとって一定の内部留保は必要(駒澤大学教授 小栗崇資・名城大学教授 谷江武士編「内部留保の経営分析ー過剰蓄積の実態と活用」学習の友社、2010年)
- ・内部留保とは事業年度の成果のうち、将来の投資やリスクに対して蓄えられたもの(公認会計士 河野隆「過大な内部留保の会計的解消策」『月刊公益法人』Vol.30、No.8、1999年)
- ・内部留保は公益事業の適切かつ継続的な実施に必要(「公益法人の設立許可及び 指導監督基準」1997年)
- ・NPO 法人が安定した組織運営を行うためには、一定の内部留保が必要(久保友 美「京都府 NPO 法人の内部留保に関する考察」『非営利法人研究学会誌』 2009 年 11 月)
- ・内部留保は企業体の継続性・安定性の典型的なシンボル(東京リーガルマインド 代表取締役 反町勝夫「株式会社の内部留保規定と学校法人の内部留保規定との 差異は正当か」『法律文化』2005 年 May)
- ・内部留保は施設の建替え、修繕、運転資金等に必要(公益社団法人全国老人福祉 施設協議会 桝田和平「特別養護老人ホームの内部留保に関する全国老施協の見

解」2013年1月22日)

・内部留保は年度収支差額を翌年度に繰り越しているもので、それは施設の建替え、修繕のため(特別養護老人ホーム緑風園総合施設長 菊地雅洋「特養の内部留保批判に答える」『シニア・コミュニティ』2012年3・4月号)

これによれば、全ての論者が内部留保は必要と指摘し、かつ何に対して必要かといえば、明示的には述べていないものの、将来に備えた準備資産として必要と認識していることは明白である。

事業体における内部留保の機能・役割を準備資産とするならば、資産なので借方側の問題となり、そして借方に記載される資産形態は換金性資産となる。

なぜなら、準備資産であれば本来業務の用に供される資産への投下前の姿なので、 原則現金形態で保有されているはずだからである。もっとも実際には資産の有効活用等 のために各種の金融資産、すなわち換金性資産に転換されている。しかし換金性資産が そのまま活用可能金額とはならない。

上記に列挙した先行研究で小栗以下が示すとおり、一定の内部留保は必要とされており、内部留保のうち必要とされる部分は、必要となる事象が発生するまでその準備資産として事業体内に文字通り留保されなくてはならないからである。つまり換金性資産の全てが活用可能な資産とはならない。言い換えると、活用可能か否かの基準は換金性資産か否かではない。

活用可能か否かの基準は、再生産コストとして必要とする準備資産であるか否かと、必要となる事象が発生するまで、事業体内に留保されるべきか否かである。その意味で随意に活用可能な資産とは、換金性資産のうち、必要なものとして事業体内に留保されるものを超えた分となろう。つまり必要内部留保額の把握なくして、活用可能な金額は把握できない。

小栗は借方で内部留保を捉える考えを示したが、換金性資産のどの程度までが必要なのかを具体的に示していない。このように必要な内部留保の具体的な算定方法が示されていない点が第三の問題である。

これまで先行研究における3つの問題を指摘したが、こうした問題が残される背景には、先に示した内部留保を経営上の意義の視点で捉えていないことがあると思われる。これが第四の問題である。

以上、先行研究の問題点を要約すると次に示すとおりである。

- ①再生産コストの具体的算出方法が示されていない。
- ②必要利益の具体的算出方法が示されていない。
- ③必要な内部留保の具体的算出方法が示されていない。
- その結果として、下記の問題が残されている。
- ④過大論であるにも関わらず、過大であるとする判定尺度が示されていない。

- ⑤活用論であるにも関わらず、B/Sの借方をベースにした金額で論じられていない。
- ⑥活用可能金額の把握が曖昧である。

こうした問題が残る結果となったのは、内部留保問題は本来、経営的視点で捉えるべき課題であるにも関わらず、会計的側面である、何を内部留保に加えるか否かといった 内部留保の範囲を中心に議論されてきたためと思われる。

内部留保を経営的側面で捉えれば、内部留保とは事業体にとって何であるかといった 内部留保の必要性、機能・役割に関する本質的視点で定義づけるところから始めるべき であろう。問題として残った上記④~⑥が十分解明されないのは、結局のところ必要利 益およびその拠り所(再生産コスト)の把握が十分できないところにあると思われる。 それはつまるところ経営のあり方に遡って検証される問題と考える。

これが本研究で、経営とりわけ利益のあり方を研究する所以である。

ところで一言付言しておきたい。

本研究で対象としている事業体は非営利組織である。非営利事業ではミッション遂行が目的で利益獲得は必要とされるが、それには一定の限度があると考えられている。このため非営利事業では必要利益の概念やその拠り所、したがって必要以上とされる利益や内部留保の概念設定(過大な利益、過大な内部留保)が、営利事業に比べればはるかに容易といえる。

この点、営利事業は利益獲得が目的で、際限ない利益の獲得が容認されるだけに、必要利益の概念設定が難しく、過大な利益、過大な内部留保の算定が困難となるのは否定できない。

ただやはり営利事業を対象とする場合でも、内部留保の活用を論ずるならば、借方で 論じられるべきであり、過大論を言うならば、その算出に困難を伴うことは重々理解で きるものの、何らかの形で必要内部留保の検討が前提となろう。

#### 第3節 研究方法

本研究では、先に記した先行研究では明らかにされていない点について、解明を試 みる。そこでひとまず以下に記す仮説を設定する。

- ① 特養事業における必要利益とは、特養事業の特質から、再生産コストの不足分(減価償却費では賄えない分)を賄う利益である。
- ② 再生産コストの不足分を賄う利益とは、借入金返済額と減価償却費とのギャップ を賄う利益と、当初建設費(現行施設の建設費)と比べた次期建設費との差額(これをαとする)を賄う利益(後述)から成るものである。
- ③ 内部留保を機能・役割の面から借方で捉え、判定尺度を基に内部留保の多寡が判定される。

上記仮説を、以下の理論研究および実証研究で検証する。

研究を進めるにあたって、はじめに特養事業の特質について整理し、その特質に照らして、特養事業が社会的責任を果たしていくうえで何が経営上のキーポイントであるかを明らかにする。次に経営上のキーポイントとして、事業の安定継続を挙げ、安定継続を果たすには施設の建替えが円滑に図られることが欠かせないことを論理的に示す。それには建替えのための資金調達を確実ならしめることの重要性を述べ、ここに必要利益や必要利益の蓄積としての必要内部留保の概念を明確化する。また、内部留保を借方で捉える必要性の概念、算出方法を示す。そのうえで、再生産コスト、必要利益、必要内部留保について具体的な算出方法を提示する。

最後に、特養への質問紙調査により得た個別施設毎の財務データ等を基に、上記判 定基準で内部留保の多寡を実証するとともに、活用可能な金額についての示唆を与える。

質問紙調査では、平成24年度老人保健事業推進費等補助金「介護老人福祉施設等の 運営及び財政状況に関する研究事業」のデータを用いた。質問紙調査は下記要領で郵送 によって行われた。

·調査時期 : 2012 年 9 月~2012 年 12 月末日

・調査対象 : 公立および事業開始3年未満を除く全国の特養6,109施設

·回収率 : 41.3% (2,518 件)

#### 第4節 本研究における主要な用語の説明

本研究における主要な用語である「再生産コスト」、「必要利益」、「内部留保」、「実在内部留保」、「必要内部留保」について、詳細は後述するとして、ここでその概念を若干説明したい。

#### 【再生産コスト】

「再生産コスト」とは、施設事業における施設の建替えコストを指す。既述のように財務的側面に限定すれば、事業の安定継続を旨とする特養事業において、施設の建替えコストをいかに円滑に調達するかは経営の要となるもので、特養事業の経営のあり方を検討する出発点となる概念である。

#### 【必要利益】

「必要利益」とは、再生産コストを賄うに必要な利益とする。再生産コストは、本 来は減価償却費で賄うものだが、現実には減価償却だけでは不足をきたすので、その不 足分を補う利益である。必要利益は特養経営のメルクマールとなるものである。

必要利益には、不測の事態への対応分、補助金削減への対応分、人件費上昇への対応分など様々あるが、必要だからといって将来起こりえるそれらを全て含める利益を確保できる事業など存在しない。そもそも本研究の目的の一つが内部留保多寡の判定にあるので、本研究でいう必要利益とは必要最小限の利益が前提となっている。

#### 【内部留保】

一般に言われている内部留保は貸方に計上されている利益の蓄積額をいうが、本研究では内部留保の意義に着目し、事業体にとって将来に備えた準備資産と捉える。このため、減価償却費も全額内部留保にカウントする。

#### 【発生源内部留保】

「発生源内部留保」とは発生源で捉えた内部留保である。発生源で捉えた内部留保は、借入金返済や新たな設備投資などに使用されることが一般的なので、今現在実在しているとは限らない(通常は一部使用されている)。

#### 【実在内部留保】

「実在内部留保」とは文字通り、今現在実在している内部留保である。内部留保に 関し過大論、活用論を論ずる場合は、この実在内部留保を対象として議論すべきものと する。

#### 【必要内部留保】

「必要内部留保」とは、必要利益の蓄積から成る内部留保で、必要とする事象が発生するまでは、事業体に原則留保されるべきものとする内部留保である。

第 I 部 特養事業の経営に関する理論的研究

#### 第1章 特養事業の特質29

特養事業における経営、具体的には利益のあり方を論じるにあたり、はじめに特養 事業の財としての特質を整理する。財の特質については、財本来の特質、制度設計から くる特質、これらから導き出される経営上の特質に分けて論じる。

#### 第1節 特養事業の財本来の特質

特養事業の財本来の特質として第一に挙げなくてはならないのは、公益性、社会性 の強い事業だということである。要介護かつ高齢者という意味で、社会的弱者を対象と していることによる。

第二は、介護サービスは生活の支援だということである。このことは何を意味するかといえば、保険給付の面で給付レベルをどう設定するかという問題である。生活とは、この世に生を受けた者が生きてゆく上での日常活動だが、その内容・レベルは要介護者のこれまでの生活環境、所得水準、価値観、嗜好等々、様々な要素によって一様でなく、当然にどのレベルまで満たされれば良しとする尺度も見出しにくい。

そもそも生活のレベルにおける差異は容認され各人各様なので、どこで線引きする かは難しい問題だが、だからといって際限ない給付も出来ない。

このため、介護保険では給付限度額を設定し、混合介護を認めている。

この点、医療においては様々な問題を抱えつつも、原則治癒するまでという比較的 明確な基準が存在し、医療保険の給付レベルは治癒するに必要にして十分なレベルとい う基本的考え方が定着し、給付限度額は特に設けられていない(保険収載という枠はあ るが)。医療保険の制度設計もこうした考え方で実施されている。

これに対して介護保険の給付レベルはその時々の一般的な生活水準や財政負担との関係で、その時々の「標準的レベル」<sup>30</sup>を賄うものである。

第三は、介護サービスが要介護高齢者の生活の支援であるため、事業の安定継続が 求められることである。急なサービスの停止は生活の維持そのものに支障をきたす。

制度設計にあたっては、こうした点が考慮されねばならない。

#### 第2節 特養事業の制度上の特質

制度上の特質とは、財本来の特質を受けて、公的介護保険制度の設計上から生じる特質を指す。

その第一は、介護サービスの購買力が税や強制徴収保険料で賄われていることが挙 げられる。要介護高齢者の生活の支援ということで、公共性・社会性の強い事業である

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup>松原由美「介護事業者の経営のあり方-必要利益を中心に-」『社会保険旬報』No.2439、14-16 頁、2010 年および明治安田生活福祉研究所『平成22年度 老人保健事業推進費等補助金 持続可能な介護保険施設経営のあり方』、2-4頁 を基に大幅に加筆修正 <sup>30</sup> 堤修三『介護保険の意味論』中央法規、2010 年

ことから、消費者の支払能力に応じてではなく、「必要に応じて」提供されるサービスと制度上位置付けられているためである。つまり社会全体で支え合う仕組みで成り立っている。これは消費者の支払能力に応じて購入される他の一般財と大きく異なる点である。

制度上の特質の第二は、非営利組織で運営されていることである。特養の開設者は、国、地方公共団体、社会福祉法人に限られる(老人福祉法第15条第4項、社会福祉法第2条第2項第3号、第60条)。税や社会保険料を投入し、社会全体で支え合うということは、サービスを受けることに対する費用負担を、サービスを受けるか否かに関わらず強制的に負担することなので、こうした事業に利益獲得を目的とする営利組織は適さない。介護保険施設事業以外の介護保険サービスでは、営利事業者の参入を認めているではないかとの反論が考えられるが、税や社会保険料で賄われている事業に営利事業者の参入を認めているのは、供給力確保(保険あってサービスなしの回避)、営利事業者が有する経営ノウハウや効率性を活用するためで、一般産業並みに営利事業者が際限ない利益追求を行うことまで許容している訳ではないと考えられる。この点については次節の経営上の特質において、さらに触れたい。

第三は、公定価格である。介護保険制度下では、事業者自ら価格設定ができず、多 少の地域差は考慮されているものの、全国同一価格である(介護保険法第48条)。

第四は、各種の規制が設けられている点である。第二の特質で述べたとおり、参入 規制があり、開設者は非営利組織に限定されている。

その他に設置ならびに指定に係る規制があり、要件を満たしても、財政問題で新設が認められないケースが生じる(老人福祉法第 15 条第 6 項、介護保険法第 86 条第 1 項、第 3 項)。こうした規制により、特養事業では待機者が多く存在する問題を発生させているが、利用者獲得に頭を悩ます必要もない環境下にある。

#### 第3節 特養事業の経営上の特質

経営上の特質は、財本来の特質や制度上の特質から導き出されるもので、事業者が 経営を行うにあたって制約を受ける、あるいは考慮しなければならない事項である。

経営上の特質の第一は、事業者の獲得する利益には、許容範囲(上限)があることである。ニーズの生じた消費者のみが任意で費用負担する一般事業と異なり、社会全体で支えあう仕組みで成り立っている以上、獲得される利益は社会的に容認されるレベル、内容でなければならないと言える。この点について介護報酬と同じく公共料金である電気料金では、法により「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」(電気事業法第19条の2)とされている。同様に鉄道運賃についても、「適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないもの」(鉄道事業法第16条の2)とされるなど、使用者に過度な負担とならないよう、適切な利益レベルに留める考えが示されている。

特質の第二は、事業の安定継続が強く求められる事業であるため、安定継続するための努力が何よりも求められることである。やむを得ず撤退せざるを得ない場合には、利用者の行き先を確保してからとなるなど、ひとたび事業を始めれば、利用者がいる限りサービスを継続することが必要であり、安易な撤退は出来ない。

このことは何を意味するかといえば、施設建替え、つまり再生産コストをいかに円滑に用意するかが極めて重要ということである。経営上の特質の第一と第二で述べた2つのことは、成文化されているわけではないが、特養事業経営者が心に留め置かなければならない最も重要な経営理念であると考える。

特質の第三は、典型的な労働集約産業であることである。平成 23 年介護事業経営実 態調査によると、人件費比率は 6 割弱を占めている。

このため、合理化の余地が乏しい。他産業であれば、同じ労働集約産業であるにしても、たとえば人件費の安い地域に生産拠点を移すなどの合理化策が可能だが、地域密着サービスではこうした策も採れない。

コストの大半が人件費であるため、有効なコストダウン策となると、人件費が対象 にならざるを得ない。

このことは経営の立場からいえば、利益増大を図ろうとすると、人件費削減に向かいやすいことを意味する。人件費抑制策としては、給与水準の引き下げ、正規常用社員の削減(パートなど非正規社員への転換)、人員縮減があるが、これらを通じた過度な利益追求は、結局のところ人材確保の困難を招き、最終的には介護サービス提供さえ難しくする恐れがある。

制度設計上から見れば、介護事業経営実態調査において利益計上に余裕が見られるからといって、介護報酬を引き下げるのは早計で、適正なコスト負担をした上での利益計上かどうかを見極める必要がある。特に人件費レベルの適切性の判断は重要である。

特質の第四は経営が低位安定型であるという点である<sup>31</sup>。言い換えると、収益性が低い一方、他産業のような景気変動や新商品開発等による需要の変動が少ない、事業内容も数十年の期間で捉えても変化が乏しいという意味で、経営上の変化が少ない事業である。その理由として、以下の6つが挙げられる。

①既述のように公定価格である。このため、介護事業者がその財の価格について自 ら決定できないが<sup>32</sup>、一般財のように価格競争に陥ることはない。

②公定価格、労働集約産業ということから、原則、低付加価値産業である。一言で言えば、ぼろ儲けは出来ない。

税や強制徴収保険料で賄われている事業であり、社会的弱者が対象であるため、規制も多く、経営上の自由度は制限され、どちらかといえば低収益である。

-

<sup>31</sup> 松原由美『これからの中小病院経営』医療文化社、146頁、2004年

<sup>32</sup> 上乗せ・横出し部分は自由価格だが、後述のとおり、売上の大半は介護保険給付(公定価格)が占める。

- ③しかし低収益ではあるものの、公的保険で購買力が支えられており、介護保険制度で購買力が支えられていること等から、景気変動の影響を受けにくい。しかも高齢化は進む一方であることから、需要は安定している。
  - ④参入規制がある。このため、新規参入者と競争する頻度が圧倒的に少ない。
- ⑤若年層や健常な中高年層といった一般層と比べ、消費者(この場合、要介護高齢者)の需要は多様ではない。高齢でかつ要介護状態にあるので、体力・気力は低下している。さらに、収入は原則年金に限られ、経済的制約も強い。
- ⑥消費者の需要が多様ではないことから生ずることだが、各種サービスを品揃えして売上増を図る、または横出し上乗せ部分等で客単価を引き上げて高収益を狙うといった戦略が採りにくいことである。

経営上の特質の第五は、全国類似のサービスを提供しており、経営内容に関し事業者間に大きな相違が少ない点である。当然、サービスの質の差もあれば、利益率の差もあるが、たとえば労働集約産業で人件費比率は6割前後、介護保険が主な収入源などといったことは、ほとんどの特養に共通してみられる。これは、介護保険制度という決まった枠内でのサービスであるということだけでなく、消費者の需要が多様ではないこと、高価格戦略を採りにくいことにも起因する。このため定員さえ判れば、概ねの収益が予測できる程、似通った事業を経営している。

経営上の特質の第六は、成長のための利益を、他産業ほどには要しない点である。

一般産業では、激しい市場争奪戦や技術革新など、常に厳しい競争にさらされている。資金調達し成長が至上命題の営利企業にとり、成長するための利益は経営のキーファクターである。成長とは将来に向かっての問題でその予測は雲を掴むようなものであり、成長利益をどの程度織り込むかは極めて困難であろう。しかし特養事業においては上記要因により、一般産業のような経営上の大きな変化は乏しい。何よりも、現在提供しているサービスを地域ニーズに応じて提供し続けることが原則求められるため、シェア争奪競争や需要喚起等を通じた規模拡大といった、一般産業に見られるような成長のための利益を必ずしも必要としないと考えられる。

このように労働集約産業である、経営が低位安定型である、事業者毎の経営内容に 相違が少ない、成長のための利益を他産業のようには要しないといった経営の特質から、 特養事業では必要な利益がどの程度か、他産業と比べ把握しやすいと考えられる。

#### 第4節 小括

特養事業の特質を要約すると、以下の三点となろう。

- ①要介護高齢者の生活の支援事業で、公共性・社会性が強く、支払い能力に応じてではなく「必要に応じて」購入できるようにすることから、税と社会保険料を通じて社会全体で支えあう仕組みにより成り立っている事業である。
- ②確保される利益は、際限なく追及されるレベルではなく、社会的に容認されるレベル

であることが求められる。

③事業の安定継続を図ることが第一である。そのためには、施設の建替え、つまり再生産コストの確保に常日頃から留意することが求められる。

特養事業者が最も心しなければならないことは、上記①~③の特質を経営理念として しっかりと身につけて経営にあたることであると考える。

#### 第2章 特養事業における必要利益

#### 第1節 介護報酬と適正利益に関する論点整理

介護報酬とは言うまでもなく公共料金の一つである。

公共料金は商品・サービスの提供に必要な原価をちょうど賄うだけの収入が得られるような水準に決められるのが伝統的な仕組みである。原価といっても、経営の効率化努力を前提とした能率的な経営の下における適正な原価が算定の基準とされており、民間企業が経営主体の場合には適正利潤を含むものとされている(消費者庁ホームページ公共料金の窓)33。

既述の電気料金や鉄道運賃のほか、バスやタクシー等における運賃、水道料金などの公共料金に関してはおしなべて、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることと定められている(電気事業法第19条の2、鉄道事業法第16条の2、道路運送法第9条の3、水道法第14条の2)。

つまり、公共料金では経営の効率化を図ったうえでの適正な利益という考え方があり、それ以上の利益が出るのであれば、更なる質の向上や料金の引き下げに向けられることが求められる。

介護保険法にこうした規定はないものの、同じ公共料金である介護報酬も当然に同様の考えに基づくものといえ、介護報酬にも適正コストを負担したうえで、一定の適正利益は容認されよう。

適正利益をいかに算出するかは難問であるが、適正利益の根拠をどこに求めるかは、 必ずしも不可能ではない。特養事業では事業の安定継続が第一であり、そのための再生 産コストの円滑な調達が欠かせない。したがって再生産コスト調達に用いられる利益で あれば、それが必要利益として容認されようし、算出も可能と考える。

#### 第2節 特養事業における必要利益に関する検討

特養事業は要介護高齢者の生活の支援という社会性が強く求められる事業である。こうした事業においては、一般事業のように収益があがらないからといって安易に徹底することは許されない。必要な人に必要なサービスを安定的に提供することが最大の使命とされる。ということであれば、特養の事業経営において社会的責任を果たすということは、規模の拡大<sup>34</sup>や高収益の追求ではなく、事業の安定継続にあるといってよいだろう。

事業の安定継続には何が必要であろうか。

特養事業は待機者が常時存在するほど需要は安定し、加えて公定価格等の各種規制 で守られていることもあって、日々の事業運営はよほどの怠慢経営でもない限り安定し

<sup>33</sup> http://www.caa.go.jp/information/koukyou/towa/to04.html

<sup>-</sup>

<sup>34</sup> ここでいう規模の拡大とは、一般産業でみられるシェア争奪戦や需要喚起などによるものであって、地域で自然な需要拡大に対応した規模の拡大は当然に奨励される。

ている。ただ一つ問題がある。それは 35~40 年に一度到来する施設の建替えである。 特養事業は施設がなければ始まらない。このため施設建替えが円滑に行えるか否かが経 営上のキーポイントといって過言ではない。

施設の建替えは本来、減価償却費で賄われるものである。減価償却費は介護報酬に含まれている、あるいは入居者から徴収すること(居住費)が認められている。よって減価償却額の範囲内に納まるように推移すれば、建替えコストは調達されるので、なんら問題は発生しないはずである。しかし現実には減価償却費だけでは賄えない部分が生じる。この不足分を賄うものは別途ファイナンス等を講じない限り、利益以外にはない。ここに必要利益の概念が生じる。

もっともここで言う必要利益は、必要なもの全てを含んだものでもなければ、いわんや十分利益でもない。必要最小限といったイメージである。必要ということでは、不測の事態、人件費上昇、補助金削減、制度変更リスク等々、備えとして様々考えられるが、必要だからといってその全てを必要利益にカウントすると、それは必要にして十分な利益となってしまう。そのような贅沢な利益を保証されるような事業経営はこの世にはあり得ない。ここで言う必要利益は施設建替えに限定したものである。

なお、建替えコストに限定したといっても、実際の建替え時には予想外に建物コストが増大すること等も考えられるため、ここでいう必要利益を確保したとしても、施設の維持円滑化資金を完全に確保するものではない。また、単純再生産を賄うものであって、拡大再生産分は含んでいない。なお、必要利益は、利益と称しているが、それは会計処理上利益と認識せざるを得ないためで、実質は建替えコスト、つまり将来の費用である。

しかし一方、特養事業は①公益性が高く、②非営利であり、③税や社会保険料投入 という形により社会全体で支え合う制度で提供されている。こうした事業においては必 要以上の利益は社会的に容認され難いと思われる。必要以上の利益をあげているならば、 サービスの向上、職員の処遇改善、社会保険料の引き下げに還元されるべきとの声があ がろう。

このように捉えると、特養の利益は建替えコストのための利益については容認されようが、それ以上の利益については、必要性は認めるが、必ずしも必要不可欠ではないといってよい。以上より建替えコストの不足を賄う利益を必要利益とする。

ところで利益について一言留意すべきことがある。利益は「収益ー費用」として把握されるが、ここで注意を要するのは、必要な費用を適正に負担したものでなければならないことである。合理化、効率化の名の下に、必要以上に経費を削減した後の利益は、適正な利益とは言えない。特に介護事業について言えば、経費の過半を占める人件費が必要以上に削減された状態は妥当ではない。適切な費用を負担したうえでの利益が前提である。

必要利益の具体的中身は次の2つである。一つは減価償却費/年と借入金返済額/年の

ギャップから生じるキャッシュフロー不足を埋めるための利益である(以下、ギャップを賄う利益という)。もう一つは、数十年後に建替える見込み建設費が現行施設の建設費(以下、当初建設費)を上回る分を賄う利益である(以下、αを賄う利益という)。

つまり必要利益は、「ギャップを賄う利益」+「αを賄う利益」となる。なお、当然 のことながら必要利益とは単年度の必要な利益分の話である。

以下、必要利益を構成するこの2つの要素について説明する。

#### 第3節 減価償却費と借入金返済額とのギャップを賄う利益について

一般に施設の建替えにあたっては、全額自己資金あるいは全額借入金で行うということは考えにくく、通常は自己資金に加え、借入金や補助金を併用する。そして借入金の返済期間は、減価償却期間(39年)と同一ということは原則ありえず、現状で言えば20年35である。この借入金の返済期間が減価償却期間より短いため、減価償却費だけでは毎年の返済額が賄えない。いわゆるギャップ(キャッシュフロー不足)が生じる。

経営においては黒字・赤字よりもキャッシュフロー不足に陥ることが最も問題であり、ギャップを賄う利益を確保できなければ、倒産につながる。ところでこれは利益で借入金を返済することを意味するが、さらに借入金を利益で返済することが認められないとすれば、金融機関からの借入も困難となり、建替え不能の事態に陥りかねない点から、必要利益としてギャップを賄う利益を取り入れた。なお今回の質問紙調査で、後述の内部留保多寡の判定対象となった施設のうち、83.5%が減価償却費/年だけでは借入金返済額/年に満たない施設であった。

ギャップを賄う利益については、当初建設費およびその資金調達内訳より、減価償却費(補助金対応分除く)と借入返済額が把握できるので、両者の差額として算出される。

なお、キャッシュフロー収支が赤字では経営が継続できないため、その不足分を必要利益額の算出根拠に使用したにすぎない。あくまでもギャップを賄う利益とは、収益マイナス費用から導き出される、通常の発生主義会計に基づいて算出される利益である。また、キャッシュフロー収支が赤字であることを問題視し、その不足分を利益に求めたにすぎないので、キャッシュフロー収支が赤字でなければ、当該利益は不要である。そのため、借入金返済終了後や、借入返済期間中であっても減価償却費/年が借入金返済額/年を上回っているケースでは、ギャップを賄う利益は必要ないのでゼロとなる36。

36年間借入金返済額-年間減価償却費(補助金対応分除く)がマイナスの場合はゼロとする。

20

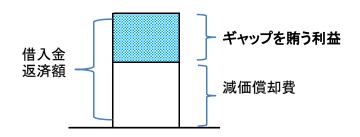
<sup>35</sup>このギャップ問題を緩和する方策として、2011年より独立行政法人福祉医療機構の貸出期間が最長30年に延長されたが、いぜんとして9年分はギャップが存在しており、また民間金融機関がそれに倣うかは疑問である。当然、既存の借入のほとんどは返済期間が20年である。

ギャップを賄う利益=年間借入金返済額-年間減価償却費(補助金対応分除く)

具体例で説明しよう。

1床当たり建設費1千万円で、100床の特養を建設したとする(建設費10億円)。この時の資金調達内訳が、借入金50%(5億円)、自己資金20%(2億円)、補助金30%(3億円)と仮定しよう。借入金返済期間20年、減価償却期間39年だとすると、年間借入金返済額は25百万円(5億円÷20年)、一方、ネットの減価償却費³7(補助金対応分を除いた減価償却費。特段の断りのない限り、以下、減価償却費とはこのネットの減価償却費を指す)は18百万円(7億円÷39年)で、年間借入金返済額25百万円に対し、差額7百万円(25百万円-18百万円)の不足が生じる。この分が利益として計上できなければ、キャッシュフロー不足となり借入金返済に支障をきたす。これが、減価償却額と借入金返済額のギャップを賄うための利益である(図1)。

#### 図1 ギャップを賄う利益の概念図



なお、既述のようにギャップを賄う利益を必要としない資金調達をしたケースでは、 はじめからギャップを賄う利益はゼロとおく。また、ギャップを賄う利益を計上してい るケースでも、借入金返済が終了すれば、ギャップを賄う利益はその時点以降ゼロとな る。

参考までに、現行の借入金返済期間と同じ 20 年で建設費を回収できるレベルに居住 費が設定可能なユニット型特養においても、ギャップを賄う利益は必要である。以下、 この点を具体例で説明する。

説明が容易なように、当初建設費 1,000 百万円を借入金 100%で調達し、借入金返済期間は 20 年、居住費は 20 年で建設費を回収できる金額と設定する。

当該建設関係収支に限って話をすれば、居住費(売上収益)は50百万円(1,000百万円÷20年)、減価償却費は25.6百万円(1,000百万円÷39年)、借入金返済額は50百

21

<sup>37</sup>補助金対応分は減価償却費として計上されても、その分は同額の国庫補助金等積立金取崩で相殺される。つまり、介護報酬の中に補助金対応分の減価償却費は含まれていないので、この分は減価償却費として回収されない。そのため、ネットの減価償却費をみるには、補助金対応分の減価償却費を差し引く必要がある。

万円(1,000百万円÷20年)となる。

毎期の借入金返済額 50 百万円に対し、同額の 50 百万円を毎期の居住費として回収できることになるので、これによって確かにキャッシュフロー不足は解消できることとなった。このためユニット型においてはあたかもギャップを賄う利益を必要としないかのように思われる。しかし会計処理的には居住費 50 百万円に対して費用は減価償却費25.6 百万円のみなので、差額24.4 百万円は会計上利益として認識される。この部分は本研究でいうギャップを賄う利益に該当する(利益24.4 百万円+減価償却費25.6 百万円=借入金返済額50百万円)。つまり、減価償却費で賄いきれない返済額に相当する部分は、損益計算上の利益で対応せざるを得ないが、ユニット型特養において居住費が20年で建設費を回収できる制度としたことは、居住費の中にギャップを賄う利益を織り込み、制度的にキャッシュフロー不足を防止している訳である。

本研究では、平成24年度老人保健事業推進費等補助金「介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する研究事業」データを利用している訳だが、当該報告書において、このギャップを賄う利益について、下記の記述がある。

「検討の過程で、判定尺度として設定した必要内部留保のモデルについていくつかの 論点があったが、最も大きな論点は減価償却額(補助金対応分は除く)と借入金返済額 との差額を埋める利益(ギャップを賄う利益)についてであり、以下のような意見があ った。

- ・借入金返済のための利益を出すモデルを認めていることが疑問で、借入金返済額と減 価償却額のギャップは利益から出るというのは反対
- ・資金調達の方法によって必要利益が異なることはおかしいのではないか
- ・当初建築から39年後の次期建替え時に自己資金比率が上がるのはおかしい。 自己資金が増えないモデルを作るべき
- ・借入金を利益で返すことを認めないモデルを作るべき こうした意見を受けて、ギャップを賄う利益を含めないモデルも検討事項となった が、本年度事業としては扱わず今後の課題として記すこととした。」

そこで以下では、ギャップを賄う利益についての反対意見について検討したい。

第一は、「借入金返済のための利益を出すモデルを認めていることが疑問で、借入金返済額と減価償却額のギャップは利益から出るというのは反対」という意見についてである。借入金返済財源として減価償却費で賄えない分を利益で賄うことは、営利・非営利を問わず、経営や金融の常識であり、疑問の余地はないといえる。借入金返済分について減価償却費で賄えない分は、ほかにファイナンスの手段がない限り、利益以外に道はない。それが出来ないとなれば倒産となる。経営上、黒字・赤字は大きな問題ではない。自治体病院をみても分るとおり、赤字でもキャッシュフローが賄えれば経営は続け

られる。黒字倒産の例があるように、キャッシュフロー不足が経営上最も大きな問題である。これへの策なくして、軽々に借入金を利益で返すべきではないなどと言えない。 借入金を利益で返すことを認めないモデルとは、倒産前提のモデルとなる。また、今回 の調査結果によれば、83.5%が減価償却費だけでは借入金返済ができない状況にある。 金融機関へ返済計画を示す際に、返済財源について減価償却費で賄えない分を利益で賄ってはいけないとなれば、借入も不能となる。これは即、建替え不能につながることである。こうした現実を踏まえれば、当然にギャップを賄う利益分は、モデルに組み込まざるを得ない。

借金を利益で返済することは、経営上自明の理だが、この点について田中<sup>38</sup>も権丈<sup>39</sup>も、減価償却費を上回る借入金の元本返済必要額があれば、利益は不可欠と明確に述べている。

第二は「資金調達の方法によって必要利益が異なることはおかしいのではないか」についてである。経済学では確かに資金調達方法によって利益は異ならない。しかし当該研究は経済学の利益の話ではなく、経営上の実務の話であり、キャッシュフロー不足を賄う利益が資金調達内訳別に異なるのは必然である。どのような資金調達をしたかによって、借入金額が変わり、毎年の借入金返済額が変わる。借入金返済額が変われば、減価償却費で賄えない分の額も変わり、結果として必要な利益は変わる。なお、既に述べたとおり、必要利益額はあくまでキャッシュフロー不足分を算出根拠に用いただけである。

第三は「当初建築から39年後の次期建替え時に自己資金比率が上がるのはおかしい。 自己資金が増えないモデルを作るべき」についてである。特養は介護保険制度設立にあ たって事業性が認められた。措置事業ではない以上、自律的・自立的経営が求められて いるのであり<sup>40</sup>、機会を捉えて自己資本強化を図る経営努力をするのは経営の常道であ る。設備投資(施設建替え)において自己資金比率が上がってはいけないのであれば、 補助金比率が減少し続ける中、不足分はすべて借入れることになる。借入比率が多けれ ば、当該論者が反対しているギャップを賄う利益が増えることとなり論理矛盾である。

第四は「借入金を利益で返すことを認めないモデルを作るべき」についてである。 既述のように、借入金を利益で返すことを認めないモデルとは、倒産を前提としたモデルとなり、非現実的であるためモデル作成の意味がない。

以上より、減価償却費(補助金対応分除く)と借入返済額の差額分、つまりギャッ

<sup>38</sup> 田中滋「医療の非営利性・公益性について」『病院』72 巻 2 号、106、医学書院、2013 年 2 月

<sup>39</sup> 権丈善一「医療保障政策と医療団体の政治経済学的位置」『医療を営利産業化していいのか』平成22・23年度 医療政策会議報告書 日本医師会医療政策会議、60、平成24年1月

<sup>40</sup> 千葉正展「自立と自律の経営で社福法人の使命を果たす」『介護保険情報』100 号、11-15、2008 年 7 月、

プを賄う利益を算出根拠に、(収益マイナス費用の結果としての) 必要利益が算出されることが求められる。

#### 第4節 建設費上昇分のαを賄う利益について

現実の問題として、建設してから次の建替えまでの長きの間(法定の減価償却期間から推定して 39 年前後)には、生活水準の向上(相部屋から個室、冷暖房装備、 1 人当たり占有面積拡大など)、インフレの進行、途中でのリニューアル等が発生するほか、不測の事態への備えなども考えるのが自然なので、次期建設費が当初建設費と同額となることはありえない。次期建設費には相当の増額を織り込むのが、経営リスクに備えた経営者の責務である。そこで、今ここで述べた諸要因によって増加すると見込まれる建設費を  $\alpha$ 、当初の建設費に対する  $\alpha$  の増加率を  $\alpha$  率とする。

問題はここで $\alpha$ をどう算定するかだが、これは極めて難しい。

だからといって当初建設費のままというのはあまりにも非現実的で、経営の安定継続を考える立場から言っても許されない。何らかの加算を織り込まなければならない。

そこで本研究では一つの方法として、一気に 39 年後を予測するにはいかにも困難なので、10 年程度に区切って 10 年先を予想するとすれば、当らずといえども目安程度の予測値は立てられるだろうと考えた。区切りの単位を 10 年とし、10 年間の建設費の  $\alpha$  率を 20% と仮定した。

20%としたのは、特養の1床当たり建設コストの過去約10年間の伸びが20%弱であった点を勘案したことによる。平成20年介護事業経営実態調査によると約10年前の1床当たり建設費が地方・都市合計の特養で11.1百万円。これに対し日本医療福祉建築協会「高齢者施設における建物整備と法人経営」によると近年の1床当たり建設費が特養ユニットで13.1百万円と、18%の伸びである。日本医療福祉建築協会「高齢者施設における建物整備と法人経営」掲載の施設は、比較的建設費が高めの傾向があることが想定されるが、経営には何が起こるか判らないため、若干は余裕をみる必要があることからも、20%程度とした。

その後の 10 年については最初の 10 年を経過した時点で新たな経営環境のもとで、 区切りの単位を 10 年とするのか、また  $\alpha$  率を 20%とするかなどは別途設定するという 方法を採った。以後 39 年後までこれを繰り返す。

したがってここで算出される、 $\alpha$  を賄うのに必要な額は当初の 10 年間に適用されるものである。その後の $\alpha$  を賄うのに必要な額は新たな条件の下で別途算出されることになる。

現実に予想される建替え費用が当初建設費より多く見込まれることの意味は、既述のように当初建設費に対する増加分( $=\alpha$ )が減価償却費では賄えないので(減価償却できるのは当初建設費対応分のみと法定されている)、全て利益で用意しなければならず、この分、利益が必要になるということである。

ところでここで注意しなければならないのは、この  $\alpha$  の値は個々の事業者がその経営戦略に基づいて独自に設定するものであるということである。本章で示した  $\alpha$  値や区切りの単位はあくまで必要利益の算出を具体的に説明するために、その考え方の 1 つを例示したにすぎない。

α率を自由に設定できるならば、際限ない利益追求を許容することになるのではないかとの懸念が生じるかもしれない。しかし収入面(収益)は公的価格で縛られ、一方、支出面(コスト)は人件費単価が他産業並をはじめとして、諸コストを適正に負担する下での利益が前提であるので、自ずと限界があると思われる。

1 床当り当初建設費が 10 百万円、100 床規模で合計当初建設費が 1,000 百万円とすると、最初に到来する 10 年後の見込み建設費は 1,200 百万円 (1,000×1.2) なので、10 年間の増加分 200 百万円 (1,200-1,000) を 10 年で割った 20 百万円が、当初 10 年間における 1 年当たりの  $\alpha$  を賄うのに必要な利益となる。

## 第5節 小括

介護報酬は公共料金の一つであり、効率的な経営の下、適正利益の確保は必要利益として社会的に容認されるが、それ以上の利益は認められにくい。特養で必要利益とは何か。それは特養では事業の安定継続が第一なので、これに必要とされる利益、つまり再生産コストを賄うに欠かせない利益が必要な利益となる。

施設の建替えは本来、減価償却費で賄われるものである。しかし現実には減価償却費だけでは賄えない部分が生じ、ここに必要利益の概念が生じる。

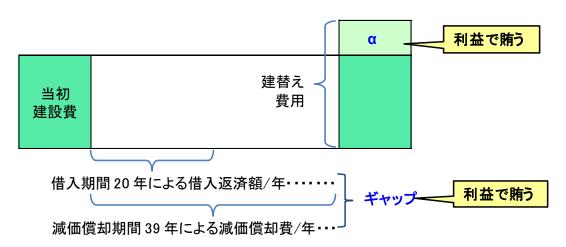
必要利益の具体的中身は次の2つである。一つは減価償却費/年と借入金返済額/年のギャップから生じるキャッシュフロー不足を埋めるための利益である。もう一つは、数十年後に建替える建設費が現行施設の建設費(以下、当初建設費)を上回る分を賄う利益である。

ここで再生産コスト、減価償却費、必要利益の関係を式で示せば以下の通りとなる。 再生産コスト=減価償却費+必要利益

必要利益=「ギャップを賄う利益」+「αを賄う利益」

以上、ギャップを賄う利益と $\alpha$ を賄う利益についてまとめたのが図2の必要利益の概念図である。

# 図2 必要利益の概念図



# 必要利益についての計算式(10年単位を区切りとしたケース)

・建替え費用 =当初建設費×1.2(10年後)

・ α =生活水準の向上、インフレの進行、途中でのリニュー

アル等に対応する費用

・αを賄う利益 = (建替え費用-当初建設費) ÷10年

・ギャップを賄う利益 =年間借入金返済額-年間減価償却費

・必要利益 = =  $ギャップを賄う利益+<math>\alpha$  を賄う利益

#### 第3章 特養事業における内部留保

#### 第1節 内部留保の意義

内部留保を論ずるにあたって、はじめに内部留保とはそもそも何であるかから考えてみたい。内部留保の定義とされるものには諸説あるが、その大半は分析目的に合わせる形で会計学的側面から捉えた算出金額を規定する、いわば算出範囲論と言えよう。

本研究では経営学の立場から、内部留保の経営上の意義に着目し、その視点から捉えることを試みた。なぜなら内部留保は優れて経営上のテーマと思うからである。このように考えると、内部留保は事業体にとってどのような意義(存在理由)があるのか、つまり事業体にとって、必要性、保有目的、機能・役割は何かということになる。こうした視点に立つと、7~8頁に示した内部留保についての必要性や機能に関する先行研究を待つまでもなく、内部留保は必要であり、それは将来に備えた準備資産であることは明らかである。

改めて内部留保に関する先行研究における一致点をまとめると、下記のとおりである。

- ①内部留保は過去の利益の蓄積額である(範囲については狭義・広義諸説あるが、 利益の蓄積<=利益剰余金>は共通項として一致)
- ②事業者にとって一定の内部留保は必要である(必要性について一致)
- ③内部留保は事業の安定継続に備えた準備資産である(内部留保の保有目的、機能・役割は将来への備えと捉えることで一致)

いかなる事業体でも当該事業の維持継続を図ろうとする姿勢は当然の努めであろう。 そのためには将来確実に予想される事態は言うに及ばず、不測の事態にも備えた準備資産ともいえる一定の資産を蓄えておくことが欠かせない。ストックをまったく持たずフロー収入だけに依存する経営のあり方は非現実的である。事業体が内部留保を保持しようとする理由はこのためと思われる。言葉を換えていえば、リスク対策資産といっても良いだろう。

内部留保の意義を上述のように準備資産と捉えるならば、それは自己資本で構成される。なぜならその本質はリスク対策なので、リスク対策であるならば、自己のコントロール下における経営資源で対応すべきと考えられるからである。たとえば借入金のような自己のコントロール外にある他人資本を備えとは言い難い。

さて、自己資本の源泉には外部資金と内部資金がある。外部資金は事業体外から調達する資金で、株式会社であれば株主からの払込金であり、社会福祉法人であれば理事長や篤志家等からの寄付金があげられる。一方内部資金とは事業体内部から生み出す資金で、利益金や引当金繰入額、減価償却費である。

既述のように、特養事業は①公益性が高く、②非営利であり、③税や社会保険料で

賄われている。こうした事業においては、必要以上の内部留保は社会的に許容されないと考えられるため、次章では、特養の内部留保の多寡について検証する。言い換えれば 貯めこみ過ぎか否かについて検討するわけである。とすれば理事長等が、社会福祉法人 の将来に備えて払い込んだ寄付金に対し、「貯め込み過ぎ・過大だ」と指摘することは 適切ではない。このように理解すると外部資金は本研究の分析対象外で、毎期の事業活動の結果生じる内部資金が対象となる。

したがって本研究でいう内部留保には、概念的に一言でいえば内部資金の蓄積額があてはまる。既述のように内部資金とは、事業体が事業活動の過程において事業体内で生み出す資金を指す。具体的には毎事業年度に損益計算書(profit and loss account: P/L)に計上される利益、引当金繰入額(利益の費用化分)および既投下資本の回収分たる減価償却費を源泉とする。外部源泉から調達される外部資金(株主払込金、寄付金、補助金、借入金等)と対比される概念である。

つまり本研究でいう内部留保の源泉は、金融機関等からの借入金は言うに及ばず、 理事長等からの寄付金、公的機関からの補助金等の外部資金をカウントせず、あくまで も事業体自身の事業活動の結果として生み出される資金、つまり内部資金の蓄積額で構 成されるものである。

内部留保の源泉を内部資金の蓄積額と概念的に捉えたが、具体的算出となると、以下に示すとおり、発生源内部留保と実在内部留保の2つの方法がある。

#### 第2節 発生源内部留保

発生源内部留保とは文字通り内部留保の発生源で捉えたもので、「B/Sの貸方に計上される内部資金」と規定する。利益の蓄積額である利益剰余金、引当金繰入額の累積額である引当金、減価償却費の累積額である減価償却累計額の和から成り、B/Sの貸方勘定から正確に算出できる(ただし減価償却累計額はB/Sの脚注か、または借方の固定資産の下に控除項目として記載される)。

ここで特養事業には特有の勘定科目があるので、若干補足をしたい。毎期計上される 利益は、その都度利益処分によって、各種の積立金や準備金の名を冠した勘定に分散記 載される「その他の積立金」と、未処分のまま次期繰越金とされる「次期繰越収支差額」 に大別される。このため利益剰余金として一括表示されないが、当然にこれらはすべて 利益剰余金に相当する。

こうした利益処分のひとつに4号基本金があり、これが「その他の積立金」や「次期繰越収支差額」とは離れて基本金勘定に計上されている。基本金勘定とは原則、理事長等からの寄付金で構成されているので外部資金だが、そのうち4号基本金⁴だけは明ら

28

<sup>41</sup>なお、平成24年度から全社会福祉法人に適用される新会計基準では、4号基本金は、他の基本金と性格が異なる(他の基本金は法人の基盤となる資産を形成するために寄付金を源泉とするのに対し、4号基本金は利益を源泉とする)ことから、廃止となる。

かに利益をルーツとした内部資金なので、内部留保と認識されなくてはならない。

同じ利益の処分金でも「その他の積立金」は、後日理事会決定さえ得られれば、当該積み立て目的の変更や金額削減が可能であるのに対して、基本金に組み入れられた積立金である「4号基本金」は、理事会決定を以ってしても変更できないところにその意義がある。4号基本金を含め、全ての基本金は事業が廃止され、かつ基本財産等が廃棄された場合のみ、取崩しが認められている(社会福祉法人会計基準第34条)。つまり金額削減や目的変更が簡単にはできない、存続が極めて確実な積立金といえるわけで、むしろ将来の準備資産として最も信頼のおける内部留保といえる。

もうひとつ別に特別な積立金として、「移行時特別積立金」がある。移行時特別積立 金とは、措置時代における措置費の余った資金を各種積立金として計上していたものを 介護保険制度施行時に一本化した勘定科目で、収支差額から出た資金であるため、実質 的には措置時代の利益の蓄積といえ、当然に内部留保に算定される。

発生源内部留保に関する算出範囲と算式は下記のとおりで、図示すると図3のようになる。

## ○ 発生源内部留保

算出範囲:「B/Sの貸方に計上される内部資金」 算式: 利益剰余金+引当金+減価償却累計額

☆特養における利益剰余金

=次期繰越活動収支差額+その他の積立金(移行時特別積立金+その他の 積立金)+4号基本金

# 図3 発生源内部留保(B/S)

流動資産	流動負債
固定資産	固定負債
	純資産
	1~3号基本金
	4号基本金
	その他の積立金・・・・・
	次期繰越活動収支差額

## 脚注:

# 減価償却累計額

- \*色付枠=発生源内部留保
- \*発生源内部留保=利益剰余金+引当金+減価償却累計額
- \*利益剰余金=次期繰越活動収支差額+その他の積立金+4号基本金
- \*減価償却累計額はB/Sの脚注か借方の固定資産の下に控除項目として記載

#### 第3節 実在内部留保

発生源内部留保は、内部留保の発生源や発生額を示すものの、今現在それがいくら実在しているかとは別問題である。なぜなら、発生源によって生み出された内部留保は、その一部ないし全部を、事業活動の過程で直ちにあるいは一定の時間をおいて再投資(運転資金、設備資金として)するか、あるいは借入金の返済等で事業体外に流出することによって、準備資産としての機能を有する資産としては減少しているのが一般的だからである。

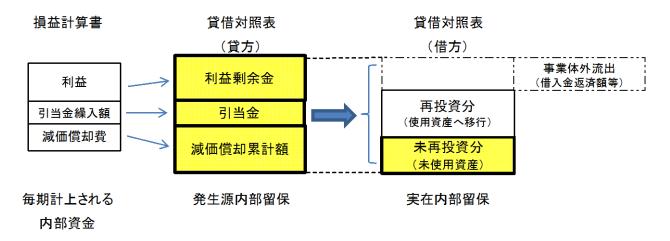
このため、今現在実際に存在している内部留保を別途捉えることが求められる。それがもう一つの捉え方である実在ベースの内部留保、すなわち実在内部留保である。本研究では実在内部留保を、「内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で留保されている額」と規定する。これは貸方で捉えた発生源内部留保との対比で言えば、「B/Sの借方で捉えた内部留保」である。

未使用資産とは、借方に計上されている資産を、本来業務の活動の用に既に供されている資産(これを使用資産と称する)か否かの視点で分類した時、既に本来業務の用に供されている資産以外の資産をいう。使用資産というのは施設に代表される設備関係資産や未収収益等の運転関係資産で、本来的業務の収益獲得(サービス提供)に現に貢献している資産である。これに対して未使用資産はこうした使用資産に将来転化されることを予定されている資産である。そうした意味で準備資産の性格を持つ。

発生源内部留保は、そもそも事業体の資金調達源の一つである自己金融分を示すものなので、B/Sの貸方勘定である負債・純資産勘定に表示される。これに対し実在内部留保はその調達された資金がどのような形態で事業に投下使用または留保されているかの面で捉えることとなるので、発生源内部留保から事業体外流出分を控除した金額として借方に計上されている資産勘定で捉える。そして借方勘定に計上されているものは使用資産に移行し事業活動に再投資された分と、まだ再投資されていない分に分けられ、このうち未再投資分つまり未使用状態の資産(未使用資産)が実在内部留保ということになる。

これらの関係を示すと図4のとおりである。

図 4 内部資金と発生源内部留保、実在内部留保との関係図



- \*1:減価償却累計額はB/Sの脚注か借方の固定資産の下に控除項目として記載
- \*2:色付太枠が内部留保
- \*3:マスの大きさは金額の大小を表わすものではない

このように実在内部留保は発生源内部留保から事業体外流出と再投資分を控除した額として把握されるが、実のところ外部分析者が流出額や再投資額を掴むのは容易ではない。このため結局のところは未使用資産にカウントされるべき勘定科目を特定し、その合計額を以て実在内部留保を推算しなければならない。

未使用資産に含めるべき勘定科目は何か。それはいうまでもなく文字通り未使用のままにある資産の性質を有するもの全てということだが、使用資産に投下される前の姿なので、現金形態で保有されている勘定科目となる<sup>42</sup>。

しかし現実には現金形態のまま保有されているのは当座の流動性確保を目的とした 資産以外ほとんどないといってよい。多くは預金、貸付金、有価証券等に転換されてい る。いうまでもなく、金庫にあたかもタンス預金のごとく現金を退蔵させることは非効 率であり、当然に資金の有効活用(運用による収益獲得や同一法人内他事業への事業資 金の一時融資)を図るべく預金、有価証券、貸付金等で活用されているわけである。つ まりこうした資産は上記目的のために本来業務の使用資産に移行されるまでの間、これ ら勘定科目に分散されているにすぎず、実質は現金資産であると言える。

よって未使用資産に含める勘定科目は現金預金、貸付金、有価証券とする。またこれらは短期運用分もあろうし、長期保有用も多く含まれていよう。したがってこうした勘定名を付されている資産は流動資産だけでなく固定資産にも計上されているため、流動・固定を問わず全て算入しなければならない。言い換えれば流動資産、固定資産の括

<sup>42</sup> この他、一般に準備資産としては遊休資産の形態で土地・建物が保有されていることが 考えられるが、特養ではそういう資産はほとんどないものとみられる。

りでは正しく把握できないので、使用、未使用資産に区分する方法で把握した。

いずれにしても、このように実在内部留保は様々な形態をとりその計上場所もいろいろだが、その本質は未使用でそれゆえ実質現金であることに着目して、これらを一括して「換金性資産」と呼ぶこととする<sup>43</sup>。

さて、ここで一つ問題が生じる。それはこの様に借方で捉えようとすると、確かに 未使用資産として換金性資産は把握できるが、換金性資産額の中には内部資金だけでな く外部資金が混入している点である。

本研究では内部留保に外部資金は含めないわけだから、これらは差し引かなければならない。混入源は流動負債、固定負債、純資産の3ルート全てからとなるが、まず固定負債からみていこう。

## 【固定負債】

特養の固定負債のほとんどは長期借入金と退職給与引当金である。長期借入金を行うのは施設の建替えあるいは大規模修繕くらいの時で、前者は35~40年に1度、後者は10~15年に一度といった頻度と言える。そして借入時期はいずれの場合も建設業者等への支払い期日直前で、その直後には支払いを完了させるはずである。なぜなら金額もかさみ金利がかかるので、たとえば支払期日の数カ月以上も前から借り入れて用意しておくといった無駄なことは考えられない。

以上から長期借入金が換金性資産に滞留している期間は極めて短いといえ、さらに そうした滞留機会も非常にまれと考えるのが自然である。万一内部留保測定時が建設資 金借入時期にあたったとしても、換金性資産と長期借入金が異常に膨らむこととなるの で、外部分析者でも容易に気付き修正可能となろう。

## 【純資産】

次に純資産からの外部資金流入である。純資産に記載される外部資金は補助金(国庫補助金等特別積立金)か理事長等からの寄付金(基本金)にほぼ限定されるが、これもほとんど施設建替え・修繕がらみとみてよかろうから、長期借入金の場合と同様に捉えて差し支えあるまい。

つまり固定負債、純資産からの外部資金混入はまずないと推察して問題なく、これらを控除する必要性はほとんどない。

ただ固定負債を控除しないとこの中に含まれる退職給与引当金が換金性資産に混入することとなる。退職給与引当金はその明確な使用目的に照らして施設建替え資金等の準備資産に組み入れるには無理があるため、これは控除することとする。

<sup>43</sup> 後述のように、換金性資産には内部資金だけでなく外部資金も混入しているため、換金 性資産全ては実在内部留保ではない。

# 【流動負債】

残るは流動負債である。流動負債も中身は未払金および短期借入金、賞与引当金く らいでそのほかは僅少である。特養事業は原則として収入のうち(食費・居住費の利用 者負担を除き)利用者負担分の10%が現金として入金され、残りの90%が介護保険か らの未収金に計上されるが、その支払いは国債並みの信用力をもって2カ月後に(返戻 分を除き)100%現金化され、期間も2カ月間であり、これらを考慮すれば事実上現金 収入事業といえる。開業当初の2カ月間を経過し巡航経営状態となれば、もともと増加 運転資金が発生する事業でもないので、現金収入事業の色合いは極めて強いものとなる。 これは流動比率が非常に高い点からもうかがえる。このためか日常の運転資金の支払い も現金決済が多いとみられ、流動負債は未払金や短期借入金を含めてもことのほか少な い。ちなみに総資産に占める流動負債の割合をみると、上場企業の全産業平均 30.2% に対し、特養はわずか 4.0%程度、流動比率(流動資産÷流動負債)では上場企業の全 産業平均 129.6%に対し、特養は 536.5%にものぼる4。したがって無視してもさして 影響はないと思われるが、ただ短期借入金は長期借入金と異なって随時発生し、これが 滞留している可能性は高いと思われる。このほか、短期間のうちに目的使用で消滅する 賞与引当金は内部留保には含めないので、できるだけ正確な内部留保を求める意味で、 流動負債は換金性資産から差し引くことにした。

介護施設の内部留保は原則遠い将来の支出に備えるものであり、ごく近い将来、特に同一年度内に支出するものに備えるものではない。他の一般産業では売上回収と日常の運営コスト支出との間にタイムラグが生じるほか、事業拡大のための増加運転資金を要するのが一般的であり、また事業によっては、売上回収に長期運転資金を必要とする(割賦販売等)。そのためこれら運転資金に対し内部留保で備えることが通常である。

これに対して、介護保険施設事業ではこうした増加運転資金や長期運転資金はほとんど発生せず、事業開始当初の2か月を除けば、利用者負担分とサービス提供後2か月後に回収される未収金で運転資金は原則賄われるため、単年度毎に収支があう。このため、介護保険施設事業では運転資金(近い将来の支出)を内部留保で備える必要性は乏しい。

なお、未収金は現金化されてもただちに運転資金(運営コスト)として費消される ため、将来(建替え等)の準備資産としては利用できない<sup>45</sup>。また、その他の流動資産

<sup>44</sup>上場企業の全産業平均は日経経営指標 2011 年より試算。特養の平均は第87回社会保障 審議会-介護給付費分科会 平成22年度末 特別養護老人ホームのB/S(1施設当たり平 均値)より試算

<sup>45</sup> なお、一般的に未収金は未払金と対の関係にあるが、特養の場合は必ずしも対の関係にあるとは言い難い(売上の9割が未収金に計上されるため、未収金額に対して未払金額が極めて少ない関係にある)。未払金は業者が立替えている外部資金であり、外部資金は内部留保に含めない。

については、未使用資産であれば先に述べた現預金、有価証券、貸付金に計上されていると考えられるので、既に使用している資産と想定される。これらから、未収金やその他の流動資産は内部留保には含めない。

使用・未使用の概念だけで実在内部留保が捉えられるのかとの疑問もあろう。確かに一般企業では外部資金として株式が存在し、株式発行によって調達した資金がどのように活用・留保されているかを把握するのは容易ではない。また、保有している株式もポートフォリオインベストメント(資産運用目的)かダイレクトインベストメント(事業目的)かの区別も、外部分析者には不明な場合が多い。

だが特養の場合、非営利組織であり株式による資金調達はない。また、保有している株式は事業特質からしても資産運用を目的としたものと考えられる。そもそも資産運用についても安全第一を旨とする特養においては、本来株式保有は推奨されるものではない。現に保有金額を見ても1施設当たり平均200万円程度と極めて少ない46。

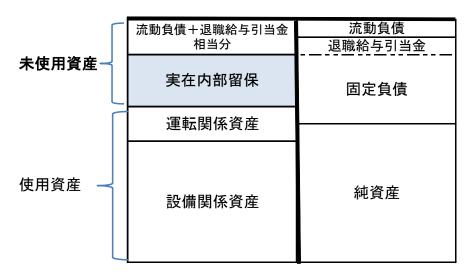
特養の外部資金調達は補助金か寄付金に限定され、それらはほとんど施設建替えか 修繕がらみと考えられる。また、経営の特質で述べたとおり、激しい競争に晒されてい る他産業とは異なり、特養事業は事業内容も変化が少ない。こうした事業においては、 資金がどこから調達され、それが借方のどの勘定科目に計上されるかは、一般産業と違 って捉えやすいと考えられる。

以上から、実在内部留保は「換金性資産―(流動負債+退職給与引当金)」とし、換金性資産は現金、預金、貸付金、有価証券勘定の合計として捉えるのを適当と考えた。 なおこの関係を図5で示すと以下の通りとなる。

34

<sup>46</sup>明治安田生活福祉研究所、平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金『介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する研究事業』195 頁

## 図5 実在内部留保の概念図(B/S)



- \*実在内部留保=未使用資産一(流動負債+退職給与引当金)
- \*未使用資産=換金性資産=現金預金+貸付金+有価証券

実在内部留保の算出範囲、算式を整理すると下記に示すとおりである。

## ○実在内部留保

算出範囲:「内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で 留保されている額」

算式:「換金性資産」- (流動負債+退職給与引当金)

☆特養における換金性資産

=現金預金+有価証券+他会計区分貸付金+会計区分外貸付金+投資 有価証券+他会計区分長期貸付金+移行時特別積立預金+移行時減価 償却特別積立預金+その他の積立預金

内部留保についてその意義から掘り起こし、算出範囲や具体的算式等を述べてきたが、ここで改めて内部留保を定義したい。本研究でいう内部留保とは、「内部資金の蓄積額を源泉とする借方に計上されている換金性資産のうち、準備資産としての性格を有する資産である」と定義する。これはすなわち実在内部留保と同義である。

したがって、本研究における内部留保の定義で含意する要素は以下の3つである。

- ①意義(機能・役割) ・・・・準備資産
- ②源泉・・・・・・・・・・内部資金
- ③算出範囲・・・・・・・換金性資産

ところで実在内部留保について、以下3点を補足したい。

①発生源内部留保は正確な金額を把握できるが、実在内部留保は推定の概算値である。もっとも会計(簿記)のように一円単位まで把握し、かつ縦横一致しなければ信憑性が問われるといったものではなく、概算値でも十分に目的は果たせるので問題はない。例えば A 特養の内部留保を表示する場合、A 特養の内部留保は 3.1 億円と表示すれば十分足りる話で、これをたとえば 315,275,378 円など、円単位まで求めなければ意味をなさないというものではない。

そういう意味ではもう少し簡単な方法で内部留保を算出しても良い。ただ、より正確な金額に近づけられるのであればそれに努めるべきと考え、既述の算式とした。既述の算式で相当程度、正解な数値を捉えたと思われるが、それでも推定概算値であることに変わりはない。そこで第Ⅱ部の実証分析で内部留保の多寡を判定する実際の使用にあたっては、算出値に若干のバッファーを設けて調整する。

②実在内部留保と認識された後で、施設建替え等の設備投資を行えば、未使用資産が使用資産に振り替わる(移行する)ので、発生源内部留保は変動しないが、実在内部留保はその分減少する47。

また、職員処遇改善等で事業体外へ費用として支出する場合は、実在内部留保とともに発生源内部留保も減少する。たとえば純資産勘定で積立金として計上されている一部または全部を理事会決定で目的変更し、それを職員処遇改善費として実際に費消した場合、純資産勘定の積立金が取り崩されて減少するので、実在内部留保だけでなく発生源内部留保も減少する。

③内部留保の多寡や活用論を論じるのであれば、実在しているか否か不明なもので議論 しても意味がないため、第Ⅱ部で内部留保の多寡を考察する際は、この実在内部留保を 対象として分析する。

#### 第4節 特養事業における自己資本充実のメリット

内部留保蓄積の直接の目的は、将来への備えだが、それは自己資本充実をもたらす。 既述の平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金「介護老人福祉施設等の運営及び財政 状況に関する研究事業」報告書では、一部の委員より「当初建築から 39 年後の次期建 替え時に自己資金比率が上がるのはおかしい。自己資金が増えないモデルを作るべき」 との指摘があったとの記載があることより、本節では介護保険施設における内部留保の

<sup>47</sup> 本研究ではそれぞれの法人種によって内部留保が異なるという考えには立っていない。 したがって営利法人も非営利法人も内部留保は基本的に同じである。ただし両者には蓄積 する内部留保に許容範囲があるか否かの違いがある。非営利法人である社会福祉法人が運 営し、税や社会保険料で賄われている特養事業においては、内部留保に一定の歯止めがか けられる。

意義の一つとして自己資本充実について考えてみたい。

内部留保の意義は、既述のように将来に備えた準備資産の蓄積だが、それは自己資本の充実につながる。特養事業における自己資本充実のメリットとしては、以下が考えられよう。

第一は特養事業の自立性向上である。

自己資本が乏しい状態では、従来の補助金依存の経営から脱却できない。たとえば設備投資の際には自己資金比率が向上すれば、補助金比率や借入金比率が低下することから、周囲の意向に振り回されずに、自分たちが地域で必要だと信じる設備投資を自主的に行いやすくなる。こうした経営に自主性を持つことは、人任せ、お役所任せな事業ではなく、どうすればより利用者に喜ばれるか、その元となる利益を増加させられるか、自ら頭を悩まし、「サービスの向上」、「経営の効率化」が進むことが期待される。特養経営については、従来の措置から契約へと事業形態が変わり、企業会計も導入され、経営環境は整備されたが、肝心の経営意識の醸成が十分とは言い難いことが指摘されている。自己資本充実を促すことは、特養経営の最大の課題ともいえる経営意識の醸成に、大きな刺激を与えよう。さらに規制緩和の流れの中、経営環境変化に耐えうる体力をつけるには、自己資本充実が欠かせない。環境変化に柔軟に応じ、より社会に適合したサービス提供体制を整えるには、自立した事業体力をつけることが求められる。

逆に自己資本を増加させる必要はないとなれば、経営意識は大きく後退すると思われる。

第二はコストダウンである。自己資本比率を高め、借入金体質を改善すれば、金利 負担分が低下する。異常な超低金利時代の現在、今後考えられるのは金利下落のメリッ トよりは金利上昇リスクであることにも注意を要する。さらに後述の、借入期間と減価 償却期間とのギャップにより生じる、借入金返済不足分を賄う利益分が軽減される<sup>48</sup>。 これらは各事業者のコストダウンだけでなく、こうした事業者が増えることで特養全体 のコストが下がることによる介護報酬削減効果も期待できる。同じように補助金削減効 果もある。

第三は、メリットというよりも留意点として、特養の自己資本増加は、必ずしも介護財政にマイナスではないことが挙げられる。

以上、自己資本充実のメリットをみてきたが、こうした経営上重要な自己資本を増強させる手段が、特養では利益獲得に限られていることを忘れてはならない。資本市場からの調達は閉ざされている。寄付という道もあるが、現代の日本でこれに大きく期待を寄せることは非現実的であろう。

37

<sup>48</sup> 借入金返済不足分を賄う利益は、会計上は利益でありコストではないが、この利益がなければ借入金返済不能となり倒産に至るという意味では、経営上の広義のコストと捉えられる。

このため、利益の蓄積、つまり内部留保の蓄積は経営上欠かせない。しかし、税や社会保険料で賄われている事業において、際限ない利益追求は社会的に認められないと思われる。この許容範囲を検討したのが、必要利益、必要内部留保である。

## 第5節 小括

特養に限らず、これまでの内部留保は、B/Sの貸方に計上されている利益の蓄積額をベースに過大だ、活用すべきだと議論されてきた。

しかし、貸方で捉えた金額は、内部留保の発生源や発生額を示すが、今現在実在しているか否かは示していない。活用すべきだというのであれば、今現在実在している内部留保を捉えるべきであり、過大だというのであれば、何を以って過大だというのか、判定尺度を示したうえで議論すべきと言える。

そこで、内部留保の意義、つまり事業体にとっての存在理由(機能・役割)から解きほぐし、内部留保が「将来に備えた準備資産」であることを明確にした。準備「資産」である以上、B/Sの「借方」に計上されている資産で、準備資産としての性格を有する資産をベースに検討すべきである。準備資産としての性格を有する資産とは、現預金、貸付金、有価証券といった換金性資産であり、換金性資産から流動負債と退職給与引当金を差し引いたものを実在内部留保と定義した。

第Ⅱ部 介護保険施設の経営に関する実証的研究

# 第4章 必要利益・必要内部留保額の算出のためのモデル計算

第Ⅰ部で再生産コスト、必要利益および必要内部留保の具体的算出方法を示したので、第Ⅱ部ではこれを用いて、内部留保の多寡を実証的に分析する。

## 第1節 判定尺度としての必要内部留保

内部留保が過大か否かを判定するには何らかの判定基準が必要である。それなくしては絶対額だけによる主観的判断とならざるを得ず、合理的判定とは言えない。

既述のように内部留保は事業体にとって必要とされるが、保有している内部留保がすべて必要というわけではない。ただその中に欠くことのできない準備資産として保有していなければならない内部留保、つまり必要な内部留保があるはずである。

このように考えると過大な内部留保とは、この必要内部留保を超えた分として捉えられるのではないだろうか。であれば必要内部留保が、過大か否かの判定基準となるであろう。そこで必要内部留保の定義、算出方法を定める必要がある。発生源内部留保、実在内部留保は B/S から算出されるが、必要内部留保は B/S から算出困難である。ただ P/L に遡れば算出できる。

なぜなら内部留保は、言うまでもなくストックの概念で、ストックはフローの結果である。この場合、フローは利益なので、必要な利益が捉えられれば、その蓄積額として必要内部留保が把握できよう。

既述のように、特養事業における必要な利益とは、再生産コストのうち減価償却費では不足する部分を賄う利益であり、必要利益は、「 $\alpha$ を賄う利益」+「ギャップを賄う利益」となる。

このようにして捉えた必要利益に建設後経過年数を乗じれば、必要利益剰余金が算定できる。

ところで必要内部留保にはこのほか減価償却累計額がある一方で、借入金返済による事業体外流出があるので、必要内部留保は、必要利益剰余金に減価償却累計額を加え、これから借入金返済累計額を差し引いたものとなる。

先にみた必要利益では、 $\alpha$  は予測値であったが、本章では、将来必要な利益ではなく、過去から現在までの特養の内部留保が過大か否かの検討が目的なので、 $\alpha$  は実績値を用いる。具体的には、当該特養における当初建設費と「現在の市場価格の建設費(1 床当たり)」を比べ、その差額分、および 10 年に 1 度程度の頻度で発生する大規模修繕費用を、 $\alpha$  を賄う利益とする。

#### 【建替え費用】

現在の市場価格の建設費(1 床当たり)を、厚生労働省平成24 年度老人保健健康増進等事業「良質な特別養護老人ホームの建設コスト低減手法に関する調査研究事業」のデータより2011年時点の平均建設費である1,086万円とした。

## 【大規模修繕費用】

介護事業コンサルタントや建設業者、公認会計士などへのヒアリングから、特養の大規模修繕費用は建設費の1割程度という話や、上記老人保健健康増進等事業の調査結果(過去5年間の大規模修繕費用)等を基に、1床当たり100万円とした。また大規模修繕の頻度は、ヒアリング結果より10~15年に1度程度、先の老人保健健康増進等事業では1回目の大規模修繕が15年に1度という結果等から、介護保険制度施行以降、15年に1度の頻度とした。

資本的支出に相当する大規模修繕費用の減価償却分については、今回は特養業界全体の動向把握調査なので、個別判定で検討する項目は必須項目のみとし、必要利益算出にあたって考慮しない。言いかえると、必要利益算出にあたって考慮している減価償却費は、当初建設費(補助金対応分を除く)分のみである。

αを賄う利益の算出式(建替え費用+大規模修繕費用)

## 【建替え費用】

(現在の市場価格の1床当たり建設費-当該特養の当初建設時1床当たり建設費)×ベッド数

建築後経過年数

## 【大規模修繕費用】

(現在の市場価格の1床当たり大規模修繕費用)×ベッド数

15年

次に、留意点として措置時代の必要利益の計算方法について一言触れる。措置時代のギャップを賄う利益および大規模修繕費用は、主に補助金で賄われていたことから、必要利益に計上しない。そのため、大規模修繕費用を賄う利益が発生するのは、介護保険制度施行後のみとした。したがって措置時代の必要利益は、ギャップを賄う利益はゼロ、αを賄う利益は施設建替え費用の上昇分のみとする。

以上、既に述べた必要内部留保の算出範囲、算式等を示すと以下の通りである。

# 必要内部留保

算出範囲:「発生源内部留保のうち建替え等の維持円滑化の一助として必要不可欠と される内部留保」

算式:必要利益剰余金+減価償却累計額(補助金対応分除く)一借入金返済累計額 必要利益剰余金=必要利益×建築後経過年数

#### 必要利益49=ギャップを賄う利益+αを賄う利益

- = (年間借入金返済額-年間減価償却費) +{(現在の市場価格の1 床当たり建設費-当該特養の当初建設時1 床当たり建設費) ×ベッド数}÷建築後経過年数 50+{(現在の市場価格の1 床当たり大規模修繕費用) ×ベッド数}÷15 年
- \*現在の市場価格の1床当たり建設費=1,086万円
- \*現在の市場価格の1床当たり大規模修繕費用=100万円
- \*減価償却方法=定額法
- \*借入金返済期間=20年
- \*必要内部留保算出にあたり用いる個々の施設のデータ
  - 当初建築年
  - ・建築時の定員数(ショートステイ含む)
  - 当初建設費
  - 当初建設費資金調達内訳
  - 減価償却期間

表4は参考までに質問紙調査に回答を寄せた特養に関し、建築年別に、建設費資金調達内訳と金利負担率51および1床当たり建設費等を見たものである。この表から明らかなとおり、補助金比率は60%前後で推移していたが、2004年を境に急激に減少しはじめ、直近では21.6%にまで落ちている。自己資金比率は常に1割程度なので、補助金減少分を借入金に依存した形となっており、借入金比率は従来3割前後であったのが、直近の数字では65.7%にまで高まっている。そのため、1%にも満たなかった金利負担率は直近では3.0%にまで上昇している。なお、補助金比率が6割を超えていた2000年には1床当たり建設費が1,500万円程度であったのが、補助金比率が低下した近年では、1,200万円台にまで下落しており、補助金削減が建設費低下に影響していることが窺える。

<sup>49</sup> 措置時代の必要利益は、αを賄う利益の建設費上昇分のみとする (αを賄う利益の大規模修繕を賄う利益分と、ギャップを賄う利益分は原則補助金等で対応されたと考え、措置時代の必要利益には含めない)。

<sup>50</sup> 建設後経過年数が10年未満の場合、10年で除す

<sup>51</sup> 借入金利息÷事業活動収入

表 4 特養の建築年別にみた建設費資金調達内訳と金利負担率及び 1 床当たり建設費等

			建設費	資金調達内訳					2011年度			一庄业	たり建設費
		N	借入金比率	自己資金 比率	補助金比率	4Х	支差率	N	事業活動 収支差率	金利負担比率	人件費比率		万円)
			平均値	平均値	平均値	N	平均値		平均値	平均値	平均値	N	平均值
	1955	1	0. 0	10.0	90. 0	1	9. 1	1	8. 9	0.0	63. 6	1	511
	1962	1	0.0	29. 0	71. 0	1	7. 9	1	8. 2	0.8	62. 6	1	235
	1964	3	11. 7	34. 9	53. 5	4	6. 1	4	5. 9	0. 2	58. 7	3	307
	1966	1	0. 0	11.4	88. 6	2	4. 0	2	6. 0	0. 2	55. 1	2	75
	1967	1	22. 0	4. 0	74. 0	2	5. 1	2	5. 3	0. 5	60. 4	1	138
	1969	0	-		-	3	△ 3.1	3	△ 2.0	0. 2	69. 4	0	
	1970	5	31.0	12. 6	56. 4	8	5. 1	9	5. 4	0.4	58. 8	5	522
	1971	3	22. 9	17. 4	59. 8	4	13. 1	4	13. 3	0.0	58. 1	3	126
	1972	8	32. 0	5. 9	62. 1	9	3. 5	9	4. 6	0.7	61. 8	8	295
	1973	8	21. 9	21.3	56. 8	11	6. 1	13	6.8	0.3	61.8	10	331
	1974	11	23. 8	16.8	59. 3	16	3.8	16	5. 0	0.6	60.8	12	451
	1975	11	26. 5	8. 4	65. 2	16	7. 3	17	6. 9	0.1	60.0	14	315
	1976	16	25. 6	11.4	63. 0	16	4. 3	19	5. 6	0.1	61. 2	18	452
	1977	14	24. 6	7. 9	67. 5	17	5. 3	17	5. 6	0. 2	61. 9	16	470
	1978	15	29. 7	20. 7	49. 6	18	6. 1	18	6. 1	0.1	61. 1	17	379
	1979	19	25. 2	13. 4	61. 3	20	6. 1 7. 3	23	7. 5 7. 4	0. 2	60. 2	22	424
	1980	27 30	24. 4 31. 1	11. 6 14. 3	64. 0 54. 6	27 35	7. 3 4. 8	32 37	7. 4 5. 0	0. 1 0. 1	61. 3 63. 8	28 31	462 548
	1981 1982	31	26. 0	14. 3	61. 8	36	3. 3	36	3. 5	0.1	62. 4	33	643
	1983	16	27. 3	13. 4	59. 4	21	2. 0	22	2. 3	0. 2	62. 4	33 17	649
	1984	18	29. 7	9.4	60. 9	18	4. 2	19	4. 9	0. 1	60. 7	18	633
	1985	33	27. 0	6.8	66. 2	35	2. 4	37	2. 8	0. 2	63. 8	35	617
	1986	30	27. 3	12. 6	60. 1	33	6. 5	34	6. 7	0. 2	60. 2	32	718
建	1987	25	33. 7	11. 3	55. 1	29	1.8	30	2. 5	0. 3	62. 9	27	718
築年	1988	33	30. 4	11. 4	58. 2	32	3.8	34	4. 0	0. 3	61. 1	34	820
#	1989	38	27. 0	9.4	63. 6	39	3. 4	40	3, 4	0. 1	62. 9	37	821
	1990	34	33. 7	12. 9	53. 4	34	5. 8	37	5. 7	0. 2	61. 5	35	961
	1991	37	31. 2	11. 9	56. 9	37	4. 6	41	4. 8	0. 2	61. 3	37	1, 056
	1992	51	31. 7	13. 3	54. 9	52	2. 2	53	2. 4	0. 2	61. 1	51	1, 168
	1993	48	26. 9	6.8	66. 3	48	4. 7	51	5. 3	0. 3	59. 9	49	1, 219
	1994	56	30. 2	8. 1	61. 7	58	5. 9	60	6. 1	0. 5	58. 4	57	1, 259
	1995	70	27. 1	8. 4	64. 5	72	4. 2	77	4. 5	0. 5	59. 5	70	1, 330
	1996	64	24. 6	7. 0	68. 4	58	3.8	68	3. 7	0. 5	59. 2	65	1, 532
	1997	55	28. 2	5. 5	66. 3	61	3. 9	62	4. 2	0.6	58. 7	55	1, 703
	1998	64	26. 8	8.8	64. 4	63	4. 4	70	5. 3	0. 7	56.8	66	1, 505
	1999	66	27. 7	9. 1	63. 2	59	4. 3	68	5. 1	0. 7	56.0	65	1, 486
	2000	47	27. 4	8. 0	64. 5	45	5. 7	51	5. 7	0.8		49	1, 491
	2001	47	26. 1	10.3	63. 6	48	6. 1	51	6. 4	0. 7	56. 5	48	1, 361
	2002	58	28. 7	10. 9	60. 3	59	6. 2	60	6. 7	0.8		60	1, 522
	2003	50	33. 0	8.9	58. 1	53	5. 1	54	5. 6	0.8	56. 2	51	1, 325
	2004	63	45. 4	9. 7	44. 9	64	5. 7	67	6. 7	1.4	56. 6	65	1, 364
	2005	56	52. 7	12. 7	34. 5	58	6. 4	62	7. 8	1. 7	57. 4	57	1, 529
	2006	52	57. 6	12. 3	30. 1	49	5. 2	53	7. 2	2. 3	56.8	52	1, 475
	2007	51	56. 7	20. 2		51	4. 4	54	6. 2	2. 4	57. 6	52	1, 264
	2008	45	58. 6	17. 4		43	1. 6	45	4. 2	3.0		45	1, 347
	2009	33	65. 7	12. 6	21. 6	35	3. 2	36	6. 0	3. 0	57. 8	33	1, 146
	合計または 平均	1, 445	33. 7	10. 9	55. 4	1, 500	4. 6	1, 599	5. 3	0.8	59. 1	1, 487	1, 150

## 第2節 内部留保の判定方法

既述のように、内部留保の多寡を今現在実在するかしないか分らない計算上の発生 源内部留保で論じても意味がないため、内部留保多寡の判定対象は実在内部留保とする。 判定対象として実在内部留保、判定尺度として必要内部留保が定まったので、この両者 を比較して以下の通り判定する。

必要内部留保<実在内部留保・・・・必要以上に蓄積されている

必要内部留保≒実在内部留保・・・・・必要内部留保額のレベルにある

必要内部留保>実在内部留保・・・・・必要内部留保額を満たしていない

ただし必要内部留保、実在内部留保とも推定概算値なので、20%程度のアローワンスを見込み、比較に際しては「必要以上に蓄積されている」は必要内部留保の1.2 倍以上、また「必要内部留保額のレベルにある」は必要内部留保額の0.8 倍以上から1.2 倍未満の間、「必要内部留保額を満たしていない」は必要内部留保額の0.8 倍未満とした。

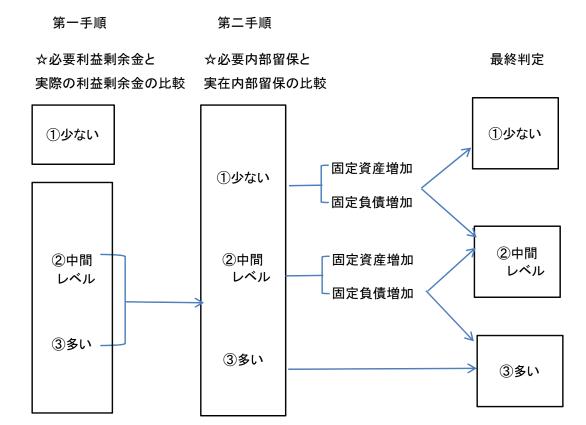
判定にあたっては、既述のように必要内部留保と実在内部留保の比較を行うわけだが、当初建設以降、現在までの間に既に再投資が行われて、実在内部留保が減少している場合が考えられる。そうしたケースについては、その都度チェックして判定することとしている。これについては後述する具体例で説明する。

ところで今述べたように再投資があるケースでは、実在内部留保と必要内部留保の 単純比較だけでは判定できず、複雑化するので、第一手順としてまず必要利益剰余金と 実際の利益剰余金(利益剰余金+引当金)を比較する。この比較で実際の利益剰余金が 必要利益剰余金を下回れば、必要利益が計上できていなかったことになるから、最終判 定は「必要内部留保額を満たしていない」となる。つまり第一手順は判定作業の簡略化 のために行われる。

第一手順で「必要以上に蓄積されている」、または「必要内部留保額のレベルにある」と判定されたものだけが、第二手順に進み、ここでいよいよ必要内部留保と実在内部留保を比較する。この比較で「必要以上に蓄積されている」と分類された施設は、最終判定もそのまま変わらない。ただし「必要内部留保額を満たしていない」または「必要内部留保額のレベルにある」と分類されたものについては、再投資の影響が考えられるので、これについては既述のようにその都度検討する。

以上をまとめたものを図示すると図7のとおりである。

## 図 7 判定手順



- \* ①少ない・・・・必要内部留保額を満たしていない
  - ②中間レベル・・・必要内部留保額のレベルにある
  - ③多い・・・・・必要以上に蓄積されている
- \* 固定資産、固定負債とも建物関連のみ。

#### 第3節 内部留保の判定の具体例

上に述べたことを踏まえて、以下事例を用いて具体的に判定方法を説明したい。事例を仮に特養 A とする。特養 A が下記の建設概要で施設を建設し、その 10 年後の内部留保の状況を判定するものとする。そこでまず判定尺度となる 10 年後の必要内部留保額を算出しよう。

#### 特養 A の建設概要

# <u>前提</u>

・建設年・1床当たり建設費・定員数2002年10百万円100床

・資金調達内訳 補助金 60%、自己資金 10%、借入 30%

・減価償却期間 39年(法定)

借入期間20年

・現在の1床当たり建設費 11百万円 (現在の市場価格)

 $\downarrow$ 

# 上記前提から導かれる金額

・当初建設費 1,000 百万円

・補助金 600 百万円(当初建設費×補助金比率)

・自己資金 100 百万円 ((当初建設費×自己資金比率)

・借入金 300 百万円 (当初建設費×借入金比率)

・年間返済額 15 百万円 (借入金÷20 年)

・年間減価償却費 25.6 百万円

うち補助金分 15.4 百万円 (当初建設費×60%÷39年)

非補助金分 10.2 百万円

・建替え費用 1,100 百万円 (現在の1床当たり建設費×定員数)

 $\downarrow$ 

ギャップを賄う利益 4.8 百万円(年間借入返済額ー補助金を除いた年間減価償却費)

 $\alpha$  を賄う利益 10 百万円 ((建替え費用-当初建設費)  $\div$  10 年) 必要利益 14.8 百万円 (ギャップを賄う利益+ $\alpha$  を賄う利益)

表 5 特養 A の判定尺度

建設時のB/S	(10年前	) (	(百万円)		判定尺度とし	てのB/9	S(現時点) (	百万円)
必要内部留保	0.0	固定負債	300.0		必要内部留保	100.0	固定負債	150.0
固定資産	1 000.0	純資産	700.0		固定資産	744.0	純資産	694.0
		基本金	1 00.0	$\Rightarrow$			基本金	100.0
		補助金	600.0				補助金	446.0
		必要利益剰余金	0.0				必要利益剰余金	148.0
	1000.0		1 000.0			844.0		844.0

上記 B/S の右側が、当初建設から 10 年後(現時点)の特養 A の判定尺度である。 必要内部留保は「必要利益剰余金」+「減価償却累計額」52—「借入金返済累計額」であることから、100 百万円(= (14.8×10) + (10.2×10) — (15×10))となる。 必要利益剰余金は必要利益の蓄積であるため、148 百万円(14.8 百万円×10 年)となる。

なお、固定資産は当初固定資産(当初建設費)から減価償却累計額を差し引いて744

46

<sup>52</sup>補助金対応分除く

百万円(1000—( $25.6 \times 10$ ))。固定負債は借入金から借入金返済累計額を差し引いて 150 百万円(300—( $15 \times 10$ ))。基本金は建設時と同額。補助金は補助金相当分の減価償却累計額を差し引いて 446 百万円(600— $15.4 \times 10$ )となる。

必要内部留保はもちろん理論値として現れるもので、実際の特養 A の B/S は別にある。実際のケースはまさに多様だが、大別して再投資している場合としていない場合に分けられる。そこでこの2つについて、具体的な判定方法を見てみよう。

はじめに再投資していないケースから検討する。再投資していないケースとは、判定尺度の B/S と実際の B/S に計上される固定資産額が近似値の場合である。表 6 の右側の B/S が、特養 A が再投資していない場合の実際の B/S である。第一手順で必要利益剰余金(148 百万円)と実際の利益剰余金(158 百万円)を比較すると、実際の利益剰余金の方が多いため、第二手順に進む。

なお第一手順において、もし実際の利益剰余金が必要利益剰余金の 8 割未満の値であったなら、必要利益をあげられていなかったわけだから、再投資の有無にかかわらず第二手順に進むことなく、内部留保は「必要内部留保額を満たしていない」と最終判定される。第一手順で「必要以上に蓄積されている」または「必要内部留保額のレベルにある」と判定されたケースのみ、第二手順に進むこととなる。

第二手順では実在内部留保と必要内部留保を比較する。比較の結果、「必要以上に蓄積されている」であれば最終判定も「必要以上に蓄積されている」となる。

問題は「必要内部留保額のレベルにある」、「必要内部留保額を満たしていない」と判定された場合である。この場合は再投資によって実在内部留保が減少したことが考えられるので、これをチェックするために固定資産の増加動向を見なければならない。何故なら再投資していれば実在内部留保は減少していると想定されるからである。ただ本ケースでは再投資していない場合を取りあげているので、実際の固定資産は判定尺度のそれとほとんど変わらない。このように再投資がない場合は、比較の結果が「必要内部留保額のレベルにある」の範囲にあれば最終判定でも「必要内部留保額のレベルにある」、「必要内部留保額以上に蓄積されている」となる。

表 6 判定例① 再投資していないケース

判定尺度			(百万円	)	実際のB/S			(百万円)	ļ
必要内部留保	100.0	固定負債	150.0		実在内部留保	110.0	固定負債	186.0	
固定資産	744.0	純資産	694.0		固定資産	780.0	純資産	704.0	
		基本金	100.0				基本金	100.0	
		補助金	446.0				補助金	446.0	
		必要利益剰余金	148.0				利益剰余金等	158.0	
	844.0		844.0			890.0		890.0	

<sup>\*</sup>利益剰余金等=次期繰越活動収支差額+その他の積立金+4号基本金+引当金

次に再投資されているケースを表 7 で見てみよう。再投資されているケースというのは、実際の固定資産額(施設分のみ)が相当程度増えているケースである。本ケースでは第一手順で必要利益剰余金(148 百万円)と実際の利益剰余金(160 百万円)を比較すると、実際の方が多いため、第二手順に進む。

第二手順では、上記同様、必要内部留保と実在内部留保を比較した結果、「必要以上に蓄積されている」と判定されれば、それがそのまま最終判定となる。「必要内部留保のレベルにある」、「必要内部留保額を満たしていない」と判定された場合、検討対象にあがる。表7によれば、必要内部留保100百万円と比べ実在内部留保は8割未満の70百万円で、必要内部留保を満たしていない。しかし実際のB/Sの固定資産をみると、判定尺度のそれと比べ212百万円(956-744)増加しており、大規模修繕等の何らかの投資を行ったことが想定される。一方固定負債を見ると、これも170百万円増加している。こうした動きを総合判断すると、内部留保の一部取り崩しと借入金導入で再投資したことが推測され、不足の原因が再投資にあると考えられる。しかもそれが固定資産の増加額と比較して合理的な範囲(借入170+内部留保30≒再投資212)なので、再投資による適正な減少と判断して、最終判定を「必要内部留保額のレベルにある」とする。

以上が判定の基本的方法である。

表 7 判定例② 再投資しているケース

判定	尺度			(百万円)	実際のB/S			(百万円)
必要	力部留保	100.0	固定負債	150.0	実在内部留保	70.0	固定負債	320.0
固定	資産	744.0	純資産	694.0	固定資産		純資産	706.0
			基本金	100.0			基本金	100.0
			補助金	446.0			補助金	446.0
			必要利益剰余金	148.0			利益剰余金等	160.0
		844.0		844.0		1026.0		1026.0

<sup>\*</sup>利益剰余金等=次期繰越活動収支差額+その他の積立金+4号基本金+引当金

## 第4節 小括

第I 部で述べたように、特養事業における必要な利益とは、再生産を賄う利益であり、必要利益は、「ギャップを賄う利益」+ 「 $\alpha$  を賄う利益」となる。このようにして捉えた必要利益に建設後経過年数を乗じれば、必要利益剰余金が算定できる。

必要内部留保にはこのほか減価償却累計額がある一方で、借入金返済による事業体外流出があるので、必要内部留保は、必要利益剰余金に減価償却累計額を加え、これから借入金返済累計額を差し引いたものとなる。

先にみた必要利益では、 $\alpha$  は予測値であったが、本章では、将来必要な利益ではなく、過去から現在までの特養の内部留保が過大か否かの検討が目的なので、 $\alpha$  は実績値を用いる。具体的には、当該特養における当初建設費と「現在の市場価格の建設費(1 床当たり)」を比べ、その差額分、および 10 年に 1 度程度の頻度で発生する大規模修繕費用を、 $\alpha$  を賄う利益とする。

なお、措置時代における必要利益としては、 $\alpha$ を賄う利益のうち、建物価格上昇分のみとする。大規模修繕費用やギャップを賄う利益分は、原則補助金等で対応されたと考える。

必要利益剰余金=必要利益×建築後経過年数

必要利益=ギャップを賄う利益+αを賄う利益

= (年間借入金返済額-年間減価償却費) +{(現在の市場価格の1 床当たり建設費-当該特養の当初建設時1 床当たり建設費) ×ベッド数}÷建築後経過年数 53+{(現在の市場価格の1 床当たり大規模修繕費用) ×ベッド数}÷15年

\*現在の市場価格の1床当たり建設費=1,086万円 \*現在の市場価格の1床当たり大規模修繕費用=100万円

上記算式で導き出された必要内部留保を判定尺度とし、各施設の実在内部留保を判定対象とし、両者の比較で多寡を判定する。

\_

<sup>53</sup> 建設後経過年数が10年未満の場合、10年で除す

## 第5章 介護保険施設における内部留保に関する質問紙調査

## 第1節 調査対象と方法

既述のように質問紙調査については下記の要領で郵送により実施した。

·調査時期 : 2012 年 9 月~2012 年 12 月末日

・調査対象 : 公立および事業開始3年以内を除く全国の特養6,104施設

·調查項目 : ①施設概要 (開設者、立地、要介護度別入所者数等)

②建物について(建築年、法定耐用年数、建設費、資金調達内訳等)

③利用料について(居住費、食費、社会福祉法人等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免制度事業54の実施状況等)

④財務諸表 (事業活動収支または損益計算書、B/S)

⑤職員について(数、給与、勤続年数、年齢等)

⑥ディスクロージャーについて(財務諸表の公表状況)

質問紙調査票の回収率は41.3%(2,518施設)であった。

## 第2節 調査回答施設の属性

以下では、厚生労働省の調査結果と比較しながら本質問紙調査回答施設の属性を概 観しよう。

表8は、地域区分の分布をみたものである。表の回答施設とは前節に既述の質問紙調査に対する回答施設、判定対象施設とは、回答施設のうち、内部留保多寡の判定対象となった施設である<sup>55</sup>。

これをみると、特別区は 3.5~4.0%、特甲地は約1割、甲地は3%弱、乙地は約1割、その他が7割弱と、地域区分の分布に関し回答施設に偏りはない。

<sup>54</sup> 以下、社福減免。

<sup>55</sup> 回答施設のうち、特養以外の施設事業分も含めたB/S しか作成していない施設や、当初建設費やその資金調達内訳が不明な施設については、判定尺度作成が不可能なため、判定対象から外した。

表8 地域区分の分布

	判定対	象施設	回答	施設	厚生労働	働省調査
	回答数 (施設)	割合 (%)	回答数 (施設)	割合 (%)	回答数 (施設)	割合 (%)
特別区	34	3. 9	88	3. 5	26	4. 0
特甲地	102	11. 6	263	10. 5	72	11. 0
甲地	22	2. 5	75	3. 0	17	2. 6
乙地	115	13. 0	344	13. 7	86	13. 1
その他	610	69. 1	1, 745	69. 4	454	69. 3
合計	883	100. 0	2, 515	100.0	655	100. 0

資料:厚生労働省『平成23年介護事業経営実態調査』、2頁、2011年および本質問紙調査結果より作成

表9は要介護度分布である。これをみても、3調査とも要介護1が3%程度、要介護2が8%強、要介護3が約2割、要介護4が約3割、要介護5が4割弱と、同様の傾向にある。

表 9 要介護度の分布

	判定対	象施設	回答	施設	厚生労働	動省調査
	回答数 (施設)	割合 (%)	回答数 (施設)	割合 (%)	回答数 (施設)	割合 (%)
要介護1	882	3. 2	2, 504	3. 1	5, 953	3. 1
要介護2	882	8. 6	2, 504	8. 5	5, 953	8. 7
要介護3	882	20. 4	2, 504	20. 3	5, 953	20. 3
要介護4	882	31. 7	2, 504	31. 9	5, 953	32. 0
要介護5	882	36. 1	2, 504	36. 0	5, 953	35. 8
その他	882	0. 0	2, 504	0.0	5, 953	0. 1
合計	882	100. 0	2, 504	100. 0	5, 953	100. 0

資料:厚生労働省『平成23年介護サービス施設・事業所調査』、12頁、2011年および本質問紙調査より作成

次に規模を知るため、施設の定員の分布を見たのが表 10 である。これによると、49 人以下の小規模特養の比率が厚労省調査(4.5%)よりも、回答施設(7.4%)や判定対 象施設(10.1%)の方が高く、その分、90人以上の大規模施設の比率が低い。 これは厚生労働省調査には地域密着型特養(30人以下)が含まれず、当該質問紙調査では地域密着型特養が含まれているためである。そこで、参考までに当該質問紙調査から地域密着型特養を除いた(31人以上を対象とした)分が、表 11 である。

表 11 によると、49 人以下の小規模施設は3調査とも同程度で3~4%程度であるが、50 人以上69 人以下では厚生労働省調査44.2%に対し、判定対象施設56.2%、70 人以上89 人以下では厚生労働省28.7%に対し、判定対象施設24.4%、90 人以上では厚生労働省22.6%に対し、判定対象施設15.9%と、判定対象施設は全国平均よりも若干、50 人以上の中規模施設が多く、その分、大規模施設が少ない傾向がみられたものの、概ね同様の傾向にあった。

表 10 定員数分布①

	判定対	象施設	回答	施設	厚生労働	動省調査
	回答数 (施設)	割合 (%)	回答数 (施設)	割合 (%)	回答数 (施設)	割合 (%)
49人以下	65	7. 4	254	10. 1	268	4. 5
50人以上69人以下	476	53. 9	1, 006	40. 0	2, 631	44. 2
70人以上89人以下	207	23. 4	728	28. 9	1, 709	28. 7
90人以上	135	15. 3	527	21. 0	1, 345	22. 6
合計	883	100. 0	2, 515	100.0	5, 953	100

資料:厚生労働省『平成23年介護サービス施設・事業所調査』、1頁、2011年および本質 問紙調査より作成

表 1 1 定員数分布② 31 床以上対象

	判定対	象施設	回答	施設	厚生労働	尚省調査
	回答数割合(施設)(%)		回答数 (施設)	割合 (%)	回答数 (施設)	割合 (%)
49人以下	29	3. 4	69	3. 0	268	4. 5
50人以上69人以下	476	56. 2	1, 006	43. 2	2, 631	44. 2
70人以上89人以下	207	24. 4	728	31. 2	1, 709	28. 7
90人以上	135	15. 9	527	22. 6	1, 345	22. 6
合計	847	100. 0	2, 330	100. 0	5, 953	100

資料:厚生労働省『平成23年介護サービス施設・事業所調査』、1頁、2011年および本質問紙調査より作成

最後に、収支差率を見てみたい。厚生労働省の介護事業経営実態調査によると 9.3% に対し、回答施設 4.6%、判定対象施設 4.9%である。だが、これを持って回答施設が収支差率の低い施設に偏って回答しているとは言えない。なぜなら、厚生労働省調査の回収率 46.9%、回答施設数 655 施設に対して当該質問紙調査の回収率は 41.3%、回答施設数 2,518 施設であるため、どちらかが全国平均を表わし、どちらかが偏っているとは言えないからである。なお、参考までに全国老人施設協会が実施した調査(回収率33.2%、回答施設数 2,202 施設)の収支差率は 2.1%であり、当該質問紙調査の結果により近い数値となっている。

表 1 2 収支差率

Ī		判定対	象施設	回答	施設	厚生労働	働省調査	老施協調査	
		回答数 (施設)	収支差率 (%)	回答数 (施設)	収支差率 (%)	対象数	対象数 収支差率 (%)		収支差率 (%)
	合計	631	4. 9	1, 558	4. 6	655	9. 3	1, 671	2. 1

資料:厚生労働省『平成23年介護事業経営実態調査』、3頁、2011年、老施協『介護老人福祉施設等平成23年度収支状況等調査報告書』、57頁、2013年1月および本質問紙調査より作成

#### \*収支差率:

厚生労働省および本質問紙調査・・・{(事業活動収入-国庫補助金等特別積立金取崩額+借入金利息補助金収入)-(事業活動支出+借入金利息+会計区分外繰入金支出のうち法人本部に帰属する経費-国庫補助金等特別積立金取崩額)}÷(事業活動収入-国庫補助金等特別積立金取崩額+借入金利息補助金収入)

老施協・・・(経常収支差額-国庫補助金等特別積立取崩額)÷(事業活動収入-国庫補助金等特別積立取崩額)

# 第3節 調査結果

判定対象の施設は、今回回答を寄せた特養のうち、既述の必要内部留保算出および 実在内部留保算出に必要なデータを有する施設(883 施設)である。

なお延べ床面積 5 割を超える改修・増築・増床したものは、計算式が複雑となることと時間的制約より、今回の判定対象から除外した。

施設毎に個別に必要内部留保など判定尺度を算出し、既述の判定方法に従ってその 比較を行った。以下、その結果である。はじめに1施設当たりの平均内部留保額を参考 までに示すと下記のとおりである。

- ・発生源内部留保 283.80 百万円(1床当たり3.7百万円)
- ・実在内部留保 152.4 百万円 (1 床当たり 2.0 百万円)
- ・必要内部留保 192.0 百万円 (1 床当たり 2.6 百万円)

次に個別施設の判定尺度である必要内部留保額と実在内部留保額を比較した結果、 実在内部留保額が必要内部留保額を満たしていないケースは判定対象施設の 52.5%、 必要内部留保額のレベルにあるケースは 14.6%、必要内部留保額以上に蓄積されてい るケースは 32.8%であった (表 13)。

必要内部留保額よりも実在内部留保額が少ない層が多い理由の一つに、利益が認められない措置時代が長い施設が判定対象の過半を占めていることが挙げられる。これは、利益計上が認められていない措置時代にも、必要利益(施設建替え費用の上昇分のみ)を計上していることによる。

同じく表 13 でこれを建設年代別にみると、1970 年代以前や 1980 年代のグループにおいて、必要内部留保額を満たさない施設の比率が高い。これは措置時代の期間が長いことが影響していると思われ、上述の傾向がさらに強く出ているといえよう。

なお、2000 年代に必要内部留保額に満たないと判定された層が 90 年代よりも増える理由は、急激な補助金減少時代に建設した層の利益率低下がその要因と推測される。

	①少	ない	②中間	レベル	33	そい	合計	
建築年	件数 (施設)	割合(%)	件数 (施設)	割合(%)	件数 (施設)	割合(%)	件数 (施設)	割合(%)
1970年代以前	39	79. 6	5	10. 2	5	10. 2	49	100.0
1980年代	113	64. 2	36	20. 5	27	15. 3	176	100.0
1990年代	133	41. 7	55	17. 2	131	41. 1	319	100.0
2000年代	179	52. 8	33	9. 7	127	37. 5	339	100.0
全年代	464	52.5	129	14.6	290	32.8	883	100.0

表 13 判定結果

#### 第4節 調査結果の分析

実在内部留保額が必要内部留保額を満たしていない(少ない)、必要内部留保額のレベルにある(中間レベル)、必要内部留保額以上に蓄積されている(多い)別に、各種項目との関連についてクロス分析を行った。

実在内部留保が多いグループにおいて、少ないグループと比べ社会還元の実施度が 低い(サービス内容が悪い)、職員の処遇が劣っているという傾向は見られなかった。

# ①社会還元実施の状況(サービス内容)との関連

実在内部留保の多いグループにおいて、少ないグループと比べ社会還元の実施度合が 低いか否かをみたのが表 14 である。社会還元の実施度合は、社会福祉法人等に対する 介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業(以下、社福減免)の実施状況(社 福減免を実施せず、社会還元を怠っていないか)、要介護度(要介護の軽い利用者ばか りを集めていないか)、介護・看護職員1人当たり利用者数(職員配置を手薄にしていないか)、入所者に占める低所得者の割合(高所得者層ばかり集めていないか)をみた。

これによると、Kruskal-Wallis<sup>56</sup>に基づいて有意な差があったのは、要介護度と介護・看護職員1人当たり利用者数であった。内部留保が少ないグループと比べ、内部留保が多いグループは若干ながらも要介護度が高く、人員配置も手厚い傾向にあった。つまり、実在内部留保が多いグループにおいて、少ないグループと比べ社会還元の実施度が低い傾向は見られなかった。

	件数	社福	[減免の実施	状況	要介護度	介護·看護 職員	入所者に 占める
		実施	非実施	合計		1人当たり	低所得者の
	施設	%	%	%		利用者数	割合 %
①少ない	463	78.2	21.8	100.0	3.90	2.20	83.0
②中間レベル	153	80.9	19.1	100.0	3.94	2.14	86.8
③多い	266	76.7	23.3	100.0	3.98	2.08	82.6
수計	882	78.2	21.8	100.0	3 93	2 15	83 5

表 14 実在内部留保の多寡別社会環元(サービス内容)の状況

## ②職員の処遇状況との関連

実在内部留保の多いグループにおいて、少ないグループと比べ職員の処遇状況が劣っているか否かをみたのが表 15 である。表 15 に示すとおり、職員の処遇状況に関し、人件費を不当に低くしていないか(人件費比率のほか、人件費に影の人件費と言われる委託費比率を含めた広義の人件費比率、正規/非正規別・介護/看護職員1人当たり給与、)、人件費が低い職員ばかりを雇うことはないか(正規/非正規別・介護/看護職員平均年齢、正規介護/看護職員平均年齢、正規介護/看護職員の割合、正規/非正規別・介護/看護職員 勤続年数)をみた。

これによると、Kruskal-Wallis に基づいて有意な差があったのは、人件費比率、人件費比率+委託費比率のみであった。実在内部留保が多いグループの方が、少ないグループよりも人件費比率、人件費比率+委託費比率が少ない傾向にあった<sup>57</sup>。しかし1人当たり給与、職員の平均年齢、正規職員の割合、職員の勤続年数に関し両者に統計的に有意な差はなく、人員配置は既述のように実在内部留保が多いグループの方が手厚く、実在内部留保が多いグループが特段、職員の処遇状況が劣っているとはいえない。

56 単年度調査であり、正規分布を仮定していないため、データを反復していない場合には 正規分布でも非正規分布でも対応可能な Kruskal-Wallis を用いた。

<sup>57</sup> 実在内部留保が多いと判定されたグループの人件費比率がやや低い理由には、1人当たり給与や配置に実在内部留保との関係がないことから、実在内部留保が多いグループは収益が高いことが挙げられる。

表 15 実在内部留保の多寡別職員の処遇の状況

	件数施設	人件費 比率	人件費+ 委託費 比率 %	正規 介護職員 1人当たり 給与 円/月	非正規 介護職員 1人当たり 給与 円/月	正規 看護職員 1人当たり 給与 円/月	非正規 看護職員 1人当たり 給与 円/月
①少ない	463	59.9	65.5	260,850	196,874	318,843	251,716
②中間レベル	153	58.9	63.9	265,745	172,983	314,131	222,686
③多い	266	57.0	63.1	259,595	182,873	321,879	263,018
合計	882	58.9	64.5	261,326	188,388	318,930	251,019

	件数施設	正規 介護職員 平均年齢 歳	非正規 介護職員 平均年齢 歳	正規 看護職員 平均年齢 歳	非正規 看護職員 平均年齢 歳	正規 介護職員の 割合 %	正規 看護職員の 割合 %
①少ない	463	34.7	39.7	46.7	30.5	76.1	82.4
②中間レベル	153	36.2	38.8	48.1	28.5	72.7	84.9
③多い	266	35.1	40.2	47.3	34.1	75.1	79.7
合計	882	35.1	39.7	47.1	31.3	75.2	82.0

	件数施設	正規 介護職員 勤続年数	非正規 介護職員 勤続年数	正規 看護職員 勤続年数	非正規 看護職員 勤続年数	正規 管理者 1人当たり 給与
①少ない	463	年 6.0	年 3.6	年 6.0	年 2.2	円/月 <b>523,563</b>
②中間レベル	153	6.9	3.8	7.2	2.6	558,651
③多い	266	5.9	3.6	6.4	2.6	557,197
合計	882	6.1	3.6	6.3	2.4	539,793

# ③収益性の状況との関連

実在内部留保の多いグループと、少ないグループとで収支差率をみたところ(表 16)、Kruskal-Wallis に基づいて有意な差がみられ、実在内部留保が多いほど、収支差率は高い傾向にあった。また、経過年数についても有意な差がみられ、実在内部留保が多いグループの方が経過年数は少ない傾向にあった。これは、既述のように利益計上が認められていない措置時代にも、必要利益(施設建替え費用の上昇分のみ)を計上していることによる。表 13 でも示したように、措置時代が長いグループほど、必要内部留保に満たない施設の比率が高い。

一方、定員や経過年数、1床当たり事業収入/支出には統計的有意な差は見られなかった。

表 16 実在内部留保の多寡別収益性の状況

	件数	収支差率	定員(規模)	経過年数	1床当たり 事業収入 (PL特養のみ)	1床当たり 事業支出 (PL特養のみ)
	施設	%	人	年	円	円
①少ない	463	3.6	77.1	17	10,257	9,861
②中間レベル	153	5.4	79.6	18	10,150	9,625
③多い	266	6.5	76.7	13	10,931	10,122
合計	882	4.8	77.4	16	10,427	9,896

## 第5節 小括

個別施設の判定尺度である必要内部留保額と実在内部留保額を比較した結果、実在内部留保額が必要内部留保額を満たしていないケースは判定対象施設の 52.5%、必要内部留保額のレベルにあるケースは 17.3%、必要内部留保額以上に蓄積されているケースは 30.2%であった。

内部留保を貯め込み過ぎの特養において、社会還元の非実施や、職員の処遇状況が 他施設よりも劣るなどで貯め込んでいるのではないかとの指摘があるが、内部留保の多 寡とこれらとの関連は見られなかった。

つまり、必要内部留保以上に実在内部留保を保有している施設は、作為的に人件費を削るなどの不適切な経営を行うことで内部留保を貯め込んでいるのではなく、無作為に溜まっている施設が多いと考えられる。

また、特養の内部留保が平均 3.1 億円あることをもって、貯め込みすぎなどの批判があるが、実際に準備資産として活用可能な実在内部留保として保有しているのは、その半額程度であり、かつ必要な内部留保に達していない施設は、今回の判定対象施設において半数にのぼった。

## 終章 総括と提言

## 第1節 総括一本研究で明らかにしたこと

本研究では先行研究の結果、以下の点が明らかではないことを明確にした。

- ①再生産コストの具体的算出方法が示されていない。
- ②必要利益の具体的算出方法が示されていない。
- ③必要な内部留保の具体的算出方法が示されていない。
- その結果として、下記の課題が残されている。
- ④内部留保過大論であるにも関わらず、過大であるとする判定尺度が示されていない。
- ⑤内部留保活用論であるにも関わらず、B/Sの借方をベースにした金額で論じられていない。
- ⑥活用可能金額の把握が曖昧である。

そこで、これらの課題点を解決すべく、次に示す仮説を設定した。

- ① 特養事業における必要利益とは、特養事業の特質から、再生産コストの不足分を賄う利益である。
- ② 再生産コストの不足分を賄う利益とは、借入金返済額と減価償却費とのギャップを賄う利益と、当初建設費(現行施設の建設費)と比べた次期建設費との差額(これをαとする)を賄う利益(後述)から成るものである。
- ③ 内部留保を機能・役割の面から借方で捉え、判定尺度を基に内部留保の多寡が 判定される。

# 1) 仮説①について

特養事業の特質について、財本来の特質、制度上の特質、経営上の特質の3つの視点から検討を行った。その結果、特養事業の特質とは、①要介護高齢者の生活の支援であり、②公益性、社会性が強く、③支払い能力に応じてではなく「必要に応じて」購入できるサービスを提供することが要請され、このため、④税と社会保険料を通じて社会全体で支えあう仕組みにより成り立っている事業であることを明示した。

こうした事業においては、規模拡大や高収益追求ではなく、事業の安定継続が何よりも求められる。そのためには施設の建替え、すなわち再生産コストを円滑に調達することが最も重要な経営課題となる。

再生産コストの不足分を賄う利益が、特養事業における必要利益であることを、本研究ではじめて理論的に提示した。

## 2) 仮説②について

再生産コストは、本来減価償却費で賄うものだが、現実にはそれだけでは不足する。 本研究では再生産コストのうち、減価償却費だけでは賄えない部分があることを示し、 その内容が i ) 借入金返済額と減価償却費とのキャッシュフロー不足(ギャップ)、ii ) 当初建設費(現行施設の建設費)と比べた次期建設費との増大分(α)であり、これを賄うものは他にファイナンスの手段がない限り、利益以外にないことを明らかにした。

ギャップを賄う利益については、理論的に示したほか、実態をみても今回の質問紙調査結果によれば、83.5%が減価償却費だけでは借入金返済が賄えない状況にあることを示した。

また $\alpha$ を賄う利益についても、理論的にその必要性を論じたほか、表 4 (43 頁) に示すとおり、現実に 1 床当たり建設費は当初建設時と比べれば次期建設時には確実に上昇していることを実証した。たとえば 1970 年に建てた施設は 1 床当たり 522 万円で建設しているが、39 年後の 2009 年に建替える際には 1 床当たり 1,146 万円と、実に 2 倍以上に建設費が上がっている。

これらから、再生産コストを賄う利益には、ギャップを賄う利益と $\alpha$ を賄う利益を織り込む必要があることを、理論的、実証的に示した。

## 3) 仮説③について

内部留保の機能・役割は何かといえば、それは準備資産(リスク対応資産)であるといえる。これについてはどの論者にも異論はなかった。内部留保の機能・役割を準備資産と捉えるのであれば、それは資産なので借方で捉えるべきとなる。また、準備資産であれば本来業務の用に供される資産への投下前の姿なので、原則現金形態である。ただ現実には資産効率の観点から、預金、貸付金、有価証券、つまり換金性資産の形態で保有されていることを示した。

本研究では、内部資金の蓄積額を源泉とする借方に計上されている換金性資産のうち、準備資産の性格を有するものを内部留保と定義し、この内部留保を内部留保多寡の判定対象とした。次に仮説②で示した必要利益からその蓄積額である必要内部留保を試算し、これを判定尺度として内部留保の多寡をはじめて具体的にデータを用いて実証した。

# 第2節 税や社会保険料で賄われる事業である介護保険施設の経営のあり方

以上、特養についてみてきたが、事業の特質や必要利益、必要内部留保の具体的算 出方法などは、税や社会保険料で賄われる全ての介護保険施設にあてはまる。

介護保険施設の事業の中身は具体的に何かといえば、要介護高齢者の生活支援事業である。当然、老健では在宅復帰に向けてのリハビリテーションを含めた支援が求められるなど、施設毎に機能の違いが期待されているが、事業の中身のベースは要介護高齢者の生活支援であることに変わりはない。

要介護高齢者の生活の支援である以上、安易な撤退は社会的に容認されない。このような事業において、経営上最も肝要なのは、営利企業のようなシェア争奪競争や需要

喚起による規模拡大、利益追求ではなく、事業の安定継続である。

事業の安定継続に必要な利益に関し、他産業であればたとえばカントリーリスクへの備え、為替変動への備え、ライバル社が価格競争をしかけてきた時への備え、需要変動への備え等など、多様であり、その予測は難しい。しかし特養事業における必要利益は、原則再生産コストを賄う利益のみと言っても過言ではあるまい。他産業では1年を超える手形が発生することも珍しくないが、特養事業は2か月後に国債並みの信用力で介護報酬が現金化され、現金商売である。しかも当初建設時に規模が確定され、他産業のように増加運転資金も発生しない。こういう事業においては、運転資金の手当てに心を砕く必要は少なく、問題は再生産コストをいかに賄うか、この点が経営上のキーファクターである。

逆に必要利益以上の利益は、税と社会保険料で賄われている以上、社会的にも許容されず、それらはサービスの質の向上や介護報酬の低減などに還元されるべきと言えよう。こうした経営姿勢、経営理念が、特養事業において求められる。

## 第3節 実証結果を踏まえた介護保険施設における資金調達の通説に関する考察58

建替え費用を自己資金で調達する場合、減価償却費を借入返済に充てなくてもよいことから、その分、B/S上に借入の場合と比べ現預金の積立額は大きくでる。

しかしこれをもって内部蓄積が豊富、あるいは資金に余裕が見られると誤解して、この積立金を他に転用することは適切ではない。何故ならいざ建替えの時期になって、積立不足を起こすからである。

ただ、建替え用の積立金であっても、これを他に転用し、建替えの時は別途借入をすれば良いではないかとの考えもあろう。そこで次に介護保険施設における借入金活用について検討してみよう。

介護保険施設に関し、自己資金を貯めるよりも借入を活用するよう推奨されることがある。これは、俗に言われる、介護保険施設は利益を貯め込み過ぎであり、もっと利益を吐き出せということと裏腹と言える。もちろん既に述べたように、建替え用積立金を超える部分があるならば、それを吐き出すことに異論はない。

しかしこうした指摘は、現在の介護保険施設が非営利組織として、あるいは一部が非 課税組織として、そのあるべき機能を発揮しているのか、また効率的経営が行われてい るのかという話と、ファイナンスの話を混同させていると思われる。

借入方式が介護保険施設経営において推奨されるべきことか否かを検討するために、 借入方式(借入金経営)と積立方式(自己資本経営)を比較してみよう。

事業経営においては、いつ何が起こるか誰にも予測できず、常に一定の余裕を持った 経営を目指すのが経営の基本である。そのため、自己資金があるならば、出来る限り自

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> 明治安田生活福祉研究所『介護老人保健施設のあり方に関する調査研究事業』平成 23 年 度老人保健事業推進費等補助金

己資金を優先して活用し、万やむを得ず自己資金に不足をきたした時、借入金に依存するという経営が大原則である。不足の事態への備え、経営の自由度の確保、金利負担等のコスト高排除等、経営の健全性維持の観点から、自己資本経営が優先されるべきである。中小企業のコンサルタントで有名な TKC をはじめ、多くのコンサルタント会社において、無借入金経営が推奨されている所以である。

仮に借入金経営で不測の事態に遭遇すれば、既に借入金が多額にのぼっていて、追加借入は困難となる一方で、既存借入の返済が迫るので、倒産の事態となる公算が高まる。これに対して自己資本経営であれば、既存借入が少ないので、それこそ借入金で急場をしのぎ、事業の継続が可能となる。借入金経営では、当然のことながら金利がかさむので、自己資本経営と比べ、いくら低金利の時代とはいえ、コスト高は避けられない。しかもひとたび高金利時代に入れば、それは無視できないコストとなる。また、自己資本経営であれば、経営の自由度が確保され、経営戦略の実施などについてタイミングを失することなくこれを実行することが出来る。

こうした経営上の大原則は、営利・非営利に関わらず全産業に共通することだが、ただ他の一般産業(営利)では、借入金が活発に利用されている。それはなぜか。

他産業では激しい競争下、最大利益追求を宿命づけられているからである。他産業では常に研究開発に力を注ぎ、新商品開発に余念がない。ひとたび新商品が開発されれば、 遅滞なくそれに関連した設備投資が行われる。また競争他者との相対関係や、技術革新 に伴う生産面、販売面での合理化投資も発生する。

判りやすい例で言えば、スーパー、コンビニ、レストラン等、チェーン展開する事業では、好立地を求め、激しい出店競争を行い、開店、閉店を繰り返しつつ成長を求めている。つまり、他産業では毎年のように設備投資が行われている。設備投資が毎年ではないにしても、それがいつ必要となるかは予測できず、投資の計画化はままならない。

こういう状況の下では、自己資金の蓄積を待っているわけにはいかない。借入金活用は、重要な経営戦略となるのである。またこれに伴って、他産業では自己資金と借入金を併せた資本投下(設備投資)が活発なので、その資本効率を的確に把握することが必要となり、総資本回転率や総資本利益率などの投下資本との関係を見る経営指標を用いたチェックが重要となる。

翻って介護保険施設事業をみると、大規模な設備投資は30~40年に1度で、この間、合理化投資やライバル施設との競争で予期せぬ投資を強いられることが他産業のようにあるとは考えにくい。設備投資時期は予測可能で、それに伴う資本調達も計画化できる。したがって総資本利益率などの資本効率をみる経営指標を用いて、投下資本が効率的に活用されているか否かをチェックする必要性も高いとは言い難い。

ただ一方、こうした事業で問題なのは、経営に甘さが生じやすいことである。特に非営利組織の経営であることもあり、ややもすると営利企業に比べ利益に対する関心の薄い組織が少なくない。

既に指摘したように、施設建設費は人件費管理とともに経営の重要な要素であることを認識し、安易な借入によるコスト高施設の建設に歯止めが求められる。

以上のように捉えれば、借入方式を利用すること自体を否定するものではないが、積極的に推奨するものでもないと考える。なお、最後に付け加えるとすれば、本研究結果では回答を寄せた特養では、半分強が蓄積不足と判定されており、特養の多くが蓄積不足ではないかと推測されることや、既に特養施設建設の資金調達内訳で 60%程度が借入に依存した形で調達されていることをみても、これ以上の借入推奨はごく一部の施設を除き、適切とは思われない。

## 第4節 本研究の意義と限界

本研究の意義は、再生産コスト、必要利益、内部留保の先行研究における問題について解明し、特養事業の特質から特養事業において経営上何が最も肝要であるかを導きだした点、特養事業における再生産コスト、必要利益、必要内部留保額の具体的算出方法をはじめて示した点、内部留保の意義から、明示的に借方における実在している準備資産で内部留保を定義した点、特養事業の内部留保の多寡をはじめて判定基準を用いて判定した点にある。

一方、本研究の限界の第一は、外部分析であることと、会計ルールの限界より、特養施設が他事業等から繰入金収入を得ている、または繰入金支出を支出している場合、その累積分が把握できないことから、その分の実在内部留保の把握に若干の誤差が生じている可能性がある点である。

この点をもって、内部留保は法人で捉えねば意味がないという識者も存在する。確かに内部留保の絶対額を知ることだけが目的であれば、法人全体で捉える方が良い。

しかし、法人全体で内部留保の多寡を判定することは無理である。法人全体でいくらであるべきかは、現在の特養の内部留保が溜まり過ぎという絶対額だけによる決めつけと同じで、感覚的議論に過ぎない。

各事業単位の集合が法人であり、まずは各事業が必要内部留保を保有しているか否かをみて、その合計として法人をみる必要がある。

その意味では、本研究は社会福祉法人の特養事業という一部を見たにすぎないものの、特養を経営するほとんどの社会福祉法人において、メインの事業は特養であり、未だ一法人一施設が多いことから、特養事業の内部留保の多寡を把握していれば、法人全体の多寡を概ね把握したと捉えても、大筋で間違いはないと考える。

限界の第二は、社会的な観点から利益計上に許容範囲が存在すると思われる非営利事業を対象としているため、際限ない利益追求が許容される一般産業における営利企業に対しては、技術的な面より本研究で示した必要利益、必要内部留保の算出方法をそのまま適用できない点である。何故なら、変化が極めて少なく安定した特養事業では必要利益の算出根拠(再生産コスト)を設定できるのに対し、際限ない利益が許容され、成長

利益を要し、様々なリスクに晒されている一般産業の営利企業においては、何を以って必要利益を算定する拠り所とするか、その設定が困難なためである。

しかし、営利企業を対象とする場合でも、内部留保の活用を論ずるのであれば、貸借対照表の借方面に踏み込んで論じられるべきであり、過大論を言うのであれば、何らかの形で判定尺度となる必要利益、必要内部留保の理論的および実践的根拠の解明が求められる。今後こうした課題への更なる研究が望まれる。

#### 補論 財務的側面から捉えた介護保険施設経営

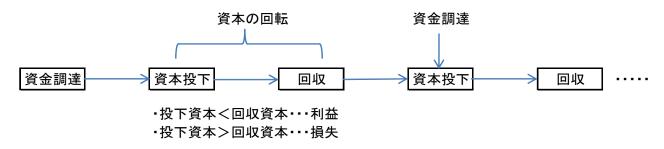
#### 第1節 財務的側面から捉えた事業経営

内部留保が貸借対照表に現れ、かつ資金調達の方法によって内部留保の金額も異なることから、本研究では財務分析が求められる。そこで本論において財務分析の基本的手法を示したい。本節では、介護保険施設に関わらず、財務的側面から捉えた事業経営について整理する。

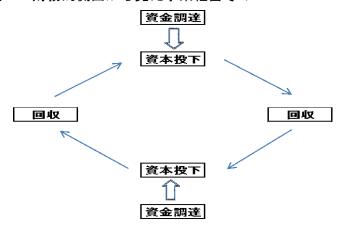
どのような事業であっても、事業をはじめるには元手となる資金が必要である。そのため、はじめに資金調達を行い、その資金を用いて製造業であれば工場を建設する、サービス業であれば店舗を開くなどの資本投下を行う。このように資本を投下し、収益をあげることでその資本を回収する。この資本の投下から資本の回収までを資本の回転と呼ぶ。投下した資本が回収するまでの期間を一回転と言う。その回転の期間を資本の回収(回転)期間という。

投下資本よりも回収した資本が多ければ、その差額が利益、少なければ損失となる。 さらに事業を拡大させるために、資本回転の過程で逐時資本を追加調達し、遅滞なく資 本を投下し回収する。これが財務的側面から捉えた事業経営である(図1)。これを繰 り返し、利益をあげながら、図2で示す輪が回転する度に大きくなり、事業は成長拡大 を続ける(図2)。

#### 図1 財務的側面から見た事業経営その1



#### 図2 財務的側面から見た事業経営その2



#### 第2節 資金調達の形態

前節でみたように、事業を始めるにはまず元手が必要であり、事業は資金調達から始まる。そこで事業体からみた資金調達の形態について整理し、本研究で論じる内部留保の重要性を確認したい。

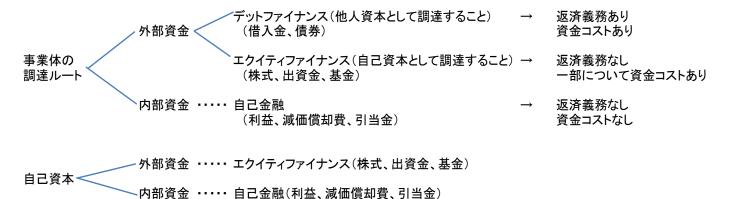
事業体からみて、事業開始の時点では資金調達は全て外部からの調達だが、事業開始後からは事業体自らが事業を通じて得た資金(利益、減価償却費等)が加わる。このように捉えると、資金調達ルートは外部資金と事業の活動の過程で得られる内部資金に分けられる。

外部資金は、借入金、債券といった他人資本として調達するデッドファイナンスと、 株式、出資金、基金等の自己資本として調達するエクイティファイナンスに分類される。

他人資本は、文字通り他人の資本なので、返済義務があり、かつその他に金利といった資金コストがかかる。これに対して株式や出資金といった外部資金としての自己資本は、事業体の資金であるため、返済義務はない。ただし、拠出者に対して配当などの形で対価を求められるので、この分資金コストがかかる。また、資金の出し手から経営干渉を受ける可能性もある。

これに対して内部資金は、利益、減価償却費、引当金といった、事業活動を通じて 得た資金なので、自己金融と呼ばれ、返済義務はない。かつ資金コストもない。事業体 からみれば、資金調達の中でも最も魅力的な資金と言える。

#### 図3 資金調達の形態



## 第3節 B/Sの見方

資金調達の形態はB/Sに現れるため、以下ではB/Sの見方について整理したい。

#### (1) B/Sは何を表しているのか

第1節にて、財務的側面からみた事業経営において、資本を投下し、その投下分を 回収することを資本の回転ということをみた。B/Sとは、資本が回転している途中の 特定時点(通常は決算期末)における資本調達先と資本投下先の内訳を示したものである。

B/Sの貸方(右側)が、どこから資本を持ってきたのか、資本の調達先を示し、借 方(左側)が、調達した資本を何に使っているのか、資本の投下先を示している(図4)。

具体的には貸方において、短期借入金や長期借入金、債券や買掛金、未払金など、返済しなければならない「他人資本としての外部資金」、資本金や寄付金、補助金など、返済を要しない「自己資本としての外部資金」、利益剰余金という「自己資本としての内部資金」をそれぞれいくら調達したかを示している。

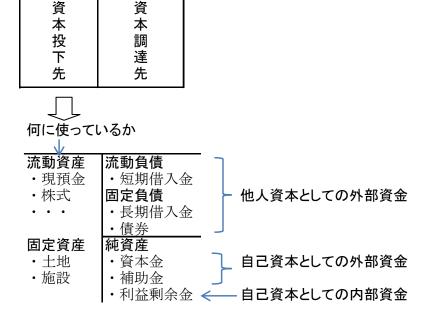
借方においては、調達した資金を何に使っているのか、現預金などの準備資産として保有しているのか、土地や施設といった既に具体的な事業に投下したのかを示している。

次に流動負債とは返済期間が短期の負債、固定負債は返済期間が長期の負債を示している。流動資産は短期で回収できるもの、固定資産は回収が長期となるものを示している。ここで短期、長期とは one year rule により 1 年未満を短期、 1 年以上を長期と言う。

図4 B/Sが示すもの

貸方

借方



#### (2) 安全性に関する原理原則

事業経営を財務的側面でみる場合、大きくは収益性、安全性、成長性でみるが、B/Sは主に安全性を表わしている。そこで安全性に関する原理原則の5点を以下に整理しよう。

5点とも、事業リスクに対して他の与件が同じであるという前提にたつ。

### ①同じ資本額を使うなら、返済を要しない資本が多い方が良い。

事業経営では資本を投下してから回収するまでの間に何が起こるか分らない。いわゆる事業リスクが存在する。特に他人資本を投下している場合、予期せぬ事態が発生し、当初予定していた利益をあげられなくなり、返済に支障を来すことになっては、事業継続の問題となる。そのため、返済を要する資金よりは、返済を要しない資金の方が、安全性が高い。表1では、AとBを比べると、同じ資本1000のうち返済しなくても良い自己資本(純資産。なお、本文で自己資本とは表の純資産を指す。以下同じ)が多いのはBである。そのため、Bの方がAよりも安全性が高いと判断される。

#### 表 1 安全性の比較①

Α	
流動負債	450
固定負債	450
純資産	100
資本合計	1000

В	
流動負債	250
固定負債	250
純資産	500
資本合計	1000

# ②同じ自己資本でも返済義務がないだけではなく、無コストである内部資金から成る自己資本が多い方が良い。

返済義務がある資金よりは返済義務がない資金の方が、安全性が高いが、同じ返済 義務のない自己資本の中では、配当などを要する株式などよりは、無コストである内部 資金から成る自己資本(利益剰余金)が多い方が、コストがかからない分、収益性が高 まる。

表2でCとDを比べれば、同じ純資産500の中でも、内部資金から成る自己資本(利益剰余金)の多いDの方がより良いと判断される。

#### 表 2 安全性の比較②

C	
流動負債	50
固定負債	450
純資産	500
資本金	400
利益剰余金	100
資本合計	1000

D	
流動負債	50
固定負債	450
純資産	500
資本金	100
利益剰余金	400
資本合計	1000

#### ③同じ負債の形で調達するなら、返済に長期を要する資本が多い方が良い。

既述のように出来るだけ返済義務のない自己資本(利益剰余金)で調達することが

望ましいが、現実には借入など負債の形で調達することが多い。しかしせっかく調達してきても、すぐに返済を迫れられるのでは調達した意味がなく、安全性に欠ける。そのため、同じ負債の形で調達するのであれば、返済期日が近い流動負債よりも返済に長期を要してよい固定負債の方が、安全性が高い。

表3でEとFを比べれば、負債のうちでも返済に長期を要してよい固定負債が多い Fの方がより安全面で良いと判断される。

## 表3 安全性の比較③

E	
流動負債	700
固定負債	200
純資産	100
資本合計	1000

F	
流動負債	300
固定負債	600
純資産	100
資本合計	1000

#### ④同じ投下するなら、回収の早い資産に投下する方が良い

事業にはリスクがつきものなので、出来るだけ早く投下した資本は回収することが望まれる。そのため、同じ投下するなら、回収の早い資産に投下する方が、安全性が高い。

表 4 の G と H を比べれば、回収が早い資産である流動資産が多い G の方が良いと判断される。

ただこれは事業によって異なる。介護保険施設のように回収に長期を要する資産へ 投下せざるを得ないような事業では、固定資産が多いことを前提にした安全策を別途検 討しなければならない。そこで、第五の安全性の原理原則が必要となる。

#### 表 4 安全性の比較④

G	
流動資産	900
固定資産	100
資産合計	1000

H	
流動資産	100
固定資産	900
資産合計	1000

# ⑤回収に長期を要する資産への投資には、返済を要しない資金かあるいは返済が長期でかまわない資金を充当している方が良い。

回収に長期を要する資産への投資に対し、すぐに返済が迫られる資金で調達すると、 また新たに調達先を探さねばならないうえに、必ず調達先が見つかるとも限らない。そ のため、返済を要しない資金(自己資本)か、返済が長期となる固定負債で調達するこ とが望ましい。

表 5 をみると、 I は固定資産 600 に対し固定負債 100、自己資本 300 なので、200

を1年以内に返済期限がくる流動負債で返済しなければならない。これに対しJは長期で返済して良い固定負債 400、返済義務のない自己資本 400 で固定資産 600 を賄えるため、Jの方が、安全性が高い。

## 表5 安全性の比較⑤

I				J			
流動資産	400	流動負債	600	流動資産	400	流動負債	200
固定資産	600	固定負債	100	固定資産	600	固定負債	400
		純資産	300			純資産	400
資産合計	1000	資本合計	1000	資産合計	1000	資本合計	1000

事業の性格上、介護保険施設のように止むを得ず回収に長期を要する資産に投下せざるを得ない場合は、安全性の判断基準は回収の長短によって判断するのではなく、上述⑤の原理原則がどの程度確保されているかが重要となる。

## 第4節 B/Sに表れる資金の流れ59

本論で示したように、介護保険施設経営では、日常運営費のほかに 30~40 年に一度施設の建替えを要し、その建替え費用のためには利益が必要となる。毎期必要な利益が蓄積され、その利益が事業者内部に蓄積されていなければならない。その基本メカニズムをここで説明したい。

施設を建設する場合は、自己資金のほか、借入を行い、さらに補助金を得て建設することが一般的だが、ここでは基本メカニズムを理解することが目的なので、簡略化したモデルを設定する。以下、この基本メカニズムを説明するため、全額自己資金で建設した場合と全額借入金で建設した場合を説明する。

#### (1) 全額自己資金で調達の例

はじめに全額自己資金で調達した例を見てみよう。前提は以下の通りである。なお、 建替え費用は当初建設費と同じとする。

前提

定員規模

100名 (床)

一床当たり建設費

10 百万円(一床当たり当初建設費)

資金調達方法

全額自己資金

減価償却期間

39年(法定)

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 明治安田生活福祉研究所『平成 22 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 持続可能な介護保険施設経営のあり方に関する調査研究事業』を基に加筆・修正

利 益 償却期間中ゼロ

建替えコスト 当初建設費

1.

## 上記前提から導かれる金額

総建設費 1,000 百万円 (=100 床×10 百万円=当初建設費総額)

自己資金 1,000 百万円

年間減価償却費 25.6 百万円 (=1,000÷39)

利益 ゼロ

建替えコスト 1,000 百万円

施設を伴う事業では、当然のことながら施設は事業の開始に先立って用意されていなくてはならないので、施設建設費は、その建設資金の調達が自己資金であれ借入金であれ、自己所有で建てられたものである限り、その後の全使用期間にわたる当該費用について一括前払いの形となる。

しかしこの建設費は当該施設の全使用期間にわたって収益獲得に貢献するものなので、会計上収益費用対応の原則にしたがって、全使用期間にわたって分割計上される。

この分割計上される費用が減価償却費である。ところで費用は、原則それが発生した期に支払われて事業体外に流出する。例えば人件費はそれが発生した期に従業員に、電気代は同じくそれが発生した期に光熱費として電力会社に支払われ、事業体外に流出する。

しかし同じ費用でありながら減価償却費は、上に述べたように建設時点で既に一括 支払い済みの建設費の当期対応分を、費用として収益(売上高)から差し引いた経理上 の処理に過ぎないので、事業体外に流出しない。

こうした会計処理を行うのは正確な期間損益を把握するためである。一括前払いされた建設費は費とあるように費用なので、収益から差し引かなければ正しい利益を認識できない。しかし一括支払った期に全額費用として計上したのでは、その期だけ極端に費用が膨らみその分利益が異常に減少する(多くの場合赤字となろう)。

逆にその後の期間では、当該施設が使用されて収益を挙げることに貢献しているのに施設に係わる費用は計上されず、その分利益が多く計上されるといった、いびつな姿となる。こうした歪みを是正するため、会計上は収益費用対応の考えに立って、費用はその費用の貢献で収益を計上できた期間に計上することとしている。

このためその後の収益獲得に貢献する費用が前払いされている場合、当該費用は収益を獲得する期間にわたって分割計上される。こうした経理処理の典型が減価償却費である。したがって減価償却費は正しい利益を認識するために単に費用として計上しただけなので、事業体外に流出せず内部に留保される(後述することだが、B/S上現預金として積み立てられる)。言い換えれば前に支払った額の回収分と解される。

なお、収益獲得に貢献されるとする期間、言い換えれば当該施設にかかわる減価償却費を計上できる期間を減価償却期間といい、施設の場合は法定で39年と定められている<sup>60</sup>。

以上のことを B/S 面でとらえるとどうなるかをみてみよう。なお利益は償却期間中ゼロとする。利益ゼロということは赤字ではないので全費用が賄えている、つまり減価償却費も全額確保されているということである。また以下に例示する B/S には、施設建設関係資金以外すべて記載を省略してある。

#### B/S① 建設直後

		百万円
現預金	0 借入金	0
	純資産	1,000
固定資産	1,000 基本金	
資産合計	1,000 負債純	資産合計 1,000

B/S② 1年後

			<u>白力円</u>
現預金	25.6	借入金	0
		純資産	1,000
固定資産	974.4	基本金	1,000
資産合計	1,000	負債純資産合計	1,000

B/S③ 39年後

			百万円
現預金	1,000	借入金 純資産	0
		純資産	1,000
固定資産	0	基本金	1,000
資産合計	1,000	負債純資産合計	1,000

B/S①は施設建設直後の姿である。自己資金として集めた 1,000 百万円が純資産勘定の基本金に、一方これを財源とした建設資金 1,000 百万円が固定資産(施設)に計上されている。この段階で現預金はゼロである。

B/S②は建設1年後の姿で、当該期間の減価償却費25.6百万円(=1,000÷39)が固定資産から控除され(小数点以下は四捨五入)、それが現預金に積み立てられている。

以後これを 39 年繰り返した後の建替え直前(減価償却完了)の姿を示したのが B/S ③である。この段階では減価償却が完了しているので固定資産はゼロ、一方現預金は 39 年分の減価償却費が累積して 1,000 百万円積立られている。次にこの積立金 1,000 百万円を財源に新たに施設を建替える。そして建替えると B/S①の姿に戻る。こうして施設が維持(再生)され事業が継続されてゆく。

ここで注意しなければならないのは、建替え費用を自己資金で調達する場合、P/L(損益計算書)で計上された毎期の減価償却費は毎期 B/S 上の現預金に積み立てられるので、建設後時間が経過するにつれて現預金の積立額が大きくなるが、これをもって内部蓄積が豊富、あるいは資金に余裕が見られると解釈して、この積立金を他に転用することは適切ではない。説明するまでもないことながら、転用すると建替え時に資金不足を引き起こすからである。

現預金勘定に積み立てられている金額は、減価償却という乗物に乗って固定資産から現預金へ移動(振り替え)したに過ぎないものである。移動が完了すると建替えという行為を経て再び全額固定資産に戻される。これが再生産行為で、建替え費用を賄える

<sup>60</sup> ただし構造によって異なる。

ということは、この移動行為を円滑に行うことを保証することなのである。

したがってこの循環の環から資金が他へ流出することは、循環システムに支障をきたすことを意味する。

本例では利益をゼロとおいているので、現預金に溜まる資金は減価償却費分しかないが、これが内部留保である。現実にはこの現預金は貸付金や有価証券など、換金性資産に分散計上されている。

#### 2) 全額借入金で調達の例

次に全額借入金で調達した例を見てみよう。

# 前提

定員規模100名(床)一床当たり建設費10百万円資金調達方法全額借入金

減価償却期間 39年

借入期間 39年(減価償却期間と同一)

利 益 ゼロ

建替えコスト 当初建設費

 $\downarrow$ 

## 上記前提から導かれる金額

総建設費 1,000 百万円 借入金 1,000 百万円

年間償却費 25.6 百万円  $(=1,000 \div 39)$  年間借入金返済額 25.6 百万円  $(=1,000 \div 39)$ 

利 益 ゼロ

建替えコスト 1,000 百万円

前提は資金調達方法を借入金とした以外、例①と同じだが、全額自己資金で調達した場合と比較を容易にするために、借入期間を減価償却期間と同一の39年としている。 全額自己資金の場合と重複を避けるため、B/S 面で捉えたところから始める。

#### B/S4 建設直後

			百万円
現預金	0	借入金	1,000
		純資産	0
固定資産	1,000	基本金	0
資産合計	1,000	負債純資産合計	1,000

#### B/S⑤ 1年後

			<u>白ク円</u>
現預金		借入金	974.4
		純資産	0.0
固定資産	974.4	基本金	0.0
資産合計	974.4	負債純資産合計	974.4
		· ·	

B/S⑥ 39年後

		<u>日力円</u>
現預金	0 借入金	0
	純資産	0
固定資産	0 基本金	0
資産合計	0 負債純資産合計	0

B/S④は建設直後の姿である。自己資金の場合と異なるのは、建設資金 1,000 百万円 が負債純資産面で基本金でなく負債勘定の借入金に計上されている点のみである。

B/S⑤は建設1年後の姿で、当該期間の減価償却費25.6百万円が、固定資産から控除されているが、現預金はゼロ。その代わり借入金が減価償却費相当分だけ減少している。これは減価償却費25.6百万円が借入金返済に回されているからである(この事例では、借入期間と減価償却期間が同一と設定されているので、年間借入金返済額と減価償却額が同額)。

以後これを 39 年繰り返し減価償却が完了した建替え直前の姿を示したのが B/S⑥である。

この段階では、固定資産はゼロ、借入金も完済されてゼロ。現預金も減価償却費がすべて借入金返済に回されたのでゼロで、積立金はない。現預金はゼロだが、借入金もゼロとなるので財務状況は健全な状態である。言い換えると金融機関から新たな借入が可能な状態となる。

こうして建替え資金は再び全額借入可能という形で建替え費用は確保されることになる。そして建替えるとB/S④に戻り、事業が継続されてゆく。

以上が、全額自己資金で建設した場合と全額借入金で建設した場合の建替え費用調達の基本メカニズムである(以後、自己資金による調達を積立方式、借入金による調達 を借入方式という)。

これで明らかな通り、積立方式と借入方式の違いは、減価償却費として計上された 資金の行き先が、現預金積立か借入金返済か、循環ルートでいえば固定資産⇔現預金か、 固定資産⇔借入金に過ぎず、必要資金が調達できたという量的側面に限っていえば両者 に本質的差異はない。

ただいずれの場合であっても、減価償却資金がこの流れの環から他に転用されると、 建替え費用調達に支障が生ずる。積立方式のケースでは積立不足、借入方式の場合では、 返済不能が発生しかねない。

両者に実質上の相違はないが B/S 上の見かけは大いに異なる。次に示したのは先のモデルにおける積立方式と借入方式の 39 年後の B/S の比較である。借入方式で建設した場合、現預金ゼロ。これに対して積立方式で建設した場合は現預金が 1,000 百万円蓄積されている。

#### 積立方式

#### B/S③ 39年後

			<u>百万円</u>
現預金	1,000	借入金	0
		純資産	1,000
固定資産	0	基本金	1,000
資産合計	1,000	負債純資産合計	1,000

#### 借入方式

B/S⑥ 39年後

	<b> </b>	<u> 万円</u>
現預金	0 借入金	0
	純資産	0
固定資産	0 基本金	0
資産合計	0 負債純資産合計	0

借入方式 (B/S⑥) の場合、積立金はゼロだが、積立方式 (B/S③) の場合は建替え相当額の多額の積立金が積立られている。このため一見余裕があるように見られてしまうが、既述のようにこれを他に利用することは、次の建替えに支障をきたす恐れを生じさせる。

## 第5節 介護保険施設の貸借対象表の特徴

#### (1)介護保険施設事業の特徴

本論では、特養事業の財の特質を整理したが、本節では、介護保険施設事業の財務 面からみた経営上の特徴を見てみたい。

介護保険施設事業の特徴の第一は B/S 上、固定資産の比率が高いことである。特養の固定資産比率は平均 80%程度と、資産の大半は固定資産である。

第二は投下資本の規模に比して年間売上規模が小さい点である。これについては後述する。

第三は、事業自体は低収益だが安定性は高い点である。公定価格のため、所謂ボロ 儲けはできないが、倒産は皆無に等しい。もしあるとしても例外中の例外のケースであ り、安定性は高いといえる。

第四は、税と強制徴収保険料で賄われており、需要喚起の産業ではない点である。 必要な供給量が確保されなければならないが、他産業のようにマーケティングを行い、 必要以上にニーズを掘り起こしてまで規模拡大を図ることは、介護保険サービスを利用 しない人にまで負担を増やすこととなり、社会的に望ましくない。

第五は、施設産業であり、その施設への設備投資が減価償却期間から 30~40 年に1度の頻度であることから、計画的に投資可能な点である。他産業であれば、環境変化が激しく、ライバル他社に負けないように常にシェア争奪競争が繰り広げられ、ライバル他社の動き、需要の動き、経済動向、為替リスクなど様々な要因で、急きょ投資しなければならないことが生じるが、介護保険施設事業ではそういう事態は原則生じえない。また、上記のように需要喚起も望ましくないため、そのための資金ニーズも生じない。

第六は、一般産業のような激しい競争に晒されていないことである。既述のような 日々の経済変動に敏感に対応しなければならないわけではない。

第七は、以上の第一から第六までの特徴より、収益性、成長性が一般産業ほど重視

されない点である。一方で安全性が非常に重要となる。本論で示したとおり、要介護高齢者の生活の支援を行う施設であり、軽々に止めてもらっては困る。そもそも公定価格で高い収益性は確保できない(高い収益性があれば報酬が下がる)。こうした事業では、安全性の確保が経営の要と言える。

## (2) 介護保険施設の貸借対照表の特徴

介護保険施設のB/Sの特徴とは、回収に長期を要する資産へ投下せざるを得ない事業である点である。施設がなければ事業が始まらないため、施設をまず所有するが、その資産が売上規模に比して大きい。そのため、総資産に占める固定資産比率が高いという特徴がある。

全産業の総資本回転率(売上÷総資本)は 0.79 だが、これに対して特養は 0.33 でしかない。だが、これを持って特養の総資本回転率が他産業より劣っているとは言えない。なぜなら事業の特質により、適切な値は異なるからである。例えば製造業の総資本回転率は 0.73 だが、自ら資本をほとんど所有せずに多店舗展開をする大規模小売業は 1.42 と高い。これらに対し、装置産業である電力は 0.42、鉄鋼は 0.69、陸運は 0.31 など、巨額の設備投資を有する装置産業の総資本回転率は軒並み低い。それは事業特質から来るものである。

特養は規模が小さいので装置産業とは言えないが、ある程度の施設を要する事業として、仮に施設産業という造語を用いれば、施設産業の一つであるホテル業の総資本回転率は 0.54 と、やはり全産業と比べれば低い数値となっている。

特養の総資本回転率の低さだけを持って、資産が眠っている、積極的に設備投資すべきなどの声があるが、それは事業特質を無視した意見といえる。ただし、老健の総資本回転率 0.58 と比べれば、特養の 0.33 は確かに見劣りする。これは 1 床当たり建設費について特養が高額すぎたのか、老健はリハビリ機能や在宅復帰機能などから介護報酬が高い点が影響しているのか等、更なる検討が望まれる。

## 各事業の総資本回転率(売上÷総資本)

全産業製造業	0.73
大規模小売業 装置産業	1.42
電力	0.42
鉄鋼	0.69
陸運	0.31
JR東海	0.23
大手私鉄	0.22
施設産業	
ホテル業	0.54
特養	0.33
老健	0.58

資料:明治安田生活福祉研究所 老人保健健康増進等事業『平成 22 年度介護保険施設の経営の持続性に関する調査研究』『平成 23 年度介護老人保健施設のあり方に関する調査研究』『日経経営指標 2011』より作成。特養は 2009 年度、老健は 2010 年度、それ以外は 2008 年度の数値。

参考資料① 質問紙調査単純集計表

# (1) 特養

# 1) 概況

表 1 特養 地域区分

	回答数 (施設)	割合 (%)
特別区	88	3. 5
特甲地	263	10. 5
甲地	75	3. 0
乙地	344	13. 7
その他	1, 745	69. 4
合計	2, 515	100. 0

表 2 特養 短期入所生活介護の実施状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
実施していない	64	2. 5
空床型	111	4. 4
併設型	2, 340	93. 0
合計	2, 515	100. 0

表 3 特養 短期入所生活介護を併設型で実施している場合の定員数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
併設型短期入所生活介護の 定員	2, 340	13. 6

## 2) 入所者の状況

表 4-1 特養 介護老人福祉施設の1日平均在所者数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
1 日平均在所者数	2, 396	67. 9

表 4-2 特養 短期入所生活介護 (併設型) の1日平均在所者数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
併設型短期入所生活介護の 1日平均在所者数	2, 294	12. 0

表 5-1 特養 平均要介護度

	回答数 (施設)	平均値
平均要介護度	2, 504	3. 92

表 5-2 特養 要介護度別人数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
要介護1	2, 504	2. 2
要介護2	2, 504	6. 0
要介護3	2, 504	14. 2
要介護4	2, 504	22. 4
要介護5	2, 504	25. 2
その他	2, 504	0.0
合計	2, 504	70. 0

表 6 特養 低所得の入所者数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
第1段階	2, 399	4. 13
第2段階	2, 441	40. 45
第3段階	2, 436	12. 67

# 3) 施設について

表 7-1 特養 建築年

	回答数 (施設)	平均値 (年)
建築年	2, 417	1994
改築年	722	2001

表 7-2 特養 建築年分布

		回答数 (施設)	割合 (%)
	1970年代以前	234	9. 3
建	1980年代	476	18. 9
建 築 年	1990年代	849	33. 8
 階 級	2000年代	858	34. 1
ilyX L	無回答	98	3. 9
	合計	2515	100. 0

表 7-3 特養 建築後から改築を実施するまでの期間

		回答数 (施設)	割合 (%)
建 築 後	5年未満	84	15. 1
後 か	5年以上10年未満	151	27. 2
のら 期改	10年以上15年未満	122	21. 9
間築へを	15年以上20年未満	74	13. 3
年実	20年以上25年未満	45	8. 1
年)年のまで	25年以上	80	14. 4
まで	合計	556	100. 0

表 8 特養 建築時の定員数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
建築時の定員数	2, 500	67. 6

表 9 特養 事業開始時期

	回答数 (施設)	割合 (%)
1999年以前	1, 613	64. 1
2000年以降	872	34. 7
無回答	30	1. 2
合計	2, 515	100. 0

表 10 特養 主要な建物の法定耐用年数

	回答数 (施設)	平均値 (年)
法定耐用年数	2, 398	38. 9

表 11 特養 保有形態

	回答数 (施設)	割合 (%)
自己所有	2, 364	94. 0
賃借・無償貸与	86	3. 4
無回答	65	2. 6
合計	2, 515	100. 0

表 12 特養 主要な建物の取得金額(建設費)

	回答数 (施設)	平均値 (万円)
当初建設費	2, 239	75, 365
改築費	670	55, 993

表 13-1 特養 資金調達の内訳

ア. 建設費

	回答数 (施設)	平均値 (%)
WAM借入	2, 176	29. 3
銀行借入	2, 176	5. 1
自己資金	2, 176	11. 1
補助金・交付金	2, 176	54. 5

# イ. 改築費

	回答数 (施設)	平均値 (%)
WAM借入	657	27. 9
銀行借入	657	6. 9
自己資金	657	21. 4
補助金・交付金	657	43. 7

# ウ. 建築年代別 1床当たり建設費・資金調達内訳

			1970年代 以前	1980年代	1990年代	2000年代	無回答	合計
1床当たり建設費(万円)		平均値	373	676	1, 335	1, 384	1, 466	1, 144
		施設数	191	428	793	816	4	2, 232
資金調達内訳(%)	WAM借入	平均値	23. 0	26. 8	25. 9	35. 1	27. 8	29. 3
	銀行借入	平均値	1.7	1. 2	2. 3	10. 6	10. 5	5. 1
	自己資金	平均値	15. 9	11. 7	9. 0	11. 6	27. 0	11. 1
	補助金等	平均値	59. 4	60. 2	62. 8	42. 7	34. 7	54. 5
		施設数	172	414	782	802	6	2, 176

表 13-2 特養 福祉医療機構借入の借入期間

	回答数 (施設)	平均値 (年)
建設費	1, 904	20. 4
改築費	437	20. 3

表 14 特養 介護老人福祉施設の延べ床面積

	回答数 (施設)	平均値 (m <sup>®</sup> )
延べ床面積	2, 447	3, 774

表 15 特養 建物に占める特養・短期入所生活介護の割合

	回答数 (施設)	割合 (%)
特養のみ	873	34. 7
特養割合が8割以上	1, 077	42. 8
特養割合が8割未満	463	18. 4
無回答	102	4. 1
合計	2, 515	100. 0

表 16 特養 介護老人福祉施設の居室タイプ別定員数

介護老人福祉施設

うち短期入所生活介護の定員数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
多床室	2, 515	52. 1
従来型個室	2, 515	8. 2
ユニット型準個室	2, 515	0. 3
ユニット型個室	2, 515	21.5
合計	2, 515	82. 1

	回答数 (施設)	平均値 (人)
多床室	2, 515	7. 5
従来型個室	2, 515	2. 2
ユニット型準個室	2, 515	0. 02
ユニット型個室	2, 515	2. 9
合計	2, 515	12. 7

表 17 特養 ベッド数の増減

	回答数 (施設)	割合 (%)
増減あり	929	36. 9
増減なし	1, 496	59. 5
無回答	90	3. 6
合計	2, 515	100. 0

## 4) 居住費、食費について

表 18 特養 利用者負担第4段階以上の方の1日当たりの居住費

	回答数 (施設)	平均値 (円)
多床室	1, 909	346
従来型個室	1, 404	1, 125
ユニット型準個室	61	1, 687
ユニット型個室	954	2, 160

表 19 特養 利用者負担第4段階以上の方の1日当たりの食費

	回答数 (施設)	平均値 (円)
食費	2, 480	1, 423

## 5) 加算について

表 20 特養 加算について (複数回答)

	回答数 (施設)	割合 (%)
日常生活継続支援加算	1, 763	70. 1
看護体制加算	2, 228	88. 6
夜勤職員配置加算	1, 994	79. 3
準ユニットケア加算	26	1. 0
個別機能訓練加算	1, 345	53. 5
若年性認知症入所者受入加算	365	14. 5
退所前後訪問相談援助加算	99	3. 9
退所時相談援助加算	118	4. 7
退所前連携加算	109	4. 3
栄養マネジメント加算	2, 013	80.0

	回答数 (施設)	割合 (%)
経口移行加算	237	9. 4
経口維持加算	438	17. 4
口腔機能維持管理加算	872	34. 7
療養食加算	1, 494	59. 4
看取り介護加算	1, 217	48. 4
在宅復帰支援機能加算	38	1. 5
在宅・入所相互利用加算	44	1. 7
認知症専門ケア加算	64	2. 5
サービス提供体制強化加算	1, 001	39. 8
合計	2, 515	100. 0

# 6) デイサービス利用者数

表 21 特養 デイサービス利用者数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
1 日平均利用者数	1, 823	21.3

# 7) 事業活動収支

表 22 特養 事業活動収支の一体会計状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
特養のみ	1, 103	43. 9
他のサービス分も含む	1, 398	55. 6
無回答	14	0. 6
合計	2, 515	100. 0

表 23 特養 特養と一体的に会計を行っているサービス (複数回答)

	回答数 (施設)	割合 (%)
短期入所生活介護	1, 248	89. 3
通所介護	498	35. 6
認知症対応型通所介護	105	7. 5
訪問介護	199	14. 2
夜間対応型訪問介護	1	0. 1
訪問入浴介護	20	1. 4
介護予防支援・居宅介護支援	466	33. 3
その他	196	14. 0
無回答	131	9. 4
合計	1, 398	100. 0

表 24-1 特養 損益計算書

(N = 1,662) (ショートを含む平均定員数 82人)

		(ショートを含む <sup>3</sup>	平均定員数 82人)
		平均値 (円)	中央値 (円)
I	事業活動収入	(13)	(13)
	1. 介護福祉施設介護料収入	241, 239, 964	229, 261, 329
	2. 居宅介護料収入	27, 334, 350	0
	3. 居宅介護支援介護料収入	2, 048, 826	0
	4. 利用者等利用料収入	51, 042, 080	46, 622, 348
	5. 補助金収入	3, 990, 610	671, 181
	6. 介護職員処遇改善交付金受入額	4, 091, 121	4, 272, 583
	7.その他の収入(寄付金収入を除く)	6, 127, 607	2, 186, 979
	8. 国庫補助金等特別積立金取崩額	15, 234, 317	12, 598, 957
	事業活動収入計	351, 108, 875	330, 341, 888
Ι	事業活動支出		
	1. 人件費	206, 390, 739	193, 382, 805
	2. 経費	88, 918, 075	82, 132, 071
	3. 減価償却費	30, 316, 852	27, 336, 967
	4. 徴収不能額	30, 491	0
	5. その他	5, 006, 079	1, 996, 534
	事業活動支出計	330, 662, 236	310, 335, 830
Ш	事業活動外収入		
	1. 借入金利息補助金収入	833, 323	0
	2. 寄付金収入	690, 198	140, 000
	3. その他	6, 775, 805	1, 001, 040
	事業活動外収入計	8, 299, 325	2, 314, 547
IV	事業活動外支出		
	1. 借入金利息	2, 772, 661	1, 319, 355
	2. その他	6, 916, 605	31, 718
	事業活動外支出計	9, 689, 266	2, 495, 893
V	特別収入	7 045 004	
	1. 施設整備等補助金収入	7, 345, 291	0
	2. 設備資金借入金元金償還補助金収入	2, 348, 246	0
	3. 他会計区分繰入金収入	7, 868, 622	0
	4. 会計区分外繰入金収入	1, 662, 944	0
	5. その他	2, 523, 263	0 170 001
νπ	特別収入計	21, 748, 365	2, 178, 961
VI	特別支出 1	9, 351, 926	0
	<ol> <li>1. 他会計区分繰入金支出</li> <li>2. 会計区分外繰入金支出</li> </ol>	9, 351, 926 3, 852, 007	0
	- "	3, 852, 007 11, 101, 998	50, 263
			3, 150, 124
τπ	特別支出計 - 是終刊光	24, 305, 931	
VΙΙ	最終利益	16, 499, 132	14, 151, 752

表 24-2 最終利益が黒字の特養のみを対象とした損益計算書

(N = 1, 281)

	(ショートを含む平	(N = 1,281) 立均定員数 83人)
	平均値 (円)	中央値 (円)
I 事業活動収入	(11)	(11)
1. 介護福祉施設介護料収入	243, 719, 209	230, 464, 089
2. 居宅介護料収入	29, 974, 741	0
3. 居宅介護支援介護料収入	2, 255, 384	0
4. 利用者等利用料収入	52, 283, 458	47, 994, 161
5. 補助金収入	4, 070, 380	699, 135
6. 介護職員処遇改善交付金受入額	4, 183, 514	4, 391, 364
7. その他の収入(寄付金収入を除く)	6, 271, 856	2, 160, 603
8. 国庫補助金等特別積立金取崩額	15, 701, 403	12, 892, 098
事業活動収入計	358, 459, 944	337, 074, 979
Ⅱ 事業活動支出	<u>.</u>	
1. 人件費	207, 986, 702	193, 713, 419
2. 経費	89, 246, 449	82, 211, 379
3. 減価償却費	30, 450, 911	27, 375, 357
4. 徴収不能額	31, 388	0
5. その他	4, 845, 146	1, 965, 375
事業活動支出計	332, 560, 595	312, 945, 528
Ⅲ_事業活動外収入		
1. 借入金利息補助金収入	882, 683	0
2. 寄付金収入	757, 163	142, 900
3. その他	6, 002, 169	1, 067, 992
事業活動外収入計	7, 642, 016	2, 485, 681
Ⅳ 事業活動外支出		
1. 借入金利息	2, 850, 504	1, 380, 930
2. その他	4, 054, 151	28, 990
事業活動外支出計	6, 904, 655	2, 581, 980
Ⅴ_特別収入		
1. 施設整備等補助金収入	6, 341, 112	0
2. 設備資金借入金元金償還補助金収入	2, 448, 887	0
3. 他会計区分繰入金収入	8, 514, 863	0
4. 会計区分外繰入金収入	1, 434, 645	0
5. その他	2, 436, 325	0
特別収入計	21, 175, 833	2, 369, 026
VI _特別支出		
1. 他会計区分繰入金支出	6, 436, 368	0
2. 会計区分外繰入金支出	2, 866, 499	0
3. その他	8, 248, 216	38, 573
特別支出計	17, 551, 083	2, 600, 004
Ⅷ 最終利益	30, 261, 460	20, 831, 767

表 25-1 特養 自治体における利用者負担額軽減制度の実施状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
実施している	2, 234	88. 8
実施していない	238	9. 5
無回答	43	1. 7
合計	2, 515	100. 0

表 25-2 特養 施設における利用者負担額軽減制度の実施状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
実施している	1, 943	77. 3
実施していない	538	21. 4
無回答	34	1. 4
合計	2, 515	100. 0

表 25-3 特養 住所地特例の利用者に対する利用者負担額軽減制度の実施状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
実施している	1, 389	55. 2
実施していない	716	28. 5
無回答	410	16. 3
合計	2, 515	100. 0

表 25-4 特養 利用者負担額軽減制度の実施状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
利用者あり	1, 386	69. 1
利用者なし	602	30. 0
無回答	19	0. 9
合計	2, 007	100.0

表 25-5 特養 利用者負担額軽減制度の実施人数

	回答数 (施設)	平均値 (人)
実施人数	1, 248	225. 1

表 25-6 特養 利用者負担額軽減分

	回答数 (施設)	平均値 (円)
サービス費用の利用者 1割負担軽減分	1, 163	356, 959
居住費・食費の軽減分	1, 167	667, 032

表 25-7 特養 利用者負担額軽減制度を実施していない理由(自由記述・複数回答)

	回答数 (施設)	割合 (%)
対象者がいない	483	52. 6
経営が困難	483	12. 0
実施予定もしくは実施を検討中	483	10. 4
自治体が実施していない	483	8. 5
手続きが複雑	483	2. 9
利用する必要がない	483	2. 7
施設独自で対応している	483	2. 3
他の制度で対応	483	2. 1
自治体との連携が取れていない	483	1. 0
その他	483	15. 9

# 8) 貸借対照表

表 26 特養 貸借対照表の一体会計状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
特養のみ	905	36. 0
会計を一体的に行っている単 位	1, 432	56. 9
一体的に会計を行っていない 事業を含む	99	3. 9
無回答	79	3. 1
合計	2, 515	100. 0

表 27 特養 特養と一体的に会計を行っているサービス (複数回答)

	回答数 (施設)	割合 (%)
短期入所生活介護	1, 495	97. 6
通所介護	772	50. 4
認知症対応型通所介護	191	12. 5
訪問介護	343	22. 4
夜間対応型訪問介護	5	0. 3
訪問入浴介護	45	2. 9
介護予防支援・居宅介護支援	728	47. 6
その他	362	23. 6
無回答	3	0. 2
合計	1, 531	100. 0

## 表 28-1 特養 貸借対照表

(N = 1,662) - した合む変わウミ教 02.1)

	(ショートを含む)	(N = 1,662) 平均定員数 82人)
	平均値	中央値
I 流動資産	(円)	(円)
1. 現金預金	130, 971, 356	87, 822, 977
2. 有価証券	3, 929, 402	07, 022, 077
3. 未収金	60, 916, 462	54, 851, 538
4. 他会計区分貸付金	5, 670, 406	04, 001, 000
5. 会計区分外貸付金	226, 264	0
6. その他の流動資産	6, 650, 442	636, 072
流動資産計	208, 364, 332	159, 502, 857
Ⅱ 固定資産	200, 304, 332	139, 302, 637
1. 基本財産	638, 321, 580	569, 026, 469
うち建物	511, 114, 485	469, 489, 323
2. その他の固定資産	131, 589, 272	79, 181, 968
うち投資有価証券	6, 634, 902	79, 101, 900
つち投具有価証券	3, 782, 782	0
うち移行時特別積立預金	6, 155, 803	0
うち移行時減価償却特別積立預金	1, 879, 229	0
うちその他の積立預金	45, 899, 621	399, 035
	769, 910, 852	679, 745, 385
固定資産計 資産の部合計	978, 275, 184	872, 209, 907
■ 流動負債	970, 273, 104	672, 209, 907
1. 短期運営資金借入金	1, 584, 360	0
2. 未払金	21, 541, 090	, and the second
3. 施設整備等未払金	597, 260	14, 111, 308
4. 他会計区分借入金	4, 220, 533	0
5. 会計区分外借入金	532, 449	0
6. 引当金	2, 752, 152	0
7. その他の流動負債	6, 752, 538	2, 028, 236
流動負債計	37, 980, 382	20, 577, 859
IV 固定負債	37, 900, 302	20, 377, 839
1. 設備資金借入金	152, 724, 092	65, 975, 168
2. 長期運営資金借入金	6, 023, 003	00, 370, 100
3. 他会計区分長期借入金	2, 179, 460	0
4. 退職給与引当金	11, 534, 639	7, 802, 690
5. 修繕引当金	410, 267	7, 002, 090 A
6. 人件費引当金	105, 702	0
7. その他の引当金	695, 337	0
8. その他の固定負債	2, 134, 655	0
固定負債計	175, 807, 155	84, 604, 421
負債の部合計	213, 787, 537	113, 555, 150
又 純資産	210, 707, 337	110, 000, 100
1. 基本金	147, 637, 407	97, 940, 709
1. 基本並   うち4号基本金	3, 052, 896	31, 340, 109 A
つり4 号基本金   2. 国庫補助金等特別積立金	3, 052, 896	244, 978, 662
3. その他の積立金	59, 888, 508	6, 450, 675
4. 次期繰越活動収支差額	250, 789, 000	194, 046, 806
純資産の部合計	764, 487, 647	668, 746, 766
負債及び純資産の部合計	978, 275, 184	872, 209, 907

## 発生源内部留保

対象数: 1,662

平均値: 313,730 千円

中央値: 251,674 千円

## 実在内部留保

対象数: 1,662

平均値: 155,635 千円 中央値: 102,640 千円

1 床当たり発生源内部留保

対象数: 1,662

平均値: 3,810 千円

中央値: 3,293 千円

1床当たり実在内部留保

対象数: 1,662

平均値: 1,911 千円

中央値: 1,362 千円

表 28-2 最終利益が黒字の特養を対象とした貸借対照表

(N = 1,281) (ショートを含む平均定員数 83人)

	(ショートを含む平均定員数 83.		
	平均値 (円)	中央値 (円)	
I 流動資産	(11)	(11)	
1. 現金預金	141, 628, 260	97, 968, 937	
1 2. 有価証券	4, 409, 243	0	
3. 未収金	61, 454, 696	55, 736, 155	
4. 他会計区分貸付金	6, 228, 161	00, 700, 100	
5. 会計区分外貸付金	265, 514	0	
6. その他の流動資産	6, 347, 655	630, 797	
流動資産計	220, 333, 527	168, 205, 641	
Ⅱ 固定資産	220, 333, 327	100, 200, 041	
1. 基本財産	653, 065, 915	579, 402, 993	
うち建物	523, 050, 986	477, 763, 413	
	139, 244, 709	83, 618, 364	
2. その他の固定資産 うち投資有価証券		03, 010, 304	
	7, 534, 631 4, 122, 993	0	
うち他会計区分長期貸付金		0	
うち移行時特別積立預金	6, 374, 395	0	
うち移行時減価償却特別積立預金	2, 020, 883	4 040 570	
うちその他の積立預金	52, 004, 031	4, 242, 572	
固定資産計	792, 310, 624	696, 960, 926	
資産の部合計	1, 012, 644, 151	898, 392, 751	
Ⅲ 流動負債	1 007 040		
1. 短期運営資金借入金	1, 687, 046		
2. 未払金	20, 812, 957	14, 203, 582	
3. 施設整備等未払金	175, 592	0	
4. 他会計区分借入金	4, 715, 848	0	
5. 会計区分外借入金	601, 449	0	
6. 引当金	2, 763, 890	0	
7. その他の流動負債	6, 025, 403	2, 047, 171	
流動負債計	36, 782, 185	20, 339, 761	
Ⅳ 固定負債	150 550 010	74 000 004	
1. 設備資金借入金	158, 550, 312	71, 868, 621	
2. 長期運営資金借入金	5, 888, 065	0	
3. 他会計区分長期借入金	1, 513, 358	7 224 222	
4. 退職給与引当金	11, 461, 792	7, 364, 868	
5. 修繕引当金	409, 875	0	
6. 人件費引当金	100, 409	0	
7. その他の引当金	716, 135	0	
8. その他の固定負債	2, 502, 677	0	
固定負債計	181, 142, 623	87, 581, 275	
負債の部合計	217, 924, 808	115, 983, 891	
V 純資産 			
1. 基本金	145, 830, 759	97, 348, 096	
うち4号基本金	3, 700, 354	0	
2. 国庫補助金等特別積立金	316, 483, 090	253, 091, 053	
3. その他の積立金	67, 231, 051	10, 000, 000	
4. 次期繰越活動収支差額	265, 174, 443	211, 959, 790	
純資産の部合計	794, 719, 343	697, 502, 536	
負債及び純資産の部合計	1, 012, 644, 151	898, 392, 751	

# 表 29 特養 有価証券の保有状況

# ア. 有価証券

	回答数 (施設)	平均値 (千円)
国債・地方債等	1, 611	1, 088
社債	1, 611	494
株式・投資信託等	1, 604	705
合計	1, 603	2, 307

# イ. 投資有価証券

	回答数 (施設)	平均値 (千円)
国債・地方債等	1, 599	2, 930
社債	1, 597	1, 313
株式・投資信託等	1, 608	1, 442
合計	1, 611	5, 687

# 9) 職員数について

表 30 特養 職員数の記入状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
特養のみ	1, 428	56. 8
他のサービス分も含む	980	39. 0
無回答	107	4. 3
合計	2, 515	100. 0

表 31 特養 職種別職員数 ア. 正規・非正規職員

			正規	非正規
	職種	回答数 (施設)	換算人員	換算人員
		(2012)	(人)	(人)
1	介護老人福祉施設の管理者	2, 434	0. 99	0. 02
2	地域密着型管理者	2, 434	0. 02	0. 00
3	その他介護保険事業の管理者	2, 434	0. 10	0. 00
4	看護師	2, 434	1. 90	0. 43
5	准看護師	2, 434	1. 76	0. 49
6	介護職員	2, 434	24. 94	8. 54
	7 うち介護福祉士	2, 434	16. 28	2. 07
8	理学療法士	2, 434	0. 08	0. 03
9	作業療法士	2, 434	0. 07	0. 01
10	言語聴覚士	2, 434	0. 01	0. 00
11	柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	2, 434	0. 13	0. 02
12	生活相談員	2, 434	1. 77	0. 04
	13 うち社会福祉士	2, 434	0. 57	0. 01
14	福祉用具専門相談員	2, 434	0. 00	0. 00
15	栄養士	2, 434	1. 18	0. 05
	16 うち管理栄養士	2, 434	0. 89	0. 03
17	調理員	2, 434	1. 43	1. 06
18	事務職員	2, 434	2. 37	0. 41
19	その他	2, 434	0. 85	1. 63
20	介護支援専門員(再掲)	2, 434	1. 57	0. 08
合	計	2, 434	32. 07	10. 00

# イ. 派遣職員

職種	回答数	換算人員
4以 作	(施設)	(人)
派遣の看護師(准看護師を含む)	2, 434	0. 07
派遣の介護職員	2, 434	0. 29
うち派遣の介護福祉士	2, 434	0. 05
合 計	2, 434	0. 30

表 32 特養 職種別1人当たり人件費 ア. 正規職員 (常勤換算1人当たり)

	正規職員			
職種	回答数	平均値	平均年齢	平均勤続年数
	(施設)	(円)	(歳)	(年)
介護老人福祉施設の管理者	2, 264	584, 324	-	_
看護職員	2, 364	318, 494	47. 4	6. 3
うち看護師	2, 077	334, 546	1	1
うち准看護師	1, 913	301, 409	ı	ı
介護職員	2, 364	262, 447	35. 3	6. 1
うち介護福祉士	2, 280	273, 549	34. 8	6. 7
理学療法士	194	334, 501	ı	ı
作業療法士	163	322, 101	-	-
言語聴覚士	17	306, 795	-	-
柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	270	301, 137	I	I
生活相談員	2, 329	328, 529	ı	-
うち社会福祉士	997	325, 401	1	-
福祉用具専門相談員	3	314, 531	I	I
栄養士	2, 206	286, 056	1	1
うち管理栄養士	1, 857	291, 648	-	-
調理員	909	239, 642		
事務職員	2, 228	306, 867	1	
その他	1, 001	311, 784	_	_
介護支援専門員(再掲)	2, 024	349, 105	-	-

# イ. 非正規職員(常勤換算1人当たり)

		非正	規職員	
職種	回答数	平均值	平均年齢	平均勤続年数
	(施設)	(円)	(歳)	(年)
介護老人福祉施設の管理者	4	47 570, 432 -		
看護職員	1, 44	251, 259	49. 5	3. 9
うち看護師	963	275, 024	_	_
うち准看護師	988	232, 310	_	_
介護職員	2, 12	189, 459	42. 9	3. 9
うち介護福祉士	1, 622	192, 097	40. 4	4. 8
理学療法士	26	577, 164	_	_
作業療法士	90	394, 432	_	_
言語聴覚士	1!	288, 166	-	-
柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	74	364, 631	_	_
生活相談員	99	230, 054	_	_
うち社会福祉士	2	205, 302	_	_
福祉用具専門相談員		) –	_	_
栄養士	128	203, 859	_	-
うち管理栄養士	80	208, 886	_	_
調理員	80	160, 627	_	-
事務職員	830	186, 248	_	_
その他	1, 51	179, 654	_	_
介護支援専門員(再掲)	16	236, 308	_	-

ウ. 派遣職員

	非正			
職種	回答数	平均値	平均年齢	平均勤続年数
	(施設)	(円)	(歳)	(年)
派遣の看護師(准看護師を含む)	152	561, 788	33. 9	0. 9
派遣の介護職員	305	309, 680	33. 3	1. 1
うち派遣の介護福祉士	92	361, 191	28. 7	1. 1

# 10) その他

表 33 特養 財務諸表の公表状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
公表している	2, 103	83. 6
公表していない	347	13. 8
無回答	65	2. 6
合計	2, 515	100. 0

表 34 特養 財務諸表の公表方法(複数回答)

	回答数 (施設)	割合 (%)
ホームページ上に掲載	654	31. 1
事務所における閲覧	1, 477	70. 2
会報に掲載	818	38. 9
新聞等への広告	8	0. 4
その他	180	8. 6
無回答	6	0. 3
合計	2, 103	100. 0

表 35 特養 調理業務の委託状況

	回答数 (施設)	割合 (%)
委託している	1, 423	56. 6
委託していない	1, 058	42. 1
無回答	34	1. 4
合計	2, 515	100. 0

## 参考資料② 質問紙調査票

## 介護老人福祉施設の経営に関するアンケート調査

#### お願い

- ・介護保険三施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)の内部 留保については多すぎるとの指摘もあれば、少ないとの指摘もあります。本調査では、 こうした内部留保や収支差の状況について把握・要因分析を行うとともに、介護保険三 施設の内部留保額の適切性に関し、理論的、実証的に明らかにするため、平成24年度厚 生労働省老人保健健康増進等事業として実施するものです。
- ・本調査は、全国老人福祉施設協議会様および全国社会福祉施設経営者協議会様からも、 社会的にも意義のある調査になるとご賛同を得ております。各施設様におかれましても、 本調査の趣旨をご理解頂き、何卒ご協力をお願いいたします。
- ・大変恐縮ですが 2012 年 10 月 26 日 (金) までに同封の返信用封筒にてご返送ください。
- ・特段の指定がない場合、質問には2012年3月31日時点での状況をお答えください。
- ・宛名ラベル記載の介護老人福祉施設だけの状況をご記入ください。
- ・宛名ラベル記載の介護老人福祉施設と一体的に会計を行っているサービスがある場合の み(介護老人福祉施設とその他のサービスの会計を区別していない場合のみ)、上記介護 老人福祉施設分および一体的に会計を行っているサービス分の状況をご記入ください。
- ・ 設問の事業活動収支、貸借対照表の数値については、ご記入いただく代わりに原本のコピーを同封いただいても結構です。
- ・回答をご返送いただき、希望される施設には、Eメールにて当調査の結果をお送りいた しますので、経営の参考にご活用いただければ幸いです。
- ・メールでの回答を希望される場合は、お手数をおかけしますが、下記アドレスまでご連絡ください。 改めて、メールにて調査票を送付させていただきます。
- ・調査結果は学術研究に用いることがございます。ご記入いただいた内容は統計的に処理 をし、個別の施設の情報として公表することはございません。
- ・本調査研究で得たデータは、一般社団法人日本医療福祉建築協会が行う「良質な特別養護老人ホームの建設コスト低減手法に関する調査研究事業」の調査データと突合させることがございます旨、ご了承ください。

#### お問合せ先

株式会社 明治安田生活福祉研究所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治生命館 3F

TEL: 03-3283-8303 または 03-3283-8044 (土日、祝日を除く平日 9:00-17:00)

FAX: 03-3201-7837

e-Mail: sawa@mvilw.co. ip

担当:澤、山本、大西、菱沼、松原

1) 旅	<b>正設名</b>	(2)連絡先			
		TEL:			
		記入者名(役職	名):		
				(	)
		e-mail:		@	
3 4	都道府県・市区町村 広域連合・一部事務組合 公設民営				
5	その他(具体的に:		)		
4)	名ラベル記載の介護老人福祉	施設の立地は下記の:	地域区分のどれ	に当てはまり:	ますか(2

(5) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設における短期入所生活介護について、当てはまるもの1つに〇をつけてください(2012年3月31日時点)。

1 実施していない

2 空床型

3 併設型(

床)

## 2 入所者の状況

(1) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設の1日平均在所者数(2011年度)は何人ですか (小数点第1位まで)。

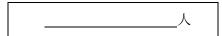
※ショートステイを空床型で実施している場合はこちらに含めてください。

## 【計算式】

1日平均在所者数=年間延べ入所者数/365

(1) -2 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設における短期入所生活介護の1日平均在所者数 (2011年度)は何人ですか(小数点第1位まで)。

※ショートステイを併設型で実施している場合のみお答えください。



# (2) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設の入所者の要介護度別人数をお書きください (2012 年 3 月 31 日時点)。

※「その他」は自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人等が該当します。

要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

## (3) 低所得(市町村民税世帯非課税)の入所者数をお書きください(2012年3月31日時点)。

第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など	人
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下など	人
第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計 80 万円超 (年金収入だけの場合、80 万円超 266 万円以下)	人

## 3 施設について

(	1	)	建筑年
\		,	¥ <del>*</del> +

建築年	西暦	年	※主要な建物についてご記入ください。
改築年(注)	) 西曆	年	
(注) 延べ月	末面積 5 割を	超える改修・均	曽築・増床したものについてご記入ください。

(2	)	建築時 $\sigma$	バッ	ド数

建築時床
------

## (3) 事業開始時期

宛名ラベル記載の介護老人福祉施設では、特養事業を 1999 年以前から実施していますか。以下、当てはまる方にお書きください。

1 19	999 年以前から実施している	事業開始時期	西暦_	年
2 20	000 年以降から実施している	事業開始時期	西暦_	年

′ /1 `\	主要な建物の	注字耐用年粉
4	ー ナゲル (主初)() /	ソファ TH IIIN HH サーチA

年	
---	--

(5)	主要な建物の保有形態
\ <b>U</b> /	工女仿廷的少休日加芯

1 自己所有	2 賃借・無償貸与
<u> </u>	

(6)(5)で1を選んだ場合、主要な建物の取得金額(建設費)をお書きください (万円未満四捨五入)。

※補助金・交付金を含めた建物本体のみの価額で、土地・構築物等の価額は含めないでください。

当初建設費	万円
改築費(注)	万円
(注)延べ床面積5	割を超える改修・増築・増床したものについてご記入ください。

(7) 資金調達のおおよその内訳をお書きください。

建設費	改築費
借入	借入
福祉医療機構借入%	福祉医療機構借入%
銀行借入%	銀行借入%
自己資金%	自己資金%
補助金・交付金%	補助金・交付金%
合計 100%	合計 100%

(7) -2 福祉医療機構から借入をしている場合、借入期間をお書きください。

建設費	改築費		
年	年		

(8) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設の建築延べ床面積をお書きください。

m²

- (9) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設で利用している施設は特養、ショートステイ以外にも利用されているでしょうか。その場合、建物面積のうち特養(ショートステイを含む)が占める割合は概ねどの程度でしょうか。
  - 1 特養のみ、または特養とショートステイのみに利用
  - 2 特養、ショートステイ以外のサービスにも利用
    - i)特養の面積は8割以上(ほとんどが特養)
    - ii) 特養の面積は8割未満

(10) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設の居室タイプ別ベッド数をお書きください(2012年3月31日時点)。

多床	室	従来型	包個室	ユニット型準個室		ユニット型準個室		ユニッ	卜型個室	合	計
Ī	うちショート		うちショート		うちショート		うちショート		うちショート		
床	床	床	床	床	床	床	床	床	床		

(10) -2 現在と建築直後(延べ床面積5割を超える改築を実施した場合は改築直後)を 比べてベッド数の増減がありましたか。

1	増減があった	2	増減はない	

(10) -3 (10) -2で1を選んだ場合、増減前・増減後のベッド数、増減した時期を お書きください。

増減前のベッド数	床	うちショート	床
増減後のベッド数	床	うちショート	床
増減時期 西暦	年	月	

## 4 居住費、食費について

(1) 特定入所者介護サービス費対象外(利用者負担第4段階以上)の方の居住費/日はいくらですか(2012年3月31日時点)。

多床室	従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室
円/日	円/日	円/日	円/日

(2) 特定入所者介護サービス費対象外(利用者負担第4段階以上)の方の食費/日はいくらですか(2012年3月31日時点)。

_	円/日	

<sup>※</sup>ベッド数の増減が複数回ある場合は、この頁をコピーして記載してください。

## 5 加算について

下記のうち、取得している加算すべてに〇をつけてください(2012年3月31日時点)。

1 日常生活継続支援加算

2 看護体制加算

3 夜勤職員配置加算

4 準ユニットケア加算

5 個別機能訓練加算

6 若年性認知症入所者受入加算

7 退所前後訪問相談援助加算

8 退所時相談援助加算

9 退所前連携加算

10 栄養マネジメント加算

11 経口移行加算

12 経口維持加算

13 口腔機能維持管理加算

14 療養食加算

15 看取り介護加算

16 在宅復帰支援機能加算

17 在宅·入所相互利用加算

18 認知症専門ケア加算

19 サービス提供体制強化加算

## 6 デイサービス利用者数

デイサービスをされている場合、1日平均利用者数(2011年度)は何人ですか。

平均	人/日

#### 【計算式】

1日平均利用者数=年間延べ利用者数/365

## 7 事業活動収支

(1) 次頁の表にご記入いただく事業活動収支は、宛名ラベル記載の介護老人福祉施設の状況のみですか。一体的に会計を行っているその他のサービス分も含まれますか。

1 介護老人福祉施設のみ

2 その他のサービス分も含まれる

)

次頁の表の網掛け部分(※1、2)は空欄のままにしてください。

- (2)(1)で2を選んだ場合、その他のサービスについて該当するもの全てに〇をつけてください。
  - 1 短期入所生活介護(介護予防含む)
  - 2 通所介護(介護予防含む)
  - 3 認知症対応型通所介護(介護予防含む)
  - 4 訪問介護(介護予防含む)
  - 5 夜間対応型訪問介護
  - 6 訪問入浴介護(介護予防含む)
  - 7 介護予防支援・居宅介護支援
  - 8 その他(具体的に

103

(3) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設における 2011 年度の事業活動収支の状況を下表にご記入ください。決算が3月以外の場合、直近の決算年度の状況について記入し、その旨を欄外に明記してください。該当科目を計上していない場合は空欄のままにしてください。

	科目					金	額				
	17 p				百万	亚.	領	千			Щ
	1. 介護福祉施設介護料収入										1 1
	(1)介護報酬収入										
	(2) 利用者負担金収入										
١,	(2)利用者負担金収入 (2)居宅介護料収入※1::::::::::::::::::::::::::::::::::::										
I	3:居宅介護支援介護料収入※2:::::										
事業活	4. 利用者等利用料収入										
兼	(1)食費収入										
西動	(2)居住費収入										
収	(3) その他の利用料収入※3										
入	┃5. 補助金収入※4※5										
$\Gamma$	6. 介護職員処遇改善交付金受入額										
	7. その他の収入(寄付金収入を除く)※68. 国庫補助金等特別積立金取崩額										
	8. 国庫補助金等特別積立金取崩額										
	事業活動収入計										
	1. 人件費										
	(1) 役員報酬										
	(2) 職員俸給 (3) 職員諸手当										
	(3)職員諸手当										
	(4) 非常勤職員給与										
	(5) 退職金 (6) 退職共済掛金										
lπ									<b>.</b>		
事	(7) 法定福利費 2. 経費										
尹業	2. 腔質   (1)										
活	(1)給食材料費 (2)光熱水費										
動	(2) 光熱水費 (3) 修繕費 (4) 賃借料										
去	(4) 賃借料										
支出	(5)委託費										
	(6) その他										
	3. 減価償却費										
	(1) 建物										
	(2) その他										
	4. 徴収不能額										
	5. その他										
	事業活動支出計										
III											
	1. 借入金利息補助金収入										
	2. 寄付金収入										
	3. その他										
	事業活動外収入計										
IV	4 214111422 12 31 1	1	_			1	1				
	1. 借入金利息										
	2. その他										
<b>T</b> 7	事業活動外支出計										
ľ	特別収入	1				1				ſ	1
	1. 施設整備等補助金収入										
	2. 設備資金借入金元金償還補助金収入※53. 他会計区分繰入金収入				-						
	4. 会計区分外繰入金収入								-		
1	4. 云計区分外線八金収八   5. その他								<del> </del>		
1	特別収入計								<del>                                     </del>		
V		I	1	1	I	I	l	1			1
[ v ]	1. 他会計区分繰入金支出										
1	2. 会計区分外繰入金支出										
	うち法人本部に帰属する経費:役員報酬等										
	3. その他								<del>                                     </del>		
	特別支出計										
_	14/44×44H1										1

<sup>※1、2:</sup>介護老人福祉施設と会計を一体的に行っているサービスがある場合のみ、当該サービス(短期入所生活介護等)の収入をお書きください。

- ※3:理美容料・日常生活サービス料・管理費収入等は「その他の利用料収入」に計上してください。
- ※4:「経常経費補助金収入」は「補助金収入」に計上してください。
- ※5:「借入金元金償還補助金収入」は「V特別収入の2. 設備資金借入金元金償還補助金収入」に計上してください。
- ※6:「寄付金収入」は「Ⅲ事業活動外収入の2. 寄付金収入」に計上してください。 「市町村特別事業収入」「受託収入」は「その他の収入」に計上してください。 「介護報酬査定減」は「その他の収入」から差し引いてください。

1	1 実施している	福祉施設が属する自治体は本事業を実施していますか 2 実施していない 福祉施設では本事業を実施していますか。
_1	1 実施している 	2 実施していない
(4)	利用者に対して、本事業を実	
	1 実施している	<u>2 実施していない</u> に場合、2011 年度の実施延べ人数、利用者負担軽減に
(4)		或、補足給付は除く)をお書きください。
1	実施人数	
2	サービス費用の利用者1割負担	軽減分
3	居住費・食費の軽減分	
4	利用者なし	
(4)	-5 (4)-2、3で2を選んカ	だ場合、実施していない理由をお書きください。←

(4)「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減

## 8 貸借対照表

- (1) 次頁の表にご記入いただく貸借対照表の作成単位は次のうちどれですか。
  - 1 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設のみで作成
  - 2 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設以外のサービス等、会計を一体的に行っている単位で作成
  - 3 一体的に会計を行っていない事業を含めた単位で作成

## (2)(1)で2、3を選んだ場合、その他のサービスで該当するもの全てにOをつけてください。

- 1 短期入所生活介護(介護予防含む)
- 2 通所介護(介護予防含む)
- 3 認知症対応型通所介護(介護予防含む)
- 4 訪問介護(介護予防含む)
- 5 夜間対応型訪問介護
- 6 訪問入浴介護(介護予防含む)
- 7 介護予防支援·居宅介護支援
- 8 その他(具体的に

(3) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設における 2012 年 3 月 31 日時点の貸借対照表を下表にご記入ください。決算が 3 月以外の場合、直近の決算日時点の状況について記入し、その旨を欄外に明記してください。該当科目を計上していない場合は空欄のままにしてください。

	科目	T			額	 	
	科  目			金 :	領 千		円
	1. 現金預金		百万	) 	<del>-   -  </del>	1	<u> </u>
Ι							
流							
動							
資	5. 会計区分外貸付金						
産							
生	流動資産計						
	1. 基本財産				+ -		
	(1) 土地						
	(2)建物						
	(3)基本財産特定預金						
	2. その他の固定資産						
П	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
固							
定	(3) 構築物等※1						
資	(4)投資有価証券						
産	(5)他会計区分長期貸付金				+ +		
/土	(6)移行時特別積立預金						
	(7)移行時減価償却特別積立預金				+ -		
	(8) その他の積立預金(具体的に )				+ +		
	(9) その他の固定資産※2				+ 1		
	固定資産計						
咨	産の部合計						
	1. 短期運営資金借入金						
	2						
Ш	0 +t-=n =t/ t+: k/r -t-+/ \						
流	4 ゆへシログルサス						
動負	5. 会計区分外借入金						
負	6. 引当金 (具体的に )						
債	7. その他の流動負債						
	流動負債計						
	1. 設備資金借入金						
	2. 長期運営資金借入金						
IV							
固							
定	5. 修繕引当金						
負							
債							
	8. その他の固定負債				1 1		
	固定負債計						
負	債の部合計						
M	1. 基本金						
	(1) 1 号基本金						
	(2) 2号基本金						
	(3) 3 号基本金						
	(4) 4 号基本金						
V							
純	■3. その他の積立金						
資	(1)移行時特別積立金						
産	(2)修繕積立金						
	(3)人件費積立金						
	(4) その他の積立金 (具体的に )						
	4. 次期繰越活動収支差額						
	うち当期活動収支差額						
	純資産の部合計						
	債及び純資産の部合計				+ 1		
	一体中田当体						

減価	i僧却累計額	
<i>V</i> -5X ПШ	10000000000000000000000000000000000000	
ア	<b>~ 建物</b>	円
	X 1/2	1.1
1 1	′ その他	P

※1:構築物、機械及び装置、車輌運搬具、器具及び備品について計上してください。

※2:建設仮勘定、権利は「その他の固定資産」に計上してください。

(4)(3)の貸借対照表の流動資産の有価証券及び固定資産の投資有価証券の内訳についてご記入 ください。

※合計額は貸借対照表の当該勘定科目の金額(千円未満を四捨五入)と一致させてください。

	国債 地方債等	社債	株式 投資信託等	合計
有価証券	千円	千円	千円	千円
投資有価証券	千円	千円	千円	千円

## 9 職員数・職員給与について

(1)下記の(2)でご記入いただく職員数(2012年3月31日時点)・職員給与(2012年3月分)・ 平均年齢・平均勤続年数(2012年3月31日時点)は、宛名ラベル記載の介護老人福祉施設の 分のみですか。または一体的に会計を行っているその他のサービス分も含まれますか。

1 介護老人福祉施設のみ

2 その他のサービス分も含まれる

(2) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設における職員数 (2012年3月31日時点)・職員給与 (2012年3月分)・平均年齢・平均勤続年数 (2012年3月31日時点)を次頁の表にご記入ください。

※複数の職種に従事している場合は、主として従事している職種のいずれか 1 つに分類して 記入してください。介護支援専門員として従事している者は、1~20 のいずれかに分類して 記入してください。主として従事している職種を決めがたい場合は、1~20 の数字の若い順 で優先して記入してください。

職員数についての詳細は14頁の下段の【参考:計算式及び記入方法について】をご参照ください。また、職員給与については<u>通勤手当、看護・介護職員に係る夜勤手当、賞与(年間支給額の1/12)も含めて計上してください。</u>なお、派遣職員については次頁の<①職員数・職員給与>には含めず、<②派遣職員数・派遣職員料金>にご記入ください。

## **<①職員数・職員給与>※派遣職員は含めません。**職員数 (2012 年 3 月 31 日時点) 職員給与 (2012 年 3 月分)

			正規	₹%1						ş	非 :	正	規※	2			
職種	換算 人員		糸	<u>}</u>	料			実人員	換算 人員				給	米	타		
	人	百	5	ı	千		円	人	人		Ĕ	万			千		円
1 介護老人福祉施設の管理者																	
2 地域密着型特定施設入居者生活介護の管理者																	ì
3 その他介護保険事業の管理者																	1
4 医師																	1
5 看護師																	1
6 准看護師																	
7 介護職員																	
8 うち介護福祉士																	
9 理学療法士																	
10 作業療法士																	
11 言語聴覚士																	
12 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師																	
13 生活相談員																	
14 うち社会福祉士																	
15 福祉用具専門相談員																	
16 栄養士																	
17 うち管理栄養士																	
18 調理員																	
19 事務職員																	
20 その他																	
21 介護支援専門員(再掲)																	
合 計 (1~20の合計)																	

※1: 非正規以外の従事者をいいます。

※2:いわゆる非正規雇用の者(パートタイマー、 有期契約労働者、アルバイト、契約社員など)が該当します。

## **<②派遣職員数・派遣職員料金>** 派遣職員数 (2012 年 3 月 31 日時点)派遣職員料金 (2012 年 3 月分)

	派遣職員						
	実人員 換算人員 派遣職員料金						
	人	人	百万	千	円		
1 派遣の看護師(准看護師を含む)							
2 派遣の介護職員							
3 うち派遣の介護福祉士							
合 計 (1~2の合計)							

## <③職員の平均年齢・平均勤続年数>

		正規	<b>!</b> %1	非正規※2			
		平均	平均勤続	平均	平均勤続		
		年齢	年数	年齢	年数		
		歳	年	歳	年		
1 看護師(浴	<b>能看護師を含む)</b>						
2 介護職員							
3 うち介	護福祉士						

※1: 非正規以外の従事者をいいます。

※2: いわゆる非正規雇用の者 (パートタイマー、 有期契約労働者、アルバイト、契約社員など) が該当します。

## <④派遣職員の平均年齢・平均勤続年数>

COMME TO THE TOTAL TARE									
		派遣	職員						
		平均	平均勤続						
		年齢	年数						
		歳	年						
1	派遣の看護師(准看護師を含む)								
2	派遣の介護職員								
	3 うち派遣の介護福祉士								

(3) 11 頁の(1) で2を選んだ場合、宛名ラベル記載の介護老人福祉施設に主として従事している下記の職員数をご記入ください。

## <①職員数>

101222			
	正規※1	非正	規※2
	換算人員	実人員	換算人員
	人	人	人
1 看護師(准看護師を含む)			
2 介護職員			
3 うち介護福祉士			
合計 (1~2の合計)			

※1: 非正規以外の従事者をいいます。

※2: いわゆる非正規雇用の者 (パートタイマー、 有期契約労働者、アルバイト、契約社員など) が該当します。

## <②派遣職員数>

	派遣	職員
	実人員	換算人員
	人	人
1 派遣の看護師(准看護師を含む)		
2 派遣の介護職員		
3 うち派遣の介護福祉士		
合計 (1~2の合計)	_	

#### 10 その他

- (1) 貸借対照表などの財務諸表について、自主的な公表(当該福祉サービスの利用を希望する者等からの請求により、財務諸表を閲覧に供した場合は除く)をしていますか。
  - 1 公表している
- 2 公表していない
- (1) 2 (1) で 1 を選んだ場合、その方法すべてにOをつけてください。
  - 1 ホームページ上に掲載
- 4 新聞等への広告
- 2 事務所における閲覧
- 5 その他

3 会報に掲載

(具体的に

)

- (2) 宛名ラベル記載の介護老人福祉施設では調理業務を委託していますか。
  - 1 委託している
- 2 委託していない
- (3) 当アンケートの調査結果をお送りすることをご希望なさいますか。 ご希望の場合、P2の連絡先のEメールアドレスが記入されているかご確認ください。
  - 1 希望する
- 2 希望しない

## 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

#### 【参考:計算式及び記入方法について】

・換算数は以下の計算式を用いて算出してください。

職員の1週間の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間

・ただし、1  $_{7}$ 月に数回の勤務である場合は、以下の計算式を用いて算出してください。 職員の1  $_{7}$ 月の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

- ・職員の勤務時間は実態に応じて算出してください。 管理者等の職種で事業別に従事した時間を把握することが困難である場合には、おおよその時間によって 算出してください。
- ・上記の計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計上してく ださい。

得られた結果が 0.1 に満たない場合は 0.1 と計上してください。

# 参考文献

- ・野村秀和『現代の企業分析』青木書店 1977年
- ・金本良嗣 宮島洋『公共セクターの効率化』東京大学出版会 1991年
- ・P・F・ドラッカー『非営利組織の経営』ダイヤモンド社 1991年
- ・二木立『90年代の医療と診療報酬』勁草書房 1992年
- ・田中滋『医療政策とヘルスエコノミクス』日本評論社 1993年
- ・E.ジェイムズ S.ローズエイカーマン『非営利団体の経済分析 学校,病院,美術館,フィランソロピー』多賀出版 1993年
- ・大橋英五『現代企業と経営分析』大月書店 1994年
- ・二木立『「世界一」の医療費抑制政策を見直す時期』勁草書房 1994 年
- ・山井和則 斉藤弥生『体験ルポ日本の高齢者福祉』岩波書店 1994年
- ・レスター・M・サラモン『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社 1994年
- ・梅沢昌太郎『新版 非営利・公共事業のマーケティング ふるさと・生協・農協 (JA) の活性化戦略』白桃書房 1995 年
- ・角瀬保雄『現代会計基準論 批判から提言へ』大月書店 1995年
- ・二木立『日本の医療費 国際比較の視角から』医学書院 1995年
- ・ピーター・F・ドラッカー『非営利組織の「自己評価手法」 参加型マネジメントへのワークブック』ダイヤモンド社 1995年
- ・電通総研『NPOとは何か 民間非営利組織 社会サービスの新しいあり方』日本経済 新聞出版社 1996年
- ・小山秀夫『高齢者ケアのマネジメント論』厚生科学研究所 1997年
- ・富沢賢治 川口清史『非営利・協同セクターの理論と現実 参加型社会システムを求めて』日本経済評論社 1997年
- ・広井良典『ケアを問いなおす 〈深層の時間〉と高齢化社会』筑摩書房 1997年
- ・山内直人『ノンプロフィット・エコノミー NPOとフィランソロピーの経済学』日本 評論社 1997 年
- ・「公益法人の設立許可及び指導監督基準」 1997年
- ・大守隆 田坂治 宇野裕 一瀬智弘『介護の経済学』東洋経済新報社 1998 年
- ・小島廣光『非営利組織の経営 日本のボランティア』北海道大学図書刊行会 1998 年
- ・若林茂信「「内部留保」とは「正味財産」の問題である」『月刊公益法人』Vol.29 No11 1998 年
- ・河野隆「過大な内部留保の会計的解消策」『月刊公益法人』Vol.30 No8 1999 年
- ・経済企画庁国民生活局『海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査』大 蔵省印刷局 1999 年
- ・広井良典『日本の社会保障』岩波書店 1999年
- ・レスター・M・サラモン『NPO最前線 岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店 1999年
- ・角瀬保雄『非営利・協同と民主的医療機関』同時代社 2000年

- ・木下照嶽 野村健太郎 黒川保美『政府/非営利組織の経営・管理会計 -政府/自治 体/大学/病院-』創成社 2000 年
- ・二木立『介護保険と医療保険改革』勁草書房 2000年
- ・三浦文夫『介護保険施設の経営戦略 その理論と実践』中央法規 2000 年
- ・熊谷重勝「キャッシュフロー計算書と内部留保」『立教経済学研究』第 54 巻 第 4 号 2001 年
- ・小宮徹「引当金・引当預金と内部留保」『月刊公益法人』Vol.32 No.10 2001 年
- ・西田在賢『医療・福祉の経営学』薬事日報社 2001年
- ・日本社会保障法学会『講座 社会保障法 第4巻 医療保障法・介護保障法』法律文化社 2001年
- ・G.エスピン アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』 ミネルヴァ書房 2001 年
- ・ $C^2P$  NPO 法人 地域ケア政策ネットワーク『個室化・ユニットケア〈特養ホームはこう 変わる〉』 2002 年
- ・公益財団法人公益法人協会『公益法人制度改革の主要論点に関する考え方-法制・税制 - (平成15年度討議のまとめ) 2003年
- ・島田恒『非営利組織研究 その本質と管理』文眞堂 2003 年
- ・西村総合法律事務所『ファイナンス法大全 上』商事法務 2003 年
- ・西村総合法律事務所『ファイナンス法大全 下』商事法務 2003 年
- ・前田由美子「診療報酬のあり方に関する一考察-再生産費用とあるべき医療費の計算-」 『日医総研ワーキングペーパー』 79 2003 年
- ・田中滋「これからの高齢者介護」『医療と社会』Vol.14 No.1 2004年
- ・塚本一郎 古川俊一 雨宮孝子『NPOと新しい社会デザイン NON PROFIT ORGANIZATION』同文舘出版 2004年
- ·松葉邦敏『新公益法人会計基準』税務経理協会店 2004 年
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 15 年度医療施設経営安定化推進事業『医療機関の経営評価方法に関する調査研究』 2004 年
- ・森田一寿『医療福祉マネジメントの実践 MBAによる人的資源管理への接近法』日本 図書刊行会 2004年
- ・「公益法人制度改革に関する有識者会議 第20回」平成16年9月29日 2004年
- ・松原由美『これからの中小病院経営』医学書院 2004 年
- ・足立浩「「非営利・共同」の医業経営における管理会計活用の必要性と課題」『高齢社会 の医療・福祉経営-非営利事業の可能性-』桜井書店 2005 年
- ・新谷司「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の事業経営」『高齢社会の医療・福祉 経営-非営利事業の可能性-』桜井書店 2005 年
- ・大橋英五『経営分析』大月書店 189 頁 2005 年

- ·会計学中辞典編集委員会『会計学中辞典』青木書店 2005 年
- ・小山秀夫「経営利益の適正化」『介護保険情報』 2005年11月
- ・社会福祉法人経営研究会編『社会福祉法人経営の現状と課題』全国社会福祉協議会 2006 年
- ・長光雄「公益法人の内部留保算定における諸問題の検討」『非営利法人』No.720 2005 年 2 月
- ・東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫「株式会社の内部留保規定と学校法人の内部留保規定との差異は正当か」『法律文化』 2005 年 May
- ・野村秀和『高齢社会の医療・福祉経営 非営利事業の可能性』桜井書店 2005 年
- ・三好春樹『介護の専門性とは何か』雲母書房 2005年
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 16 年度医療施設経営安定化推進事業『病院経営をはじめ とした非営利組織の経営に関する調査研究』 2005 年
- ・松原由美「民間病院の経営分析と資金調達」『講座 現代の医療経済・政策学3保健・ 医療提供制度』勁草書房 2006 年
- ・千葉正展『福祉経営論』ヘルス・システム研究所 2006 年
- ・広井良典『持続可能な福祉社会 「もうひとつの日本」の構想』筑摩書房 2006 年
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 17 年度医療施設経営安定化推進事業『病院経営管理指標 (病院経営指標、病院経営収支調査年報、主要公的医療機関の状況) 改正のための調査 研究』 2006 年
- ・平成8年12月19日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ 平成18年8月15日一部改正 2006年
- ·安藤英義 新田忠誓 伊藤邦雄 廣本敏郎『会計学大辞典』中央経済社 2007年
- ・二木立『介護保険制度の総合的研究』勁草書房 2007年
- ・全日本病院協会 病院のあり方委員会『病院のあり方に関する報告書』全日本病院協会 2007年
- ・苅米裕『公益法人をめぐる新しい会計・制度・税務』財経詳報社 2008 年
- ・千葉正展「自立と自律の経営で社福法人の使命を果たす」『介護保険情報』100 号 2008 年7月
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 19 年度医療施設経営安定化推進事業『病院経営管理指標 及び中小病院の経営の方向性に関する調査』 2008 年
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 19 年度老人保健事業推進費等補助金事業『介護人材確保 に向けた介護サービスとそれに対する施策の調査研究』 2008 年
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 20 年度老人保健事業推進費等補助金事業 『介護サービ ス施設・事業者の効率的経営を図るための経営指標等に関する調査研究』 2008 年
- ・日本介護経営学会 平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金事業『準市場としての介護 保険制度における経営状況並びにマネジメントからみた介護サービスの質の向上等に関

する調査研究』2008年

- ・矢野聡「介護保険制度が直面する課題について」『週刊社会保障』No.2505 2008 年 11 月 10 日
- ・久保友美「京都府 NPO 法人の内部留保に関する考察」『非営利法人研究学会誌』2009 年 11 月
- ・権丈善一『社会保障の政策転換 再分配政策の政治経済学 V』 慶應義塾大学出版会 2009 年
- ・島田恒『非営利組織のマネジメント 使命・責任・成果』東洋経済新報社 2009 年
- ・田中滋 古川俊治『MBAの医療・介護経営』医学書院 2009 年
- ・二木立『医療改革と財源選択』勁草書房 2009年
- ・小栗崇資 谷江武士『内部留保の経営分析-過剰蓄積の実態と活用』学習の友社 2010 年
- ・鈴木亘『財政危機と社会保障』講談社 2010年
- ・堤修三『介護保険の意味論』中央法規 2010年
- ・藤井賢一郎ほか「介護老人福祉施設の財務と「再生産コスト」に関する基礎研究」『介護 経営』 第5巻 第1号 2010年
- ・松原由美「介護事業者の経営のあり方」『社会保険旬報』No.2439 2010年
- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング『地域包括ケア研究会報告書』厚生労働省 2010 年
- ・池田省三『介護保険論 福祉の解体と再生』中央法規 2011年
- ・鈴木亘 八代尚宏『成長産業としての医療と介護 少子高齢化と財源難にどう取り組む か』日本経済新聞出版社 2011年
- ・田中滋 他編著『介護イノベーション』第一法規出版 2011年
- ・高橋淑郎『医療バランスト・スコアカード研究 実務編』生産性出版 2011年
- ・高橋淑郎『医療バランスト・スコアカード研究 経営編』生産性出版 2011年
- ・二木立『民主党政権の医療政策』勁草書房 2011年
- ・広井良典『創造的福祉社会 「成長」後の社会構想と人間・地域・価値』 筑摩書房 2011 年
- ・西田在賢『ソーシャルビジネスとしての医療経営学』薬事日報社 2011年
- ・松本勝明『ヨーロッパの介護政策 ドイツ・オーストリア・スイスの比較分析』ミネルヴァ書房 2011 年
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 22 年度老人保健事業推進費等補助金事業『持続可能な介護保険施設経営のあり方に関する調査研究』2011 年
- ・会計理論学会 2010 年度スタディ・グループ最終報告『経営分析の現代的課題-内部留保 を・中心にー』、119 頁、2011 年 9 月 23 日会計理論学会第 26 回全国大会
- ・結城康博『日本の介護システム 政策決定過程と現場ニーズの分析』岩波書店 2011年
- ・足立浩『社会的責任の経営・会計論』創成社 2012年

- ・公益財団法人介護労働安定センター『平成 24 年版 介護労働の現状 I ~介護事業所における労働の現状~』 2012 年
- ・権丈善一「医療保障政策と医療団体の政治経済学的位置」『医療を営利産業化していいの か』平成22・23年度 医療政策会議報告書 日本医師会医療政策会議 2012年1月
- ・株式会社社会保険研究所『介護保険制度の解説(法令付)平成24年4月版』 2012年
- ・特別養護老人ホーム緑風園総合施設長 菊地雅洋「特養の内部留保批判に答える」『シニア・コミュニティ』 2012 年 3・4 月号
- ・二木立『TPPと医療の産業化』勁草書房 2012年
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 23 年度老人保健事業推進費等補助金事業『要介護高齢者 の住まい(住宅、施設)の機能と評価のあり方に関する調査研究』2012 年
- ・明治安田生活福祉研究所 平成 23 年度老人保健事業推進費等補助金事業『介護老人保健 施設のあり方に関する調査研究』2012 年度
- ・シルバーサービス振興会 平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金事業『地域包括ケア 実現のための第5期介護保険事業計画(日常生活圏域ニーズ調査)における介護保険外 サービスの内容及び供給目標等に関する調査研究』2013年
- ・田中滋「医療の非営利性・公益性について」『病院』72巻2号 医学書院 2013年2月
- ・松原由美「特養の内部留保に関する一考察」『社会保険旬報』No.2523、2524 2013 年
- Peter F. Drucker 『MANAGING THE NON-PROFIT ORGANIZATION Practice and Principles』 Harper Business 1992 年
- · Christopher T. Payne 『Strategic Capital Planning for Healthcare Organizations』 IRWIN 1995年
- · William O. Cleverley, PhD 『Essentials of Health Care Finance』 AN ASPEN PUBLICATION 1997年
- · Patrick Jeurissen『For-profit Hospitals』Optima Grafische Communicatie 2010年
- · Robert P. Fry, Jr. 『NONPROFIT INVESTMENT POLICIES Practical Steps for Growing Charitable Funds』 John Wiley & Sons, Inc 1998年
- Thomas A. McLaughlin 『Nonprofit Mergers and Alliances A Strategic Planning Guide』 WILEY 1998年
- · Michael Nowicki 『The FINANCIAL MANAGEMENT of Hospital and Healthcare Organizations』 Health Administration Press 1999 年
- · Thomas K. Hyatt Bruce R. Hopkins 『The Law of Tax-Exempt Healthcare Organizations』WILEY 2001年
- · William N. Zelman Michael J. McCue Alan R. Millikan Noah D. Glick 『Financial Management of Health Care Organizations』 Blackwell 2003年
- · Bruce R. Hopkins [Planning Guide for The Law of Tax-Exempt Organizations:

Strategies and Commentaries』WILEY 2004年

- ・Bruce R. Hopkins 『Starting and Managing a Nonprofit Organization A Legal Guide』 WILEY 2005 年

## 謝辞

本研究を完成させるにあたっては、様々な方々のご支援・ご協力を頂いた。

本研究は平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金「介護老人福祉施設等の運営及び 財政状況に関する研究事業」のデータを用いたものだが、当該研究事業遂行にあたって は、当該研究事業委員長であり、修士時代からの恩師である慶應義塾大学大学院の田中 滋教授はじめ、委員の方々から多くの貴重なアドヴァイスを頂いた。

博士学位の申請論文化にあたっては、日本福祉大学の二木立教授(現日本福祉大学学長)、足立浩教授、新谷司教授から数々のご助言・ご指導を賜った。

特に足立先生には、懇切丁寧にご指導頂き、誠実に研究する、誠実に教育するとは どういうことか、ご指導を通じて(まさに背中を見て)研究者、教育者のあるべき姿を 改めて教わることができ、筆者にとり貴重な経験となった。

また、筆者の属する明治安田生活福祉研究所の上司、同僚、部下の理解や協力があってこそ、研究に取組むことが出来た。

これら多くのご指導・ご協力により、筆者の本研究に対する理解が深まり、本研究が出来上がった。ここに心から感謝申しあげる。

最後に、事実誤認、間違いなどがあれば、それは全て筆者の責任である。

2013年9月25日 松原 由美

## 追記

本博士論文の一部に説明不足の点があったため、以下に追記する。

本博士論文では、論文内で既述のとおり「平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金 介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書」(以下、H24 年度報告書)(明治安田生活福祉研究所)データを用いた。本博士論文において H24 年度報告書のデータを用いることは、明治安田生活福祉研究所の「リスク管理・コンプライアンス・情報保護推進委員会」において倫理審査を実施し、承認を得ている。

同報告書と本博士論文の執筆時期が重なったことから、引用の記載に漏れがあったことをお詫びし、追記する。

2024年10月1日 松原 由美